

広域的運営推進機関の業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可について

(趣旨)

令和3年3月2日付けで広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）より経済産業大臣に対して業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可申請があり、4月5日付けで経済産業大臣から意見の求めがあったところ。

当該認可に係る電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）としての回答について御審議いただく。

1. 経緯

令和3年3月2日付けで広域機関より経済産業大臣に対して業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可申請があり、4月5日付けで経済産業大臣から意見の求めがあったところ。（資料4-1及び4-2）

2. 変更の主な内容

変更の主な内容は、以下のとおり。

(1) 電気事業法改正に伴う新規業務の追加に関する規定の変更

- 令和2年6月の電気事業法改正により、広域機関に以下の業務が新たに追加されたことに伴い、業務規程及び送配電等業務指針を改正。

①広域系統整備計画の届出

我が国全体の系統整備を効果的に実施するため、広域機関が、費用便益評価に基づき、地域間連系線等の増強の具体的計画（広域系統整備計画）を策定し、経済産業大臣に届出を行うこと。

②広域系統整備交付金の交付

広域系統整備計画に基づき系統増強等を行う事業者に対し、卸電力取引所からの値差収益を原資とした交付金を交付。

③災害等復旧費用の交付金の交付

一般送配電事業者が災害等により発生した停電を早期に解消するため、一般送配電事業者が毎年一定額の拠出金を広域機関に納付する災害等復旧費用の相互扶助制度が創設。広域機関は、当該制度に基づき、被災したエリアの一般送配電事業者に対し、復旧費用に充当するための交付金を拠出金から交付。

(2) 系統アクセスに関する規定の変更

- 現在、発電事業者が同一地域で10万kW以上の発電所を廃止、建て替え（以下「リプレース」という。）を行い同一系統にアクセスする場合は、新規発電設備等の連系の場合と同様に取り扱うことが公平であるとの考えから、広域機関はそのリプレースの情報を公開し、当該系統への他の連系希望者を募集することとされている。

- ・他方、10万kW以上の発電所であっても、長期計画停止など廃止に該当しない案件は、リプレースによる情報公開の対象外となるため、リプレースを行う事業者以外の事業者は情報を取得することが困難。
- ・このため、情報公開に関するルールを見直し、廃止に限らず長期計画停止や最大受電電力の減少により送電系統の連系可能量が10万kW以上増加することが確実に見込まれる場合には、一般送配電事業者は、増加する連系可能量、時期及び連系可能量が増加する送電系統をウェブサイトにおいて公表する旨等を追加。

3. 認可申請に係る意見

変更案の内容について、審査基準に照らして特段の問題はないと判断される。委員会として、資料4-3及び4-4のとおり、当該認可を行うことに異存がない旨を回答することとしたい。

〔参考1〕 手続きの流れ

広域機関が業務規程を変更しようとする場合、電気事業法第28条の4第3項に基づき、経済産業大臣の認可を受けなければならないこととされている。経済産業大臣は、業務規程の変更の認可申請を受けた場合、同法第66条の11第1項第5号の規定に基づき、委員会の意見を聴取する。

また、広域機関の送配電等業務指針の変更については、電気事業法第28条の4第6第1項に基づき、経済産業大臣の認可を受けなければ効力を生じないこととされている。業務規程の場合と同様に、経済産業大臣は、送配電等業務指針の変更の認可申請を受けた場合、同法第66条の11第1項第5号の規定に基づき、委員会の意見を聴取する。

〔参考2〕 関連条文

■ 電気事業法

(業務規程)

第二十八条の四十一 推進機関の業務規程には、業務及びその執行に関する事項その他の経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の業務及びその執行に関する事項には、第二十八条の四十四第一項の規定による指示があつた場合において、当事者である会員が支払い、又は受領すべき金額その他指示の実施に関し必要な事項が含まれていなければならない。

3 推進機関は、業務規程を変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

(送配電等業務指針の認可)

第二十八条の四十六 送配電等業務指針は、経済産業大臣の認可を受けなければその効力を生じない。その変更(経済産業省令で定める軽微な事項に係るものを除く。)についても、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請に係る送配電等業務指針が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 内容が法令に違反しないこと。

二 策定又は変更の手続が法令及び定款に違反しないこと。

三 不当に差別的でないこと。

3～4 (略)

(委員会の意見の聴取)

第六十六条の十一 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かななければならない。

一～四 (略)

五 第十条第一項若しくは第二項(これらの規定を第二十七条の十二において準用する場合を含む。)、第十四条第二項(第二十七条の十二において準用する場合を含む。)、第十八条第一項若しくは第二項ただし書、第二十二条の二第一項ただし書、第二十七条の十一の二第一項ただし書、第二十八条の十四第一項、第二十八条の四十一第三項、第二十八条の四十六第一項、第二十八条の四十九、第九十九条第一項又は第九十九条の七第一項の認可をしようとするとき。

六～十三 (略)

2 (略)

■ 電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

第1 審査基準

(1)～(34) 略

(35) 第28条の4第3項の規定による広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可
第28条の4第3項の規定による広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可に係る審査基準については、当該変更後の業務規程の内容が法令に適合し、かつ、当該変更後の業務規程に虚偽の記載がないこと及び「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」の該当部分に適合することとする。

(36) 第28条の4第1項の規定による広域的運営推進機関の送配電等業務指針の認可及び変更の認可

第28条の4第1項の規定による広域的運営推進機関の送配電等業務指針の認可及び変更の認可に係る審査基準については、当該送配電等業務指針の内容に虚偽の記載がないこと、同条第2項各号のいずれにも適合すること及び「電気事業法第28条の4第1項の規定による送配電等業務指針の認可の基準について」(別添3)に適合することとする。

■ 「別添2 電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」より抜粋

2. 業務規程に記載されている内容について、業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実であると認められることの基準

(4) 第28条の40第1項第4号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

①～⑦ (略)

⑧ 推進機関は、地域間連系線等の整備計画を策定する旨及び地域間連系線等の整備計画の策定に当たっては、委員会等を設け、既設の設備の状況、その更新計画等の実態も踏まえた検討を行う旨

⑨～⑫ (略)

(11) 推進機関が第28条の40第2項に掲げる業務を行う場合にあっては、同業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

① 推進機関は、必要に応じ災害等扶助交付金を一般送配電事業者又は送電事業者たる会員に交付する旨及び交付額の決定に必要な事項を定める旨

② 推進機関は、災害等扶助交付金の交付対象と認められる額から当該会員による一割の自己負担分を控除した額を交付する額とする旨

③ 推進機関は、災害等扶助交付金の交付のため、積立基準額及び事業年度毎の拠出金(1.(6)⑤に規定する拠出金をいう。以下④から⑥までにおいて同じ。)の総額を、令和7年度までの間、経済産業省から通知を受けた額を踏まえて算定する旨

④ 推進機関は、積立基準額及び事業年度毎の拠出金の総額について少なくとも5年ごとに見直しを行う旨

⑤ 推進機関は、事業年度末において積立基準額を上回る積立残高がある場合においては、当該事業年度の次の事業年度においては会員に対して拠出金を課さない旨

⑥ 推進機関は、ある事業年度に交付する災害等扶助交付金の額が積立残高を超える場合

においては、当該超える金額は、翌事業年度以降に納付される拠出金をもって交付する旨

■「別添3 電気事業法第28条の46第1項の規定による送配電等業務指針の認可の基準について」より抜粋

1. 法第28条の45第1号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

(3) 第28条の47に基づき推進機関が策定する広域系統整備計画には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならないこととする旨

①地域間連系線等の増強の必要性、その代替案との比較の考え方

②増強する送電容量の考え方

③増強方法（既設増強、新設、概略ルート）の考え方

④概算工事費の考え方

⑤増強の完了時期

⑥地域間連系線等に係る建設、維持及び運用の実施方策の案（以下「実施案」という。）及びこれを実施する事業者（以下「事業実施主体」という。）の選定結果

⑦受益者に関する考え方

⑧費用負担割合に関する考え方及び費用負担割合

(4) 広域系統整備計画の策定及び実施に関する少なくとも次に掲げる事項

①総合資源エネルギー調査会令（平成12年政令第293号）に基づく審議会等（以下単に「審議会等」という。）を踏まえた、広域系統整備計画の策定に当たる標準検討期間

②広域系統整備計画を策定した場合の定期的な追跡調査の方法

③広域系統整備計画に係る事業実施主体は、定期的に、推進機関に対し、当該計画の進捗の確認に必要な情報として、推進機関が定める情報を、提出しなければならないこと。

(5) 推進機関は、以下の要件を満たす場合には、広域系統整備計画策定の手続（以下「計画策定プロセス」という。）を開始しなければならない旨

①経済産業大臣からの地域間連系線等の整備に関する検討の要請があった場合

②推進機関が、以下の観点から、計画策定プロセスの開始が必要であると認める場合
イ 安定供給の観点

・複数の発電機の計画外停止が実際に発生し、このことにより一般送配電事業者の供給予備力を超える大幅な供給力が喪失した際に、地域間連系線が運用容量まで使用されたにも関わらず供給支障が発生した場合

・発生し得る大規模事故、災害等の影響分析等により、電力の安定供給を確保する必要があると認められる場合

ロ 広域的な電力取引の環境整備の観点

・送配電等業務指針においてあらかじめ定める定量的な要件に照らして、地域間連

系線の空容量その他の利用状況を確認し、計画策定プロセスを開始する必要があると認められる場合

- ・送配電等業務指針においてあらかじめ定める定量的な要件に照らして、電力市場の分断の発生その他の電力市場取引の実績を確認し、計画策定プロセスを開始する必要があると認められる場合
- ・送配電等業務指針においてあらかじめ定める定量的な要件に照らして、地内基幹送電線に係る運用容量、最大需要時又は最小需要時の潮流状況の調査による出力制限の状況を勘案し、計画策定プロセスを開始する必要があると認められる場合
- ・送配電等業務指針においてあらかじめ定める定量的な要件に照らして、過去の計画策定プロセスで実現しなかった地域間連系線等の増強計画その他の過去の実績を確認し、計画策定プロセスを開始する必要があると認められる場合

③電気供給事業者より、下記（６）の観点からその必要性に関する提起があった場合であって、以下の要件を満たす場合

イ 下記（６）①に基づく提起がなされた場合にあつては、上記②イと同様、安定供給の観点から必要性が認められる場合

ロ 下記（６）②又は③に基づく提起がなされた場合にあつては、以下の要件を満たす場合

- ・提起者が希望する接続又は取引に係る電力が、推進機関が確認する追加的に送電することができる電力を超過し、その電力が一定規模以上である場合
- ・提起者の費用負担の意思及び費用負担の意思を裏付ける財務的能力があると認められる場合
- ・提起の対象となる電線路が、地内基幹送電線であつて、直接的には地域間連系線の運用容量の算定等に影響を与えない電線路である場合にあつては、推進機関が一般送配電事業者に対して当該電線路に係る状況確認を行った上、当該一般送配電事業者の当該電線路の整備計画では、提起された内容が実現できないと認められる場合

（６）電気供給事業者は、以下の要件を満たす場合、推進機関に対して、計画策定プロセスの開始を提起できることとする旨

①一般送配電事業者が、安定供給の観点から必要であると認める場合

②電気供給事業者が、新たに発電用の電気工作物を設置することに伴い必要性が生ずる場合として、以下に該当する場合

イ 系統アクセスに係る接続検討を申し込み、その回答を得ていること（連系不可の回答を得ている場合を含む。）。

ロ 設置する電源の規模の合計が一定規模以上であること（複数の電気供給事業者が共同で提案する場合を含む。）。

ハ 当該電気工作物を活用して、広域的な電力取引を行おうとする者であること。

③電気供給事業者が、広域的な電力取引を希望する場合として、一定規模以上の電力の広域的な取引を拡大しようとする場合（複数の電気供給事業者が共同で提案する場合

を含む。)

(7) 推進機関は、計画策定プロセスを次のとおり進めなければならない旨

①上記(5)②又は③により計画策定プロセスを開始する場合には、以下の内容を含む計画策定プロセスの進め方を策定する。また、電気供給事業者からの提起をもって計画策定プロセスを開始した場合には、当該電気供給事業者に対し、その旨を書面で通知する。

イ 対象となる地域間連系線等について、過去の検討結果又は現在検討を行っている若しくは行おうとしている案件との照合結果

ロ 計画策定プロセスの必要性

ハ 提起内容から想定される標準検討期間

②計画策定プロセスの進め方を踏まえ、少なくとも以下の内容を含む地域間連系線等の整備に係る基本要件を定める。

イ 増強の目的及び期待される効果

ロ 必要な増強容量

ハ 概略ルート

ニ 工事期間

ホ 概算工事費

ヘ 今後の予定

③地域間連系線等の整備に係る基本要件を検討するに際しては、必要に応じ、提起者以外の事業者を募集し、受益者を特定した上で、当該事業者の希望に応じた増強容量等を定める。

④実施案を募集するための公募要領(評価方法を含む。)を策定し、公募の上、実施案及び事業実施主体を決定する(ただし、既存設備の増強を行うことが最も合理的であることが明らかな場合その他募集を行う必要がない場合を除く。)

⑤当該実施案の実施に係る受益者及び費用負担の割合を以下のとおり定め、費用負担の割合の設定根拠を公表する。

イ 費用負担については、受益者負担を原則とし、推進機関が個別の実施案ごとに増強目的に応じて、一般負担分と特定負担分の別や一般負担の配分を決定する

ロ 地域間連系線等の増強効果と受益者(費用負担者)の基本的な考え方を例示する

ハ 費用負担者の特定負担及び一般負担分の費用負担の割合の決定手続きを定める

ニ 費用負担の割合の決定に不服がある場合等の手続き(再検討の申請、提起者の提起の取下げ等)について定める。

⑥推進機関は、標準検討期間内に広域系統整備計画を取りまとめることができない場合は、新たな取りまとめの用途を定め、当該期間内に中間報告とともに公表する。

⑦計画策定プロセスの開始を提起した電気供給事業者や同プロセスに応募した者は、推進機関が受益者及び費用負担割合を決定するまでの間は、合理的な理由があれば、提起や応募の取下げ、事業計画の変更等を認める旨

(8) 広域系統整備計画の実施主体は、推進機関が広域系統整備交付金交付業務を行うため、第28条の47第2項第1号の電気工作物の整備又は更新に関する費用の額を推進機関に提出しなければならない旨

2. 法第28条の45第2号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

(15) 一般送配電事業者は、電源廃止等により一定規模以上の連系可能量が増加する場合の取扱いについて定める旨

6. 省令第13条第4号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること

(9) 災害等扶助交付金の交付申請に関する事項

一般送配電事業者及び送電事業者は、電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用の一部について、推進機関に対して、第28条の40第2項に掲げる交付金の交付を申請できる旨

経済産業省

官 印 省 略
20210302資第19号
令和3年4月5日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可について

電気事業法(昭和39年法律第170号)第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第28条の4第3項に規定する業務規程の変更の認可について、貴委員会の意見を求めます。

様式第 8 (第 10 条関係)

業務規程変更認可申請書

令和 3 年 3 月 2 日

経済産業大臣殿

電力広域的運
理事長 金本
住 所 東京

2-15

電気事業法第 28 条の 41 第 3 項の規定に基づき、業務規程の変更の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更しようとする内容
別紙 1 のとおり。
- 2 変更しようとする年月日
経済産業大臣の認可を受けた日。
- 3 変更しようとする理由
新業務への対応に関する変更等を行うため。
- 4 業務規程の変更の認可を申請するまでの経過の概要
別紙 2 のとおり。



電力広域的運営推進機関 業務規程 新旧対照表

変更前（変更点に下線）

平成27年4月1日施行
令和 年 月 日変更

業務規程

電力広域的運営推進機関

変更後（変更点に下線）

平成27年4月1日施行
令和 年 月 日変更

業務規程

電力広域的運営推進機関

変更前 (変更点の下線)

(変更履歴)

平成27年4月1日施行
 平成27年4月28日変更
 平成27年8月31日変更
 平成28年4月1日変更
 平成28年7月11日変更
 平成29年4月1日変更
 平成29年9月6日変更
 平成30年4月1日変更
 平成30年6月29日変更
 平成30年10月1日変更
 平成31年4月1日変更
 令和元年7月1日変更
 令和2年2月1日変更
 令和2年7月8日変更
 令和2年10月1日変更

変更後 (変更点の下線)

(変更履歴)

平成27年4月1日施行
 平成27年4月28日変更
 平成27年8月31日変更
 平成28年4月1日変更
 平成28年7月11日変更
 平成29年4月1日変更
 平成29年9月6日変更
 平成30年4月1日変更
 平成30年6月29日変更
 平成30年10月1日変更
 平成31年4月1日変更
 令和元年7月1日変更
 令和2年2月1日変更
 令和2年7月8日変更
 令和2年10月1日変更
令和 年 月 日変更

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>(用語)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一～十 (略)</p> <p>十一 「周波数調整」とは、一般送配電事業者たる会員が、<u>法第26条第1項に基づき</u>、供給区域の周波数の維持に努めるため、需要に応じた電気の供給量を調整する業務をいう。</p> <p>十二～十九 (略)</p> <p>二〇 (略)</p> <p>二一 (略)</p> <p>二二 (略)</p> <p>二三 (略)</p> <p>二四 (略)</p> <p>二五 「系統連系希望者」とは、送電系統への連系等を希望する者 (<u>ただし、一般送配電事業者は除く。</u>) をいう。</p> <p>二六 (略)</p> <p>二七 (略)</p> <p>二八 (略)</p> <p>二九 (略)</p> <p>三〇 (略)</p> <p>三一 (略)</p> <p>三二 (略)</p> <p>三三 (略)</p> <p>三四 (略)</p> <p>三五 (略)</p> <p>三六 「前日スポット取引」とは、一般社団法人日本卸電力取引所 (以下「卸電力取引所」という。) が運営する翌日受渡しの電気の取引をいう。</p> <p>三七 (略)</p> <p>三八 (略)</p> <p>三九 (略)</p> <p>四十 (略)</p> <p>四一 (略)</p> <p>四二 (略)</p> <p>四三 「間接送電権」とは、卸電力取引所が運営する前日スポット取引において、市場分断が発生した場合に、供給区域間の約定価格の差を精算する商品をいう。</p> <p>四四 (略)</p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一～十 (略)</p> <p>十一 「周波数調整」とは、一般送配電事業者たる会員が、<u>法第26条第1項の規定により</u>、供給区域の周波数の維持に努めるため、需要に応じた電気の供給量を調整する業務をいう。</p> <p>十二～十九 (略)</p> <p>二十 (略)</p> <p>二十一 (略)</p> <p>二十二 (略)</p> <p>二十三 (略)</p> <p>二十四 (略)</p> <p>二十五 「系統連系希望者」とは、送電系統への連系等を希望する者 (<u>一般送配電事業者を除く。</u>) をいう。</p> <p>二十六 (略)</p> <p>二十七 (略)</p> <p>二十八 (略)</p> <p>二十九 (略)</p> <p>三十 (略)</p> <p>三十一 (略)</p> <p>三十二 (略)</p> <p>三十三 (略)</p> <p>三十四 (略)</p> <p>三十五 (略)</p> <p>三十六 「翌日取引」とは、一般社団法人日本卸電力取引所 (以下「卸電力取引所」という。) が運営する翌日受渡しの電気の取引をいう。</p> <p>三十七 (略)</p> <p>三十八 (略)</p> <p>三十九 (略)</p> <p>四十 (略)</p> <p>四十一 (略)</p> <p>四十二 (略)</p> <p>四十三 「間接送電権」とは、卸電力取引所が運営する<u>翌日取引</u>において、市場分断が発生した場合に、供給区域間の約定価格の差を精算する商品をいう。</p> <p>四十四 (略)</p>
<p>(情報の管理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 法人等から本機関への出向者 (以下「出向者」という。) の出向元と本機関が締結する出向協定書等において、出向者が出向元に復帰した後、別紙2-1に定める職員行動規範第2条に反する行為をしたときの当該出向者への処分に関する事項等を定める。</p>	<p>(情報の管理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 法人等から本機関への出向者 (以下「出向者」という。) の出向元と本機関が締結する出向協定書等において、出向者が出向元に復帰した後、別紙2-1に定める職員行動規範第2条の<u>規定</u>に反する行為をしたときの当該出向者への処分に関する事項等を定める。</p>

変更前（変更点以下線）	変更後（変更点以下線）
<p>2 （略）</p> <p>3 本機関は、役員又は職員が業務上作成又は取得した文書について、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第11条第1項から第3項の規定に準じた適正な管理及び公表を行う。</p>	<p>2 （略）</p> <p>3 本機関は、役員又は職員が業務上作成又は取得した文書について、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第11条第1項から第3項までの規定に準じた適正な管理及び公表を行う。</p>
<p>（事務局）</p> <p>第10条 （略）</p> <p>2 事務局は、<u>理事長が法第28条の28に基づき</u>任命する職員等で構成する。</p> <p>3～6 （略）</p> <p>7 各部等及び広域運用センターの業務分掌は、別表2-1の<u>通り</u>とする。</p> <p>8 （略）</p>	<p>（事務局）</p> <p>第10条 （略）</p> <p>2 事務局は、<u>法第28条の28の規定により、理事長が任命する職員等</u>で構成する。</p> <p>3～6 （略）</p> <p>7 各部等及び広域運用センターの業務分掌は、別表2-1の<u>とおり</u>とする。</p> <p>8 （略）</p>
<p>別紙2-1：職員行動規範</p> <p>第8条 職員は、<u>法第28条の30に基づき</u>、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する者とみなされることを踏まえ、国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号）その他の法令を踏まえ、業務上、業務外を問わず、適切に行動しなければならない。</p>	<p>別紙2-1：職員行動規範</p> <p>第8条 職員は、<u>法第28条の30の規定により</u>、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する者とみなされることを踏まえ、国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号）その他の法令を踏まえ、業務上、業務外を問わず、適切に行動しなければならない。</p>
<p>（職員等の確保等に関する中長期方針）</p> <p>第15条 本機関は、前3条を踏まえ役職員の登用、確保及び配置・育成に関する中長期的な方針を定期的に定める。</p>	<p>（職員等の確保等に関する中長期方針）</p> <p>第15条 本機関は、前3条の<u>規定</u>を踏まえ、<u>役職員の登用、確保、配置及び育成</u>に関する中長期的な方針を定期的に定める。</p>
<p>（需要想定及び需要想定要領の検証）</p> <p>第20条 （略）</p> <p>2 本機関は、<u>前項に基づき</u>提出を受けた情報その他の本機関が業務を通じて得た情報及び知見に基づき、次の各号に掲げる事項について、過去の需要想定及び需要想定要領の検証を行う。</p> <p>一～四 （略）</p>	<p>（需要想定及び需要想定要領の検証）</p> <p>第20条 （略）</p> <p>2 本機関は、<u>前項の規定により</u>提出を受けた情報その他の本機関が業務を通じて得た情報及び知見に基づき、次の各号に掲げる事項について、過去の需要想定及び需要想定要領の検証を行う。</p> <p>一～四 （略）</p>
<p>（全国の経済見通しの策定）</p> <p>第22条 （略）</p> <p>2 本機関は、<u>前項に基づいて</u>策定した経済見通しを、毎年11月末日までに公表する。</p>	<p>（全国の経済見通しの策定）</p> <p>第22条 （略）</p> <p>2 本機関は、<u>前項の規定により</u>策定した経済見通しを、毎年11月末日までに公表する。</p>
<p>（全国の需要想定の方針）</p> <p>第23条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 本機関は、前項の確認の結果、供給区域需要の想定が妥当でないと認めるときは、当該供給区域の一般送配電事業者たる会員に対して、期限を示した上で、供給区域需要の想定の見直し及び見直後の需要想定を提出を求める。本機関は、<u>見直後の需要想定</u>の提出を受けた場合には、前項に準じて、その妥当性を確認する。</p> <p>4 本機関は、毎年11月末日までに、第2項及び第3項において妥当性を確認した全ての供給区域需要の想定の合計からなる全国の需要想定を策定する。</p> <p>5 （略）</p>	<p>（全国の需要想定の方針）</p> <p>第23条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 本機関は、前項の確認の結果、供給区域需要の想定が妥当でないと認めるときは、当該供給区域の一般送配電事業者たる会員に対して、期限を示した上で、供給区域需要の想定の見直し及び見直後の需要想定を提出を求める。本機関は、<u>見直し後の需要想定</u>の提出を受けた場合には、<u>前項の規定</u>に準じて、その妥当性を確認する。</p> <p>4 本機関は、毎年11月末日までに、第2項及び第3項の<u>規定</u>において妥当性を確認した全ての供給区域需要の想定の合計からなる全国の需要想定を策定する。</p> <p>5 （略）</p>
<p>（供給計画の取りまとめ及び検討）</p> <p>第24条 本機関は、<u>法第29条第2項に基づき</u>、供給計画（法第29条第1項に基づき会員が経済産業大臣に届け出なければならない供給計画をいう。以下同じ。）の取りまとめ及び検討の業務を行う。</p>	<p>（供給計画の取りまとめ及び検討）</p> <p>第24条 本機関は、<u>法第29条第2項の規定により</u>、供給計画（法第29条第1項の規定により会員が経済産業大臣に届け出なければならない供給計画をいう。以下同じ。）の取りまとめ及び検討の業務を行う。</p>
<p>（供給計画の案に基づく調整）</p>	<p>（供給計画の案に基づく調整）</p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>第26条 本機関は、前条に基づき提出を受けた供給計画の案について、需給バランスの確保、周波数の維持、適切な流通設備形成の観点その他送配電等業務指針に定める事項を考慮の上、その内容を確認し、必要に応じ、会員に対し、期限を示した上で、供給計画の案の見直し及び見直し後の供給計画の案の再提出を求める。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、第1項の確認に<u>当たり</u>、会員の流通設備の整備計画（以下「流通設備計画」という。）について、第51条第1号に<u>該当し計画策定プロセス（第50条に定める。）に関する検討が必要と認めるときは、同条に基づき同プロセスを開始する。</u></p>	<p>第26条 本機関は、前条の規定により提出を受けた供給計画の案について、需給バランスの確保、周波数の維持、適切な流通設備形成の観点その他送配電等業務指針に定める事項を考慮の上、その内容を確認し、必要に応じ、会員に対し、期限を示した上で、供給計画の案の見直し及び見直し後の供給計画の案の再提出を求める。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、第1項の確認において、会員の流通設備の整備計画（以下「流通設備計画」という。）について、第51条第1号の<u>規定に該当すると認めるときは、第6章第3節に定める計画策定プロセスを開始する。</u></p>
<p>(供給計画の取りまとめ等)</p> <p>第28条 本機関は、会員から供給計画の提出を受けたときは、法第29条第2項に<u>基づき</u>、経済産業省令に定める事項を取りまとめる。この場合、本機関は、必要に応じ、供給計画を提出した会員に対して、その根拠及び考え方を聴取することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(供給計画の取りまとめ等)</p> <p>第28条 本機関は、会員から供給計画の提出を受けたときは、法第29条第2項の<u>規定により</u>、経済産業省令に定める事項を取りまとめる。この場合、本機関は、必要に応じ、供給計画を提出した会員に対して、その根拠及び考え方を聴取することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(供給計画の送付及び公表等)</p> <p>第29条 本機関は、前条第1項及び第2項の結果を踏まえ取りまとめた供給計画に意見があるときは、次の各号に掲げる検討結果を反映の上、経済産業省令で定めるところにより、意見を付して、毎年3月末日までに、経済産業大臣に送付する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(供給計画の送付及び公表等)</p> <p>第29条 本機関は、前条の規定により取りまとめた供給計画に意見があるときは、次の各号に掲げる検討結果を反映の上、経済産業省令で定めるところにより、意見を付して、毎年3月末日までに、経済産業大臣に送付する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(年度途中で電気事業者になった場合の供給計画の提出等)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項により会員から供給計画を受け取ったときは、前2条に<u>準じ</u>、検討を行い、意見があるときは当該意見を付して、速やかに経済産業大臣に送付する。</p>	<p>(年度途中で電気事業者になった場合の供給計画の提出等)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の<u>規定により</u>会員から供給計画を受け取ったときは、前2条の<u>規定に準じて</u>検討を行い、意見があるときは当該意見を付して、速やかに経済産業大臣に送付する。</p>
<p>(供給計画の変更)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項により会員から変更した供給計画の変更した事項を受け取ったときは、第28条及び第29条に<u>準じ</u>、検討を行い、意見があるときは当該意見を付して、速やかに経済産業大臣に送付する。</p>	<p>(供給計画の変更)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の<u>規定により</u>会員から変更した供給計画の変更した事項を受け取ったときは、第28条及び第29条の<u>規定に準じて</u>検討を行い、意見があるときは当該意見を付して、速やかに経済産業大臣に送付する。</p>
<p>(供給計画等に関する情報の共有)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 本機関は、供給計画に記載された発電所の建設計画に係る情報のうち、一般送配電事業者及び送電事業者たる会員による適切な流通設備計画の立案のために必要と考えられる情報を、当該一般送配電事業者及び送電事業者たる会員に共有する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(供給計画等に関する情報の共有)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 本機関は、供給計画に記載された発電所の建設計画及び休廃止計画に係る情報のうち、一般送配電事業者及び送電事業者たる会員による適切な流通設備計画の立案のために必要と考えられる情報を、当該一般送配電事業者及び送電事業者たる会員に共有する。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(容量オークション)</p> <p>第32条の2 本機関は、法第28条の40第5号に<u>基づき</u>、容量市場において、沖縄地域及びその他地域の離島を除く全国、並びに供給区域ごとの需要に対して、必要となる供給力（以下「必要供給力」という。）を確実に維持し提供することを約する電気供給事業者（以下「容量提供事業者」という。）を募集するため、次の各号に掲げる入札（以下総称して「容量オークション」という。）を実施する。</p>	<p>(容量オークション)</p> <p>第32条の2 本機関は、法第28条の40第1項第5号の<u>規定により</u>、容量市場において、沖縄地域及びその他地域の離島を除く全国、並びに供給区域ごとの需要に対して、必要となる供給力（以下「必要供給力」という。）を確実に維持し提供することを約する電気供給事業者（以下「容量提供事業者」という。）を募集するため、次の各号に掲げる入札（以下総称して「容量オークション」という。）を</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>一・二 (略)</p>	<p>実施する。 一・二 (略)</p>
<p>(事業者情報の登録申込みの審査及び登録完了の通知) 第32条の7 (略) 2 本機関は、前項に基づき審査を行った結果、受け付けた登録申込みの内容が適切と認められた場合は、容量市場システムへ登録するとともに、登録が完了した旨及び容量市場システムへのログインに必要な情報を市場参加資格事業者へ通知する。 3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた登録申込みの内容が不適切と認められた場合は、その理由を市場参加資格事業者へ通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から事業者情報の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項に<u>準じ</u>審査を行う。</p>	<p>(事業者情報の登録申込みの審査及び登録完了の通知) 第32条の7 (略) 2 本機関は、前項の<u>規定により</u>審査を行った結果、受け付けた登録申込みの内容が適切と認められた場合は、容量市場システムへ登録するとともに、登録が完了した旨及び容量市場システムへのログインに必要な情報を市場参加資格事業者へ通知する。 3 本機関は、第1項の<u>規定により</u>審査を行った結果、受け付けた登録申込みの内容が不適切と認められた場合は、その理由を市場参加資格事業者へ通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から事業者情報の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項の<u>規定に準じて</u>審査を行う。</p>
<p>(電源等情報の審査及び登録完了の通知) 第32条の9 (略) 2 (略) 3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等情報の内容が適切と認められた場合は、容量市場システムへ登録するとともに、電源等情報の登録が完了した旨を通知する。 4 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等情報の内容が不適切と認められた場合は、その理由を市場参加資格事業者へ通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から電源等情報の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項に<u>準じ</u>審査を行う。</p>	<p>(電源等情報の審査及び登録完了の通知) 第32条の9 (略) 2 (略) 3 本機関は、第1項の<u>規定により</u>審査を行った結果、受け付けた電源等情報の内容が適切と認められた場合は、容量市場システムへ登録するとともに、電源等情報の登録が完了した旨を通知する。 4 本機関は、第1項の<u>規定により</u>審査を行った結果、受け付けた電源等情報の内容が不適切と認められた場合は、その理由を市場参加資格事業者へ通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から電源等情報の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項の<u>規定に準じて</u>審査を行う。</p>
<p>(市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の審査及び変更又は取消完了の通知) 第32条の11 (略) 2 (略) 3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申込内容が適切と認められた場合は、必要な変更又は取消の手続きを行う。 4 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申込内容が不適切と認められた場合は、その理由を当該市場参加資格事業者へ通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の再申込みを受けたときは、再度、第1項に<u>準じ</u>審査を行う。</p>	<p>(市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の審査及び変更又は取消完了の通知) 第32条の11 (略) 2 (略) 3 本機関は、第1項の<u>規定により</u>審査を行った結果、受け付けた市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申込内容が適切と認められた場合は、必要な変更又は取消の手続きを行う。 4 本機関は、第1項の<u>規定により</u>審査を行った結果、市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申込内容が不適切と認められた場合は、その理由を当該市場参加資格事業者へ通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の再申込みを受けたときは、再度、第1項の<u>規定に準じて</u>審査を行う。</p>
<p>(メインオークション募集要綱の策定及び公表) 第32条の12 (略) 一～八 (略) 九 本機関が第32条の41に<u>基づき</u>科す違約金及び容量市場への参加規制等(以下総称して「ペナルティ」という。)の内容 十・十一 (略)</p>	<p>(メインオークション募集要綱の策定及び公表) 第32条の12 (略) 一～八 (略) 九 本機関が第32条の41の<u>規定により</u>科す違約金及び容量市場への参加規制等(以下総称して「ペナルティ」という。)の内容 十・十一 (略)</p>
<p>(メインオークション需要曲線の策定及び公表) 第32条の13 (略) 2 本機関は、前項で策定した原案を国が関連する審議会等(以下「国の関連審議会等」という。)に提出し、その意見を求める。 3 (略) 4 本機関は、メインオークション募集要綱に定める予定公表期日において、前項で決定したメインオ</p>	<p>(メインオークション需要曲線の策定及び公表) 第32条の13 (略) 2 本機関は、前項の<u>規定により</u>策定した原案を国が関連する審議会等(以下「国の関連審議会等」という。)に提出し、その意見を求める。 3 (略) 4 本機関は、メインオークション募集要綱に定める予定公表期日において、前項の<u>規定により</u>決定し</p>

変更前（変更点の下線）	変更後（変更点の下線）
<p>ークション需要曲線を本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。</p> <p>（期待容量の審査及び登録完了等の通知）</p> <p>第32条の15 本機関は、前条において期待容量の登録申込みを受け付けた場合は、市場参加資格事業者の基本情報に加え、第32条の41に基づくペナルティの有無及びその他関連情報を勘案し、その内容の妥当性について審査する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた期待容量が適切と認められた場合は、当該期待容量を容量市場システムへ登録し、市場参加資格事業者に対して登録が完了した旨を通知する。</p> <p>4 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた期待容量が不適切と認められた場合は、その理由を当該市場参加資格事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から期待容量の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じ審査を行う。</p> <p>5 本機関は、期待容量の登録申込みの受付期間中に限り、第3項で期待容量の登録を完了した市場参加資格事業者から、変更又は取消の申込みを受け付ける。その場合において、本機関は、再度、第1項に準じ審査を行う。</p> <p>6 （略）</p>	<p>たメインオークション需要曲線を本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。</p> <p>（期待容量の審査及び登録完了等の通知）</p> <p>第32条の15 本機関は、前条の規定により期待容量の登録申込みを受け付けた場合は、市場参加資格事業者の基本情報に加え、第32条の41の規定によるペナルティの有無及びその他関連情報を勘案し、その内容の妥当性について審査する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 本機関は、第1項の規定により審査を行った結果、受け付けた期待容量が適切と認められた場合は、当該期待容量を容量市場システムへ登録し、市場参加資格事業者に対して登録が完了した旨を通知する。</p> <p>4 本機関は、第1項の規定により審査を行った結果、受け付けた期待容量が不適切と認められた場合は、その理由を当該市場参加資格事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から期待容量の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項の規定に準じて審査を行う。</p> <p>5 本機関は、期待容量の登録申込みの受付期間中に限り、第3項の規定により期待容量の登録を完了した市場参加資格事業者から、変更又は取消の申込みを受け付ける。その場合において、本機関は、再度、第1項の規定に準じて審査を行う。</p> <p>6 （略）</p>
<p>（応札の受付、変更、取消）</p> <p>第32条の16 （略）</p> <p>2 前項の受付の際に、本機関がメインオークション参加資格事業者に提出を求める情報（以下「応札情報」という。）は、応札価格及び応札容量とする。ただし、応札容量は前条第6項に基づき通知された応札の上限容量を超えないものとする。</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>（応札の受付、変更、取消）</p> <p>第32条の16 （略）</p> <p>2 前項の受付の際に、本機関がメインオークション参加資格事業者に提出を求める情報（以下「応札情報」という。）は、応札価格及び応札容量とする。ただし、応札容量は前条第6項の規定により通知された応札の上限容量を超えないものとする。</p> <p>3・4 （略）</p>
<p>（容量確保契約の締結、変更及び解約）</p> <p>第32条の19 本機関は、前条に基づき公表したメインオークションの約定結果にしたがって、メインオークション募集要綱に基づき、容量提供事業者との間で、次の各号に掲げる事項を内容とする容量確保契約を締結する。</p> <p>一～九 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（容量確保契約の締結、変更及び解約）</p> <p>第32条の19 本機関は、前条の規定により公表したメインオークションの約定結果にしたがって、メインオークション募集要綱に基づき、容量提供事業者との間で、次の各号に掲げる事項を内容とする容量確保契約を締結する。</p> <p>一～九 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>
<p>（容量確保契約の締結結果の公表等）</p> <p>第32条の20 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 本機関は、前条第3項に基づき、容量提供事業者との間で容量確保契約を変更又は解約した場合、前各項に準じて、容量確保契約を変更又は解約後の情報公表、情報開示及び一般送配電事業者たる会員への情報提供を行う。</p>	<p>（容量確保契約の締結結果の公表等）</p> <p>第32条の20 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 本機関は、前条第3項の規定により、容量提供事業者との間で容量確保契約を変更又は解約した場合、前各項の規定に準じて、容量確保契約を変更又は解約後の情報公表、情報開示及び一般送配電事業者たる会員への情報提供を行う。</p>
<p>（追加オークションの実施判断）</p> <p>第32条の21 （略）</p> <p>2 本機関は、前項に基づき、追加オークションを実施する必要があると判断した場合、調達オークション又はリリースオークションのいずれかを実施する。</p> <p>3 本機関は、前項に基づき、追加オークションを実施する場合、調達オークションで募集する供給力</p>	<p>（追加オークションの実施判断）</p> <p>第32条の21 （略）</p> <p>2 本機関は、前項の規定により、追加オークションを実施する必要があると判断した場合、調達オークション又はリリースオークションのいずれかを実施する。</p> <p>3 本機関は、前項の規定により、追加オークションを実施する場合、調達オークションで募集する供</p>

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>と価格の関係を示した曲線（以下「調達オークション需要曲線」という。）又はリリースオークションで募集する供給力と価格との関係を示した曲線（以下「リリースオークション供給曲線」という。）の原案を策定する。</p> <p>4 本機関は、前項で策定した原案を国の関連審議会等に提出し、その意見を求める。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 本機関は、前項で決定した調達オークション需要曲線又はリリースオークション供給曲線と併せて追加オークションを実施する旨を本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。</p>	<p>給力と価格の関係を示した曲線（以下「調達オークション需要曲線」という。）又はリリースオークションで募集する供給力と価格との関係を示した曲線（以下「リリースオークション供給曲線」という。）の原案を策定する。</p> <p>4 本機関は、前項の規定により策定した原案を国の関連審議会等に提出し、その意見を求める。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 本機関は、前項の規定により決定した調達オークション需要曲線又はリリースオークション供給曲線と併せて追加オークションを実施する旨を本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。</p>
<p>(調達オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)</p> <p>第32条の22 第32条の12、第32条の14から第32条の20の規定は、調達オークションを実施する場合に準用する(ただし、第32条の12第1号アに掲げる事項は除く。)。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「調達オークション」と読み替える。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(調達オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)</p> <p>第32条の22 第32条の12、第32条の14から第32条の20まで(第32条の12第1号アを除く。)<u>の規定は、調達オークションを実施する場合に準用する。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「調達オークション」と読み替える。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(リリースオークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)</p> <p>第32条の23 第32条の12、第32条の16から第32条の20の規定は、リリースオークションを実施する場合に準用する(ただし、第32条の12第1号ア、イ、第4号、第6号、第7号、第9号及び、第32条の19第1項第1号、第3号から第5号、第7号に掲げる事項は除く。)。この場合において、「メインオークション」とあるのは「リリースオークション」、「締結」とあるのは「変更」、「容量提供事業者」とあるのは「容量リリース事業者」と読み替える。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(リリースオークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)</p> <p>第32条の23 第32条の12(第32条の12第1号ア及びイ、第4号、第6号、第7号並びに第9号を除く。)<u>及び第32条の16から第32条の20まで(第32条の19第1項第1号、第3号から第5号まで及び第7号を除く。)</u>の規定は、リリースオークションを実施する場合に準用する。この場合において、「メインオークション」とあるのは「リリースオークション」、「締結」とあるのは「変更」、「容量提供事業者」とあるのは「容量リリース事業者」と読み替える。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(電源等リストの審査及び登録完了の通知)</p> <p>第32条の25 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等リストの内容が適切と認められた場合は、容量市場システムへ登録するとともに、電源等リストの登録が完了した旨を供給力確認対象事業者へ通知する。</p> <p>4 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等リストの内容が不適切と認められた場合は、その理由を供給力確認対象事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、供給力確認対象事業者から電源等リストの登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項に<u>準</u>じ審査を行う。</p> <p>5 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、供給力確認対象事業者から電源等リストの変更又は取消の申込みを受け付ける。その場合において、本機関は、再度、第1項に<u>準</u>じ審査を行う。ただし、送配電等業務指針に定める実需給年度中における変更又は取消の申込みについては、<u>随</u>時審査を行う。</p> <p>6 (略)</p>	<p>(電源等リストの審査及び登録完了の通知)</p> <p>第32条の25 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、第1項の規定により審査を行った結果、受け付けた電源等リストの内容が適切と認められた場合は、容量市場システムへ登録するとともに、電源等リストの登録が完了した旨を供給力確認対象事業者へ通知する。</p> <p>4 本機関は、第1項の規定により審査を行った結果、受け付けた電源等リストの内容が不適切と認められた場合は、その理由を供給力確認対象事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、供給力確認対象事業者から電源等リストの登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項の規定に<u>準</u>じて審査を行う。</p> <p>5 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、供給力確認対象事業者から電源等リストの変更又は取消の申込みを受け付ける。その場合において、本機関は、再度、第1項の規定に<u>準</u>じて審査を行う。ただし、送配電等業務指針に定める実需給年度中における変更又は取消の申込みについては、<u>随</u>時審査を行う。</p> <p>6 (略)</p>
<p>(テスト対象事業者の選定等)</p> <p>第32条の26 本機関は、前条第3項において登録した電源等リストに基づき、供給力の提供の可否に関するテスト(以下「実効性テスト」という。)の実施が必要な供給力確認対象事業者(以下「テスト対象事業者」という。)を選定する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(テスト対象事業者の選定等)</p> <p>第32条の26 本機関は、前条第3項の規定により登録した電源等リストに基づき、供給力の提供の可否に関するテスト(以下「実効性テスト」という。)の実施が必要な供給力確認対象事業者(以下「テスト対象事業者」という。)を選定する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(実効性テストの実施日程の調整)</p>	<p>(実効性テストの実施日程の調整)</p>

変更前(変更点の下線)	変更後(変更点の下線)
<p>第32条の27 本機関は、前条第1項において<u>選定した</u>テスト対象事業者及びテスト対象事業者の関連する供給区域の一般送配電事業者たる会員（以下「協力一般送配電事業者」という。）に対し、実効性テストの実施日程の調整を求める。</p>	<p>第32条の27 本機関は、前条第1項の<u>規定により</u>選定したテスト対象事業者及びテスト対象事業者の関連する供給区域の一般送配電事業者たる会員（以下「協力一般送配電事業者」という。）に対し、実効性テストの実施日程の調整を求める。</p>
<p>(実効性テスト結果の提出の要請)</p> <p>第32条の29 本機関は、前条第1項で報告を受けた実効性テストの実施日程に基づき、テスト対象事業者に対して、次の各号に掲げる事項を含む実効性テストの結果（以下「実効性テスト結果」という。）の提出を要請する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(実効性テスト結果の提出の要請)</p> <p>第32条の29 本機関は、前条第1項の<u>規定により</u>報告を受けた実効性テストの実施日程に基づき、テスト対象事業者に対して、次の各号に掲げる事項を含む実効性テストの結果（以下「実効性テスト結果」という。）の提出を要請する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(実効性テスト結果の審査)</p> <p>第32条の31 本機関は、前条において実効性テスト結果を受領した場合は、その内容の妥当性について審査を行う。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(実効性テスト結果の審査)</p> <p>第32条の31 本機関は、前条の<u>規定により</u>実効性テスト結果を受領した場合は、その内容の妥当性について審査を行う。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(実効性テスト結果の審査結果の通知)</p> <p>第32条の32 本機関は、前条第1項に<u>基づき</u>審査を行った結果、確定した実効容量をテスト対象事業者に通知する。</p>	<p>(実効性テスト結果の審査結果の通知)</p> <p>第32条の32 本機関は、前条第1項の<u>規定により</u>審査を行った結果、確定した実効容量をテスト対象事業者に通知する。</p>
<p>(実効性テスト結果の提出の省略)</p> <p>第32条の33 (略)</p> <p>2 前項に<u>基づき</u>供給力の提供実績及び電源等リストの提出を受け付けた場合の審査及び審査結果の通知等の取扱いについては、第32条の31及び第32条の32に準じる。</p>	<p>(実効性テスト結果の提出の省略)</p> <p>第32条の33 (略)</p> <p>2 前項の<u>規定により</u>供給力の提供実績及び電源等リストの提出を受け付けた場合の審査及び審査結果の通知等の取扱いについては、第32条の31及び第32条の32の<u>規定に</u>準じるものとする。</p>
<p>(アセスメントの実施)</p> <p>第32条の34 本機関は、容量確保契約の<u>規定に基づき</u>、容量提供事業者に対してアセスメントを実施する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(アセスメントの実施)</p> <p>第32条の34 本機関は、容量確保契約の<u>定めるところにより</u>、容量提供事業者に対してアセスメントを実施する。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(容量確保契約に基づく交付)</p> <p>第32条の35 本機関は、容量確保契約の<u>規定に基づき</u>、容量確保契約金額を基準として、容量提供事業者又は容量リリース事業者に対し交付すべき額を算出し、算出された金額を交付する。</p> <p>2 本機関は、<u>定款に基づき</u>一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員から徴収した容量拠出金をもって、前項の交付を行うものとする。</p>	<p>(容量確保契約に基づく交付)</p> <p>第32条の35 本機関は、容量確保契約の<u>定めるところにより</u>、容量確保契約金額を基準として、容量提供事業者又は容量リリース事業者に対し交付すべき額を算出し、算出された金額を交付する。</p> <p>2 本機関は、<u>定款第55条の2の規定により</u>一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員から徴収した容量拠出金をもって、前項の交付を行うものとする。</p>
<p>(差替先電源等情報の登録申込みの受付)</p> <p>第32条の36 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の差替先電源等提供者の差替先電源等が期待容量を登録していない場合は、差替先電源等提供者から、随時、期待容量の登録の申込みを受け付ける。この場合において、本機関は第32条の15第1項から第5項に準じて審査を行う。</p>	<p>(差替先電源等情報の登録申込みの受付)</p> <p>第32条の36 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の差替先電源等提供者の差替先電源等が期待容量を登録していない場合は、差替先電源等提供者から、随時、期待容量の登録の申込みを受け付ける。この場合において、本機関は第32条の15第1項から第5項<u>までの規定に</u>準じて審査を行う。</p>
<p>(差替先電源等情報の登録申込みの審査及び登録)</p> <p>第32条の37 本機関は、前条第1項において<u>差替先電源等情報の登録申込みを受け付けた</u>場合は、その内容の妥当性について審査を行う。</p> <p>2 本機関は、前項に<u>基づき</u>審査を行った結果、受け付けた差替先電源等情報の内容が適切と認められた場合は、当該差替先電源等情報を容量市場システムに登録し公開する。</p> <p>3 本機関は、前項に<u>基づき</u>審査を行った結果、受け付けた差替先電源等情報の内容が不適切と認めら</p>	<p>(差替先電源等情報の登録申込みの審査及び登録)</p> <p>第32条の37 本機関は、前条第1項の<u>規定により</u>差替先電源等情報の登録申込みを受け付けた場合は、その内容の妥当性について審査を行う。</p> <p>2 本機関は、前項の<u>規定により</u>審査を行った結果、受け付けた差替先電源等情報の内容が適切と認められた場合は、当該差替先電源等情報を容量市場システムに登録し公開する。</p> <p>3 本機関は、前項の<u>規定により</u>審査を行った結果、受け付けた差替先電源等情報の内容が不適切と認めら</p>

変 更 前 (変更点以下線)	変 更 後 (変更点以下線)
<p>れた場合は、その理由を当該差替先電源等提供者に通知し、容量市場システムへの登録及び公開は行わない。本機関は、差替先電源等提供者から差替先電源等情報の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じて審査を行う。</p>	<p>められた場合は、その理由を当該差替先電源等提供者に通知し、容量市場システムへの登録及び公開は行わない。本機関は、差替先電源等提供者から差替先電源等情報の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項の規定に準じて審査を行う。</p>
<p>(電源等差替の登録申込みの審査等) 第32条の39 本機関は、前条において電源等差替の登録申込みを受け付けた場合は、その内容の妥当性について審査を行う。 2 本機関は、前項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等差替の登録申込みの内容が適切と認められた場合は、容量提供事業者へ電源等差替が可能である旨を通知するとともに、第32条の19第3項に基づき、容量確保契約の変更を行う。 3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等差替の登録申込みの内容が不適切と認められた場合は、その理由を当該容量提供事業者に通知する。本機関は、容量提供事業者から電源等差替の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じて審査を行う。</p>	<p>(電源等差替の登録申込みの審査等) 第32条の39 本機関は、前条の規定により電源等差替の登録申込みを受け付けた場合は、その内容の妥当性について審査を行う。 2 本機関は、前項の規定により審査を行った結果、受け付けた電源等差替の登録申込みの内容が適切と認められた場合は、容量提供事業者へ電源等差替が可能である旨を通知するとともに、第32条の19第3項の規定により、容量確保契約の変更を行う。 3 本機関は、第1項の規定により審査を行った結果、受け付けた電源等差替の登録申込みの内容が不適切と認められた場合は、その理由を当該容量提供事業者に通知する。本機関は、容量提供事業者から電源等差替の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項の規定に準じて審査を行う。</p>
<p>(ペナルティ) 第32条の41 (略) 一 経済的ペナルティ 本機関は、次のアからウの条件に該当するペナルティ対象事業者に対し、容量確保契約に基づき違約金の支払いを求める。 ア～ウ (略) 二 (略) 2 本機関が業務規程第32条の21に基づき追加オークションの実施の要否の判断を行う前に、前項第1号ア又はイの条件により経済的ペナルティに基づく違約金の支払いを行ったペナルティ対象事業者は、次のアからウのいずれかに掲げる条件に該当する場合において、本機関から違約金の全部又は一部の返金を受ける。 3・4 (略)</p>	<p>(ペナルティ) 第32条の41 (略) 一 経済的ペナルティ 本機関は、次のアからウまでの条件に該当するペナルティ対象事業者に対し、容量確保契約の定めるところにより違約金の支払いを求める。 ア～ウ (略) 二 (略) 2 本機関が業務規程第32条の21の規定により追加オークションの実施の要否の判断を行う前に、前項第1号ア又はイに掲げる条件により経済的ペナルティに基づく違約金の支払いを行ったペナルティ対象事業者は、次のアからウまでのいずれかに掲げる条件に該当する場合は、本機関から違約金の全部又は一部の返金を受ける。 3・4 (略)</p>
<p>(分析ツールの具備) 第32条の45 本機関は、この節各条の業務を行うため、容量オークションのシミュレーションを行うために必要な分析ツールを備える。 2 (略)</p>	<p>(分析ツールの具備) 第32条の45 本機関は、この節に定める業務を行うため、容量オークションのシミュレーションを行うために必要な分析ツールを備える。 2 (略)</p>
<p>(電源入札等の実施) 第33条 本機関は、法第28条の40第5号に基づき、次の各号に定める業務（以下「電源維持運用業務」という。）を行う電気供給事業者（以下「電源維持運用者」という。）を募集し、電源入札等を実施する。 二 発電用電気工作物の新増設、維持及び運用 三 既存の発電用電気工作物の維持及び運用 三 休止又は廃止している発電用電気工作物の再起動、維持及び運用 2 本機関は、電源入札等においては、原則として、入札手続に基づき、電源維持運用者を決定する。ただし、電気の需給の状況に照らして緊急性があると認められる場合その他入札に付すことが合理的ではないと認められる場合には、入札手続の方法によらず、発電用電気工作物の設置を促進するための業務を行う。 3 本機関は、電源入札等の実施に先立ち、電源入札等の対象となる発電用電気工作物から発電される</p>	<p>(電源入札等の実施) 第33条 本機関は、法第28条の40第1項第5号の規定により、<u>発電用の電気工作物の新増設並びに当該電気工作物の維持及び運用、既存の発電用の電気工作物の維持及び運用又は休止若しくは廃止している発電用の電気工作物の再起動並びに当該電気工作物の維持及び運用その他の供給能力の確保に関する業務</u>（以下「電源等維持運用業務」という。）を行う電気供給事業者（以下「電源等維持運用者」という。）を募集し、電源入札等を実施する。 (削る) (削る) (削る) 2 本機関は、電源入札等においては、原則として、入札手続に基づき、電源等維持運用者を決定する。ただし、電気の需給の状況に照らして緊急性があると認められる場合その他入札に付すことが合理的ではないと認められる場合には、入札手続の方法によらず、<u>発電用電気工作物の設置その他の供給能力の確保を促進するための業務</u>を行う。 3 本機関は、電源入札等の実施に先立ち、電源入札等の対象となる発電用電気工作物<u>その他の供給能</u></p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
電力を購入する小売電気事業者たる会員を、入札等の手続に基づき、募集することができる。	<u>力</u> から供給される電力を購入する小売電気事業者たる会員を、入札等の手続に基づき、募集することができる。
(委員会における需給バランス評価及び需給変動リスクの分析) 第34条 本機関は、定款第41条に基づき、有識者を含めた常設の委員会を設置し、毎年度、供給計画の取りまとめに基づく需給バランス評価を行うとともに、必要に応じ、需給変動リスク分析を行う。	(委員会における需給バランス評価及び需給変動リスクの分析) 第34条 本機関は、定款第41条の規定により、有識者を含めた常設の委員会を設置し、毎年度、供給計画の取りまとめに基づく需給バランス評価を行うとともに、必要に応じ、需給変動リスク分析を行う。
(電源入札等の検討の開始) 第35条 (略) 一 本機関が前条に基づき評価及び分析の結果、次のア及びイに掲げるいずれかの要件に該当すると認めた場合 ア (略) イ 自然災害、社会情勢の変化その他特別な事情により発生し得る需給変動リスクを踏まえ、危機管理対策として発電用電気工作物の確保の必要性がある場合 二・三 (略) 四 第32条の42に基づく特別オークションを実施したにもかかわらず、必要な供給力を確保できなかった場合 2 本機関は、前項に基づき、電源入札等の検討を開始したときは、その旨を公表する。	(電源入札等の検討の開始) 第35条 (略) 一 本機関が前条の規定による評価及び分析の結果、次のア及びイに掲げるいずれかの要件に該当すると認めた場合 ア (略) イ 自然災害、社会情勢の変化その他特別な事情により発生し得る需給変動リスクを踏まえ、危機管理対策として発電用電気工作物 <u>その他の供給能力</u> の確保の必要性がある場合 二・三 (略) 四 第32条の42の規定により特別オークションを実施したにもかかわらず、必要な供給力を確保できなかった場合 2 本機関は、前項の規定により、電源入札等の検討を開始したときは、その旨を公表する。
(電源入札等の実施の必要性の検討及び評価) 第36条 (略) 2 本機関は、前項の検討に当たり、必要に応じて、会員に対し、発電用電気工作物の運転実績及び運転計画、 <u>発電設備等の劣化状態</u> 、燃料調達計画、供給力調達状況、追加的な供給力の確保可能量、需要抑制の可能量、危機管理対策その他必要事項に関する聴取を行う。 3 (略)	(電源入札等の実施の必要性の検討及び評価) 第36条 (略) 2 本機関は、前項の検討に当たり、必要に応じて、会員に対し、発電用電気工作物 <u>その他の供給能力</u> の運転実績及び運転計画、設備等の劣化状態、燃料調達計画、供給力調達状況、追加的な供給力の確保可能量、需要抑制の可能量、危機管理対策その他必要事項に関する聴取を行う。 3 (略)
(電源維持運用者の募集) 第38条 (略) 2 (略)	(電源等維持運用者の募集) 第38条 (略) 2 (略)
(電源維持運用者の決定) 第39条 本機関は、電源入札等に関する有識者を含めた委員会において、送配電等業務指針に定める評価項目について、応募者の評価を行い、電源維持運用者を決定する。 2 本機関は、電源維持運用者を決定した場合には、次の各号に掲げる事項を公表する。 一 電源維持運用者の名称及び発電用電気工作物の設置場所 二 電源維持運用者による供給力の提供量及び提供する期間 三 (略)	(電源等維持運用者の決定) 第39条 本機関は、電源入札等に関する有識者を含めた委員会において、送配電等業務指針に定める評価項目について、応募者の評価を行い、 <u>電源等維持運用者</u> を決定する。 2 本機関は、 <u>電源等維持運用者</u> を決定した場合には、次の各号に掲げる事項を公表する。 一 <u>電源等維持運用者の名称及び発電用電気工作物<u>その他の供給能力</u>の場所等</u> 二 <u>電源等維持運用者による供給力の提供量及び提供する期間</u> 三 (略)
(落札者との契約の締結) 第40条 本機関は、応募内容にしたがって、電源維持運用者との間で、電源維持運用業務の内容、電源入札等補填金の交付、電気の販売条件等に関する契約を締結する。	(落札者との契約の締結) 第40条 本機関は、応募内容にしたがって、 <u>電源等維持運用者</u> との間で、 <u>電源等維持運用業務</u> の内容、 <u>電源入札等補填金の交付</u> 、 <u>電気の販売条件等</u> に関する契約を締結する。
(電源入札等補填金の交付) 第41条 本機関は、前条の契約にしたがって、電源維持運用者に対して、電源入札等補填金を交付する。	(電源入札等補填金の交付) 第41条 本機関は、前条の契約の定めるところにより、 <u>電源等維持運用者</u> に対して、 <u>電源入札等補填金</u> を交付する。

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(落札者の電源維持運用業務の報告等)</p> <p>第42条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、電源維持運用者から、定期的に電源維持運用業務の報告を受ける。</p> <p>2 本機関は、電源維持運用者の電源維持運用業務の内容に不適切な点があると認める場合には、電源維持運用者に対し、電源維持運用業務の改善を求める。</p> <p>3 本機関は、第1項に基づき電源維持運用者から受けた報告内容について、有識者を含めた委員会に報告する。</p>	<p>(落札者の電源等維持運用業務の報告等)</p> <p>第42条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、電源等維持運用者から、定期的に電源等維持運用業務の報告を受ける。</p> <p>2 本機関は、電源等維持運用者の電源等維持運用業務の内容に不適切な点があると認める場合には、電源等維持運用者に対し、電源等維持運用業務の改善を求める。</p> <p>3 本機関は、第1項の規定により電源等維持運用者から受けた報告内容について、有識者を含めた委員会に報告する。</p>
<p>(電源入札等が成立しなかった場合の取扱い)</p> <p>第44条 本機関は、電源入札等の応募者がいなかった場合又は適当な応募者がいなかった場合等において、電源維持運用者を決定できない場合には、電源入札等の基本要件を見直し、再度、電源入札等を実施する。</p>	<p>(電源入札等が成立しなかった場合の取扱い)</p> <p>第44条 本機関は、電源入札等の応募者がいなかった場合又は適当な応募者がいなかった場合等において、電源等維持運用者を決定できない場合には、電源入札等の基本要件を見直し、再度、電源入札等を実施する。</p>
<p>(広域連系系統の設備形成)</p> <p>第46条 本機関は、法第28条の40第4号に基づき、広域連系系統の設備形成に係る業務を行う。</p>	<p>(広域連系系統の設備形成)</p> <p>第46条 本機関は、法第28条の40第1項第5号の2、第5号の3及び第8号の規定により、広域連系系統の設備形成に係る業務を行う。</p>
<p>(広域系統整備委員会)</p> <p>第47条 本機関は、前条の業務を行うに当たって、定款第41条に基づき、広域連系系統の設備形成に関する常設の委員会（以下「広域系統整備委員会」という。）を設置する。</p>	<p>(設備形成に係る委員会の設置)</p> <p>第47条 本機関は、前条の業務を行うに当たって、定款第41条の規定により、広域連系系統の設備形成等に関する常設の委員会（以下「設備形成に係る委員会」という。）を設置する。</p>
<p>(広域系統長期方針の策定)</p> <p>第48条 本機関は、広域系統整備委員会における検討を踏まえ、全国大での広域連系系統の整備及び更新に関する方向性を整理した長期方針（以下「広域系統長期方針」という。）を策定し、10年を超える期間を見通した全国の電力系統のあるべき姿及びその実現に向けた考え方を示すものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(広域系統長期方針の策定)</p> <p>第48条 本機関は、設備形成に係る委員会における検討を踏まえ、全国大での広域連系系統の整備及び更新に関する方向性を整理した長期方針（以下「広域系統長期方針」という。）を策定し、10年を超える期間を見通した全国の電力系統のあるべき姿及びその実現に向けた考え方を示すものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(広域系統長期方針の見直し)</p> <p>第49条 本機関は、策定又は見直後5年ごとに、前条に準じて、広域系統長期方針の見直しを行う。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(広域系統長期方針の見直し)</p> <p>第49条 本機関は、策定又は見直し後5年ごとに、前条の規定に準じて、広域系統長期方針の見直しを行う。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(広域系統整備計画)</p> <p>第50条 本機関は、広域系統長期方針、広域連系系統の潮流状況、広域連系系統の更新計画等を踏まえ、この節に定める手続（以下「計画策定プロセス」という。）に基づき、広域連系系統の整備（以下「広域系統整備」という。）に関する個別の整備計画（以下「広域系統整備計画」という。）を策定する。</p>	<p>(広域系統整備計画)</p> <p>第50条 本機関は、広域系統長期方針、広域連系系統の潮流状況、広域連系系統の更新計画等を踏まえ、この節に定める手続（以下「計画策定プロセス」という。）に基づき、広域連系系統の整備（以下「広域系統整備」という。）に関する個別の整備計画（法第28条の47第1項に規定する広域系統整備計画のほか、法第28条の40第1項第5号の2に規定する交付金（以下「広域系統整備交付金」という。）の交付業務の実施対象ではないものを含む。以下「広域系統整備計画」という。）を策定する。</p>
<p>(計画策定プロセスの開始)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 電気供給事業者から次のアからウのいずれかの観点に基づく広域系統整備に関する提起があり、送配電等業務指針に定める検討開始要件に該当する場合 ア～ウ (略)</p>	<p>(計画策定プロセスの開始)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 電気供給事業者から次のアからウまでのいずれかの観点に基づく広域系統整備に関する提起があり、送配電等業務指針に定める検討開始要件に該当する場合 ア～ウ (略)</p>

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>三 (略)</p> <p>(一般送配電事業者たる会員に対する状況の確認)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の確認の結果、一般送配電事業者又は送電事業者たる会員による流通設備計画によって、本機関が計画策定プロセスを開始しようとする目的又は検討提起者による広域系統整備に関する提起の内容が実現できると認めるときは、前条第1号及び第2号にかかわらず、計画策定プロセスを開始しない。</p>	<p>三 (略)</p> <p>(一般送配電事業者たる会員に対する状況の確認)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の確認の結果、一般送配電事業者又は送電事業者たる会員による流通設備計画によって、本機関が計画策定プロセスを開始しようとする目的又は検討提起者による広域系統整備に関する提起の内容が実現できると認めるときは、前条第1号及び第2号の<u>規定</u>にかかわらず、計画策定プロセスを開始しない。</p>
<p>(計画策定プロセスを開始しない場合の通知)</p> <p>第53条 本機関は、電気供給事業者から広域系統整備に関する提起があった場合で、送配電等業務指針に定める検討開始要件に該当しないと認められた場合又は前条の確認の結果により計画策定プロセスを開始しない場合には、当該電気供給事業者に対して、計画策定プロセスを開始しない旨及びその理由を書面で通知する。</p>	<p>(計画策定プロセスを開始しない場合の通知)</p> <p>第53条 本機関は、電気供給事業者から広域系統整備に関する提起があった場合で、送配電等業務指針に定める検討開始要件に該当しないと認められた場合又は前条第1項の確認の結果により計画策定プロセスを開始しない場合には、当該電気供給事業者に対して、計画策定プロセスを開始しない旨及びその理由を書面で通知する。</p>
<p>(計画策定プロセスの進め方の決定)</p> <p>第54条 本機関は、計画策定プロセスを開始したときは、<u>広域系統整備委員会</u>における検討を踏まえ、計画策定プロセスの進め方を決定する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(計画策定プロセスの進め方の決定)</p> <p>第54条 本機関は、計画策定プロセスを開始したときは、<u>設備形成に係る委員会</u>における検討を踏まえ、計画策定プロセスの進め方を決定する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(基本要件及び受益者の決定)</p> <p>第56条 本機関は、計画策定プロセスの進め方を決定した案件について、<u>広域系統整備委員会</u>の検討(代替的な方策との比較検討を含む。)を踏まえ、広域系統整備の基本的な要件(以下「広域系統整備の基本要件」という。)及び広域系統整備の目的に照らして受益のある者(以下「受益者」という。)の範囲を決定する。</p>	<p>(基本要件及び受益者の決定)</p> <p>第56条 本機関は、計画策定プロセスの進め方を決定した案件について、<u>設備形成に係る委員会</u>の検討(代替的な方策との比較検討を含む。)を踏まえ、広域系統整備の基本的な要件(以下「広域系統整備の基本要件」という。)及び広域系統整備の目的に照らして受益のある者(以下「受益者」という。)の範囲を決定する。</p>
<p>(実施案の募集及び決定)</p> <p>第58条 (略)</p> <p>2 前項にかかわらず、本機関は、既設設備の増強が適当であると認められた場合その他実施案の募集を行うことが合理的でないと認めるときは、実施案の提出を求める会員を特定し、当該会員に対し、要件を示した上で実施案の提出を求めることができる。</p> <p>3 本機関は、前各項に基づき提出された実施案について、<u>広域系統整備委員会</u>において、経済性、システムの安定性、費用対効果、事業実現性、事業継続性等の観点から総合的に評価し、実施案及びその事業実施主体を決定する。</p>	<p>(実施案の募集及び決定)</p> <p>第58条 (略)</p> <p>2 前項の<u>規定</u>にかかわらず、本機関は、既設設備の増強が適当であると認められた場合その他実施案の募集を行うことが合理的でないと認めるときは、実施案の提出を求める会員を特定し、当該会員に対し、要件を示した上で実施案の提出を求めることができる。</p> <p>3 本機関は、前各項の<u>規定</u>により提出された実施案について、<u>設備形成に係る委員会</u>において、経済性、システムの安定性、費用対効果、事業実現性、事業継続性等の観点から総合的に評価し、実施案及びその事業実施主体を決定する。</p>
<p>(受益者及び費用負担割合の決定)</p> <p>第59条 本機関は、<u>広域系統整備委員会</u>における検討を踏まえ、広域系統整備に要する費用の費用負担割合(一般負担と特定負担の別及び電気供給事業者ごとの負担の割合をいう。以下同じ。)を決定する。</p> <p>2 本機関は、前項に掲げる場合において、実施案に基づき、第56条に基づき決定した受益者以外に広域系統整備の目的に照らした受益者が認められるときは、当該受益者を含め、費用負担割合を決定する。</p>	<p>(受益者及び費用負担割合等の決定)</p> <p>第59条 本機関は、<u>設備形成に係る委員会</u>における検討を踏まえ、広域系統整備に要する費用の費用負担割合(一般負担と特定負担の別及び電気供給事業者ごとの負担の割合をいう。以下同じ。)等を決定する。</p> <p>2 本機関は、前項に掲げる場合において、実施案に基づき、第56条の<u>規定</u>により決定した受益者以外に広域系統整備の目的に照らした受益者が認められるときは、当該受益者を含め、費用負担割合等を決定する。</p>
<p>(広域系統整備計画の策定)</p> <p>第60条 本機関は、<u>広域系統整備委員会</u>の検討を踏まえ、決定された実施案、事業実施主体及び費用負担割合に基づき、広域系統整備計画を策定し、公表する。</p> <p>2 本機関は、広域系統整備計画の策定後、事業実施主体及び受益者に対し、策定した広域系統整備計</p>	<p>(広域系統整備計画の策定)</p> <p>第60条 本機関は、<u>設備形成に係る委員会</u>の検討を踏まえ、決定された実施案、事業実施主体及び費用負担割合に基づき、広域系統整備計画を策定する。</p> <p>(削る)</p>

変更前（変更点の下線）	変更後（変更点の下線）
画の内容を通知する。	
(新設) 画の内容を通知する。	(広域系統整備計画の公表及び通知) 第61条の2 本機関は、第60条の規定により広域系統整備計画を策定した場合には、策定した広域系統整備計画を公表するとともに、事業実施主体及び受益者に対して通知する。
(新設)	(広域系統整備計画の届出) 第61条の3 本機関は、第60条の規定により策定した広域系統整備計画が広域系統整備交付金の交付業務の実施対象となる場合は、法第28条の4第2項に規定する事項を記載した広域系統整備計画を経済産業大臣へ届出を行う。
(広域系統整備計画の進捗状況の把握) 第62条 (略) 2 本機関は、前項により提出された情報に基づき、必要に応じて現地確認を行い、広域系統整備計画の工程の遅延の有無等を確認するとともに、その内容を広域系統整備委員会に報告する。 3 本機関は、広域系統整備計画の進捗の遅延等により当該広域系統整備計画の目的に影響があると認められた場合は、その対応について広域系統整備委員会において検討を行う。	(広域系統整備計画の進捗状況の把握) 第62条 (略) 2 本機関は、前項の規定により提出された情報に基づき、必要に応じて現地確認を行い、広域系統整備計画の工程の遅延の有無等を確認するとともに、その内容を設備形成に係る委員会に報告する。 3 本機関は、広域系統整備計画の進捗の遅延等により当該広域系統整備計画の目的に影響があると認められた場合は、その対応について設備形成に係る委員会において検討を行う。
(広域系統整備計画の変更) 第63条 本機関は、 <u>用地事情、需要動向の変化その他やむを得ない事由が発生した場合において、広域系統整備計画を変更することが合理的となったとき又は広域系統整備計画の実現が困難となったときは、広域系統整備委員会において検討の上、広域系統整備計画を変更することができる。</u> 2 前項にかかわらず、広域系統整備計画の変更が軽微なものである場合には、本機関は、 <u>広域系統整備委員会の検討を経ることなく、広域系統整備計画を変更することができる。ただし、この場合、本機関は、広域系統整備計画の変更内容について、広域系統整備委員会に報告する。</u> 3 本機関は、前各項に基づき、広域系統整備計画を変更した場合には、 <u>速やかに変更後の広域系統整備計画を公表するとともに、事業実施主体及び受益者に対し、広域系統整備計画の内容を通知する。</u>	(広域系統整備交付金の交付業務の実施対象外の広域系統整備計画の変更) 第63条 本機関は、 <u>広域系統整備交付金の交付業務の実施対象でないとして、第61条の3の規定による届出を行っていない広域系統整備計画を変更するときは、設備形成に係る委員会において検討の上、これを変更することができる。</u> 2 前項の規定にかかわらず、 <u>第61条の3の規定による届出を行っていない広域系統整備計画の変更が軽微なものである場合には、本機関は、設備形成に係る委員会の検討を経ることなく、広域系統整備計画を変更することができる。ただし、この場合において、本機関は、当該変更内容について、設備形成に係る委員会に報告する。</u> 3 本機関は、前各項の規定により広域系統整備計画を変更した場合には、変更後の広域系統整備計画を公表するとともに、事業実施主体及び受益者に対して通知する。 4 <u>本機関は、第1項の規定により変更する広域系統整備計画を広域系統整備交付金の交付業務の実施対象としようとする場合には、再度、計画策定プロセスを実施する。</u>
(新設)	(広域系統整備交付金の交付業務の実施対象となる広域系統整備計画の変更) 第63条の2 本機関は、 <u>広域系統整備交付金の交付業務の実施対象であるとして、第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画を変更する場合は、設備形成に係る委員会において検討の上、変更する旨及び変更しようとする広域系統整備計画を経済産業大臣へ届け出る。</u> 2 前項の規定にかかわらず、 <u>第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画の変更が、法第28条の4第3項ただし書の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更である場合には、本機関は、設備形成に係る委員会における検討を経ることなく、当該広域系統整備計画を変更し経済産業大臣へ変更の届出を行うことができる。ただし、この場合において、本機関は、当該変更内容について、設備形成に係る委員会に報告する。</u> 3 本機関は、 <u>前各項の規定により広域系統整備計画を変更した場合には、変更した広域系統整備計画を公表するとともに、事業実施主体及び受益者に対して通知する。</u>
(新設)	(経済産業大臣からの変更命令による広域系統整備計画の変更) 第63条の3 本機関は、 <u>第61条の3又は第63条の2の規定により届出を行った広域系統整備計画に対して、法第28条の4第4項の規定により経済産業大臣から変更すべきことを命じられた場合</u>

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
	<p>には、設備形成に係る委員会において検討の上、法第28条の47第4項各号に適合するよう変更し、変更する旨及び変更しようとする広域系統整備計画を経済産業大臣へ届け出る。</p> <p>2 本機関は、前項の規定により広域系統整備計画を変更した場合には、変更した広域系統整備計画を公表するとともに、事業実施主体及び受益者に対して通知する。</p>
<p>（計画策定プロセスを開始した場合の系統アクセス業務の取扱い）</p> <p>第64条 本機関は、計画策定プロセスを早期かつ適切に進め、広域系統整備計画の実現性を担保するために必要であると認めた場合は、<u>広域系統整備委員会の検討を踏まえ</u>、周辺系統に確保する容量、確保を開始する時期、契約申込みの回答可否その他の系統アクセス業務における取扱いを決定し公表するとともに、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。</p>	<p>（計画策定プロセスを開始した場合の系統アクセス業務の取扱い）</p> <p>第64条 本機関は、計画策定プロセスを早期かつ適切に進め、広域系統整備計画の実現性を担保するために必要であると認めた場合は、<u>設備形成に係る委員会の検討を踏まえ</u>、周辺系統に確保する容量、確保を開始する時期、契約申込みの回答可否その他の系統アクセス業務における取扱いを決定し公表するとともに、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。</p>
<p>（新設）</p>	<p>（<u>広域系統整備交付金の交付</u>）</p> <p>第64条の2 本機関は、<u>第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体に対して広域系統整備交付金を交付するに当たり、事業実施主体から、毎年度、広域系統整備計画に基づき設置等を行った流通設備の設置及び維持に要する費用について、広域系統整備計画ごとに届出を受ける。</u></p> <p>2 本機関は、<u>前項の規定により届出を受けた場合には、届出のあった費用の額を広域系統整備計画ごとに経済産業大臣に毎年度提出する。</u></p> <p>3 本機関は、<u>前項の規定により届出を行った費用の額を基に経済産業大臣が定める算定方法により、交付する広域系統整備交付金の額を算定する。</u></p> <p>4 本機関は、<u>第1項の規定により届出を行った事業実施主体に対し交付すべき額その他必要な事項を通知する。</u></p> <p>5 本機関は、<u>広域系統整備交付金の交付の対象となる流通設備の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1又は別表第2に掲げる耐用年数をいう。）の期間の末日の属する年度までの間、毎年度、第3項の規定により算定した広域系統整備交付金の額を、第1項の規定により届出を行った事業実施主体に対して当該年度の早期に交付する。</u></p>
<p>（分析ツールの具備）</p> <p>第65条 本機関は、この章各条の業務を行うため、電力系統シミュレーションを行うための分析ツールを備え、広域系統長期方針及び広域系統整備計画の策定に当たり必要な検討を実施する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（分析ツールの具備）</p> <p>第65条 本機関は、この章に定める業務を行うため、電力系統シミュレーションを行うための分析ツールを備え、広域系統長期方針及び広域系統整備計画の策定に当たり必要な検討を実施する。</p> <p>2 （略）</p>
<p>（系統アクセス業務の実施）</p> <p>第67条 本機関は、法第28条の40第8号に基づき、送電系統への発電設備等（送電系統に電力を流入しない発電設備等を除く。以下、この章において同じ。）の連系等を希望する者からの事前相談及び接続検討に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務を行う。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（系統アクセス業務の実施）</p> <p>第67条 本機関は、<u>法第28条の40第1項第8号の規定により</u>、送電系統への発電設備等（送電系統に電力を流入しない発電設備等を除く。以下、この章において同じ。）の連系等を希望する者からの事前相談及び接続検討に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務を行う。</p> <p>2・3 （略）</p>
<p>（事前相談の検討）</p> <p>第69条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 本機関は、前項の確認及び検証の結果、再検討が必要と認めるときは、理由を付して一般送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再検討結果の提出を受けたときは、再度、前項に<u>準じ</u>、確認及び検証を行う。</p>	<p>（事前相談の検討）</p> <p>第69条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 本機関は、前項の確認及び検証の結果、再検討が必要と認めるときは、理由を付して一般送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再検討結果の提出を受けたときは、再度、前項の<u>規定に準じて</u>、確認及び検証を行う。</p>

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>(事前相談の回答)</p> <p>第70条 本機関は、前条第2項又は第3項による検討結果の確認及び検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに回答するとともに必要な説明を行う。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(事前相談の回答)</p> <p>第70条 本機関は、前条第2項又は第3項の規定による検討結果の確認及び検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに回答するとともに必要な説明を行う。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(接続検討)</p> <p>第71条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 本機関は、前項の確認及び検証により再検討が必要と認めるときは、理由を付して一般送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再検討結果の提出を受けたときは、再度、前項に準じ確認及び検証を行う。</p>	<p>(接続検討)</p> <p>第71条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 本機関は、前項の確認及び検証により再検討が必要と認めるときは、理由を付して一般送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再検討結果の提出を受けたときは、再度、前項の規定に準じて、確認及び検証を行う。</p>
<p>(接続検討の回答)</p> <p>第72条 本機関は、前条第3項又は第4項による検討結果の確認及び検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに書面にて回答するとともに必要な説明を行う。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>2 本機関は、前項による回答を前条第2項の申込みの受付日から原則として3か月以内に行うものとする。</p> <p>3 本機関は、前条による接続検討の結果が以下の条件に該当する場合には、第1項の回答及び説明に加え、次の各号に掲げる事項を回答書に記載するとともに、特定系統連系希望者に対し、必要な説明を行う。</p> <p>一 系統連系工事に広域連系系統の増強(新設を含む。以下同じ。)工事が含まれる場合 第51条第2号ウに基づき本機関に対して計画策定プロセスの提起を行うことができる電気供給事業者に該当するか否か及び計画策定プロセスの開始に至る手続</p> <p>二 (略)</p>	<p>(接続検討の回答)</p> <p>第72条 本機関は、前条第3項又は第4項の規定による検討結果の確認及び検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに書面にて回答するとともに必要な説明を行う。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の規定による回答を前条第2項の申込みの受付日から原則として3か月以内に行うものとする。</p> <p>3 本機関は、前条の規定による接続検討の結果が以下の条件に該当する場合には、第1項の回答及び説明に加え、次の各号に掲げる事項を回答書に記載するとともに、特定系統連系希望者に対し、必要な説明を行う。</p> <p>一 系統連系工事に広域連系系統の増強(新設を含む。以下同じ。)工事が含まれる場合 第51条第2号ウの規定により本機関に対して計画策定プロセスの提起を行うことができる電気供給事業者に該当するか否か及び計画策定プロセスの開始に至る手続</p> <p>二 (略)</p>
<p>(一般送配電事業者たる会員が受け付けた接続検討に対する検討結果の報告を受けた場合の取扱い)</p> <p>第73条 本機関は、一般送配電事業者たる会員から、送配電等業務指針で定めるところにより、一般送配電事業者たる会員が受け付けた接続検討の申込みに対する検討結果が前条第3項第1号に掲げる条件に該当するとの報告を受けた場合は、一般送配電事業者たる会員が系統連系希望者に対し回答を行った後速やかに、系統連系希望者に対し同号に準じた説明を行う。</p> <p>2 本機関は、前項の報告を受けた接続検討の申込みに対する検討結果が前条第3項第2号に掲げる条件にも該当する場合には、前項の説明と併せ、系統連系希望者に対し同号に準じた説明を行う。</p>	<p>(一般送配電事業者たる会員が受け付けた接続検討に対する検討結果の報告を受けた場合の取扱い)</p> <p>第73条 本機関は、一般送配電事業者たる会員から、送配電等業務指針で定めるところにより、一般送配電事業者たる会員が受け付けた接続検討の申込みに対する検討結果が前条第3項第1号に掲げる条件に該当するとの報告を受けた場合は、一般送配電事業者たる会員が系統連系希望者に対し回答を行った後速やかに、系統連系希望者に対し同号の規定に準じて説明を行う。</p> <p>2 本機関は、前項の報告を受けた接続検討の申込みに対する検討結果が前条第3項第2号に掲げる条件にも該当する場合には、前項の説明と併せ、系統連系希望者に対し同号の規定に準じて説明を行う。</p>
<p>(接続検討の要否確認)</p> <p>第74条 (略)</p> <p>2 本機関は、一般送配電事業者たる会員から前項の確認結果の提出を受けた場合は、その結果の妥当性について確認し、検討結果が妥当でないと認めるときは、理由を付して一般送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再検討結果の提出を受けたときは、再度、この項に準じ確認を行う。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(接続検討の要否確認)</p> <p>第74条 (略)</p> <p>2 本機関は、一般送配電事業者たる会員から前項の確認結果の提出を受けた場合は、その結果の妥当性について確認し、検討結果が妥当でないと認めるときは、理由を付して一般送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再検討結果の提出を受けたときは、再度、この項の規定に準じて確認を行う。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(特定系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の受付)</p>	<p>(特定系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の受付)</p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>第81条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項に基づき受け付けた接続検討について、第2節に<u>準じ</u>、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。</p>	<p>第81条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の<u>規定により</u>受け付けた接続検討について、第2節の<u>規定に準じて</u>、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。</p>
<p>(接続検討の回答を踏まえた特定系統連系希望者の再接続検討の受付等)</p>	<p>(接続検討の回答を踏まえた特定系統連系希望者の再接続検討の受付等)</p>
<p>第82条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項に基づき受け付けた再接続検討について、第2節に<u>準じ</u>、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。</p>	<p>第82条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の<u>規定により</u>受け付けた再接続検討について、第2節の<u>規定に準じて</u>、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。</p>
<p>第4節 <u>リプレース案件系統連系募集プロセス</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>(リプレースを行う発電設備等の廃止計画の公表)</p>	<p>第90条 <u>削除</u></p>
<p>第90条 本機関は、発電事業者たる会員から提出された供給計画に設備容量が10万キロワット以上の発電設備等の廃止計画（以下「リプレース対象廃止計画」という。）が記載されている場合には、次の各号のいずれにも該当する（以下「リプレース」という。）か否かの判断（以下「リプレース該当性判断」という。）を行う。</p> <p>一 リプレース対象廃止計画の対象となる発電設備等（以下「リプレース発電設備等」という。）の最大受電電力が10万キロワット以上であること。</p> <p>二 リプレース対象廃止計画の提出者である発電事業者たる会員又は当該会員と送配電等業務指針に定める一定の資本関係又は契約関係を有する者（以下「リプレース対象事業者」という。）が発電設備等の建替えを行う場合（以下、建替えに係る開発計画の対象となる新規の発電設備等（特別高圧の系統に連系するものに限る。）を「新設発電設備等」という。）。ただし、新設発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量（リプレース発電設備等が連系している条件での当該リプレース発電設備等に係る送電設備（当該リプレース発電設備等に係る電源線を除く。）における連系可能量をいう。）の範囲内である場合を除く。</p> <p>三 次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合。</p> <p>ア 新設発電設備等が、リプレース発電設備等が設置された構内と構外の境界を起点とし一番目の変電所又は開閉所（専らリプレース発電設備等への事故波及の防止を目的として設置されたもの及びリプレース発電設備等が設置された構内における変電設備により電圧を下降させた後に当該構内の外に送電又は配電を行う場合における当該送電又は配電に係るものを除く。）において、リプレース発電設備等の電源線がつながる母線と同一系統又は下位系統に連系するとき。ただし、母線分割等によって上位系統が異なる場合を除く。</p> <p>イ 新設発電設備等が、リプレース発電設備等とループ状に設置された基幹的な送電設備とを連系する電源線に直接連系するとき又は当該電源線から分岐する送電又は配電に係る設備を介して当該電源線に連系するとき。</p> <p>2 本機関は、リプレース対象廃止計画が提出された場合には、リプレース対象事業者及び関係する電気供給事業者に対し、リプレース該当性判断のために必要な事項について確認を行う。</p> <p>3 本機関は、第1項のリプレース該当性判断を行う上で、次の各号に掲げる事項を考慮する。</p> <p>一 リプレース対象事業者から提出される供給計画</p> <p>二 前項の確認結果の内容</p> <p>三 本機関若しくは一般送配電事業者たる会員が受け付けた接続検討又は契約申込みの内容</p> <p>四 その他リプレース該当性の判断に必要な事項</p> <p>4 本機関は、リプレース該当性判断において、リプレース対象廃止計画がリプレースに該当すると判断したときは、当該リプレース対象廃止計画を公表する。</p>	

変更前 (変更点の下線)	変更後 (変更点の下線)
<p>(リプレース案件系統連系募集プロセスの開始)</p> <p>第91条 本機関は、前条第4項に基づき公表したリプレース発電設備等について、廃止の蓋然性が高まったと判断した場合には、当該リプレース発電設備等が連系する送電系統に連系等を希望する系統連系希望者を募集する手続（以下「リプレース案件系統連系募集プロセス」という。）を開始する。</p> <p>2 本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセスを開始した場合には、リプレース対象事業者及び同プロセスの対象となる送電系統（以下「プロセス対象送電系統」という。）を運用する一般送配電事業者たる会員に対して、その旨を通知する。</p> <p>3 本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセスを開始した場合には、その開始時点から完了又は中止する時点までの間、新設発電設備等の最大受電電力を、電源接続のためにプロセス対象送電系統に暫定的に確保すべき容量として定め、一般送配電事業者たる会員に通知する。</p> <p>4 本機関は、リプレース対象廃止計画の公表日から募集の締切日までの期間を少なくとも12か月以上確保する。</p>	<p>第91条 削除</p>
<p>(募集要綱の策定等)</p> <p>第92条 本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセスを開始した場合には、次の各号に掲げる事項について検討を行い、プロセスごとに募集要綱においてこれを定め、公表する。</p> <p>一 募集実施のスケジュール</p> <p>二 募集対象となる送電系統</p> <p>三 募集対象となるエリア</p> <p>四 募集対象となる送電系統の連系可能量</p> <p>五 応募資格</p> <p>六 連系可能者の決定方法</p> <p>七 その他募集を行うに当たり必要となる事項</p>	<p>第92条 削除</p>
<p>(リプレース案件系統連系募集プロセスの中止)</p> <p>第93条 本機関は、次の各号に掲げる場合においては、リプレース案件系統連系募集プロセスを中止することができる。</p> <p>一 需給状況の悪化その他やむを得ない事由により、リプレース発電設備等の廃止の蓋然性が低くなったとき</p> <p>二 新設発電設備等の開発計画が中止となったとき</p> <p>2 本機関は、前項により同プロセスを中止した場合、速やかにその旨を公表する。</p>	<p>第93条 削除</p>
<p>(リプレース案件系統連系募集プロセスへの応募)</p> <p>第94条 本機関は、募集要綱にしたがって、プロセス対象送電系統への連系等を希望する系統連系希望者から、応募の受付を行う。</p> <p>2 本機関は、前項の応募の受付については、第81条を準用する。</p>	<p>第94条 削除</p>
<p>(連系希望量が接続可能量の範囲内である場合の取扱い)</p> <p>第95条 本機関は、連系希望量が、プロセス対象送電系統の接続可能量（既存の連系可能量とリプレース発電設備等の廃止により生ずる連系可能量の合計をいう。以下、この節において同じ。）の範囲内である場合には、応募者に対して、全ての発電設備等の連系が可能である旨を通知する。</p> <p>2 本機関は、前項の場合には、応募締切時点から本機関が定める日までの間、連系希望量に相当する容量を、電源接続のためにプロセス対象送電系統に暫定的に確保すべき容量として定め、一般送配電事業者たる会員に通知する。</p> <p>(連系希望量が接続可能量の範囲を超える場合の取扱い)</p>	<p>第95条 削除</p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>第96条 <u>本機関は、連系希望量が、プロセス対象送電系統の接続可能量を超える場合には、リプレイス案件系統連系募集プロセスに応募した連系希望者を対象として、プロセス対象送電系統において第75条第1項に基づき、一般送配電事業者たる会員に対し電源接続案件一括検討プロセスの開始を要請する。</u></p> <p>2 <u>本機関は、前項の場合において、電源接続案件一括検討プロセス以外の公平性が確保された方法によって、対象となる全ての連系希望者が工事費負担金を共同負担する意思を有することを確認できたときは、同プロセスを省略することができる。</u></p> <p>3 <u>本機関は、第1項に掲げる場合において、応募締切時点から電源接続案件一括検討プロセス開始の公表日までの間、電源接続のためにプロセス対象送電系統に暫定的に確保すべき容量を定め、一般送配電事業者たる会員に通知する。</u></p>	<p>第96条 <u>削除</u></p>
<p>第5節 その他</p>	<p>第4節 その他</p>
<p>(契約申込みに伴う回答内容の確認)</p> <p>第97条 本機関は、本機関が第72条第1項及び第82条第2項により特定系統連系希望者に回答を行った案件について、一般送配電事業者たる会員が特定系統連系希望者から契約申込みを受けた場合において、その申込みに対する検討結果が同項の回答と異なるときは、送配電等業務指針で定めるところにより、検討結果の提出を受け、その内容について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(契約申込みに伴う回答内容の確認)</p> <p>第97条 本機関は、本機関が第72条第1項及び第82条第2項の規定により特定系統連系希望者に回答を行った案件について、一般送配電事業者たる会員が特定系統連系希望者から契約申込みを受けた場合において、その申込みに対する検討結果が同項の回答と異なるときは、送配電等業務指針で定めるところにより、検討結果の提出を受け、その内容について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(一般送配電事業者たる会員が受け付けた案件の確認、検証)</p> <p>第98条 本機関は、特定系統連系希望者が一般送配電事業者たる会員に対し、事前相談又は接続検討申込みを行い、回答を受けた案件について、当該特定系統連系希望者からの求めに応じて、第69条第2項及び第3項又は第71条第3項及び第4項に準じて確認及び検証を行う。</p> <p>2 本機関は、前項による確認又は検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し速やかに回答するとともに必要な説明を行う。</p>	<p>(一般送配電事業者たる会員が受け付けた案件の確認、検証)</p> <p>第98条 本機関は、特定系統連系希望者が一般送配電事業者たる会員に対し、事前相談又は接続検討申込みを行い、回答を受けた案件について、当該特定系統連系希望者からの求めに応じて、第69条第2項及び第3項又は第71条第3項及び第4項の規定に準じて、確認及び検証を行う。</p> <p>2 本機関は、前項の規定による確認又は検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し速やかに回答するとともに必要な説明を行う。</p>
<p>(システムアクセス業務の申込み及び回答様式)</p> <p>第99条 (略)</p> <p>2 本機関は、システムアクセス業務の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を作成するに当たっては、一般送配電事業者と事前に協議を行うものとする。</p>	<p>(システムアクセス業務の申込み及び回答様式)</p> <p>第99条 (略)</p> <p>2 本機関は、システムアクセス業務の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を作成するに当たっては、一般送配電事業者たる会員と事前に協議を行うものとする。</p>
<p>(受付・回答状況の取りまとめ)</p> <p>第100条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項により提出された情報、並びに本機関における受付及び回答状況を定期的に取りまとめ、公表する。</p>	<p>(受付・回答状況の取りまとめ)</p> <p>第100条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の規定により提出された情報、並びに本機関における受付及び回答状況を定期的に取りまとめ、公表する。</p>
<p>(業務改善)</p> <p>第101条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 本機関への苦情及び相談の申出には至らなかったものの、一般送配電事業者が系統連系希望者から苦情の申出を受けた事例</p> <p>四 (略)</p>	<p>(業務改善)</p> <p>第101条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 本機関への苦情及び相談の申出には至らなかったものの、一般送配電事業者たる会員が系統連系希望者から苦情の申出を受けた事例</p> <p>四 (略)</p>
<p>(分析ツールの具備)</p> <p>第102条 本機関は、この章各条の業務を行うために必要な分析ツールを備える。</p>	<p>(分析ツールの具備)</p> <p>第102条 本機関は、この章に定める業務を行うために必要な分析ツールを備える。</p>

変 更 前 (変更点以下線)	変 更 後 (変更点以下線)
<p>2 (略)</p> <p>(需給状況の監視)</p> <p>第105条 本機関は、法第28条の40第1号に基づき、会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況(以下「需給状況」という。)を監視する。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(需給状況の監視)</p> <p>第105条 本機関は、法第28条の40第1項第1号の規定により、会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況(以下「需給状況」という。)を監視する。</p>
<p>(需給状況の悪化時の指示又は要請)</p> <p>第111条 本機関は、法第28条の44第1項に基づき、小売電気事業者たる会員が営む小売電気事業、一般送配電事業者たる会員が営む一般送配電事業又は特定送配電事業者たる会員が営む特定送配電事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、当該電気の需給の状況を改善する必要があると認めるときは、会員に対し、次の各号に掲げる事項を指示することができる。ただし、第1号の事項は送電事業者たる会員に対して、第2号の事項は小売電気事業者たる会員及び発電事業者たる会員に対して、第3号の事項は、送電事業者たる会員及び発電事業者たる会員に対しては、指示することができない。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(需給状況の悪化時の指示又は要請)</p> <p>第111条 本機関は、法第28条の44第1項の規定により、小売電気事業者たる会員が営む小売電気事業、一般送配電事業者たる会員が営む一般送配電事業又は特定送配電事業者たる会員が営む特定送配電事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、当該電気の需給の状況を改善する必要があると認めるときは、会員に対し、次の各号に掲げる事項を指示することができる。ただし、第1号に掲げる事項は送電事業者たる会員に対して、第2号に掲げる事項は小売電気事業者たる会員及び発電事業者たる会員に対して、第3号に掲げる事項は、送電事業者たる会員及び発電事業者たる会員に対しては、指示することができない。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合の指示の手順)</p> <p>第113条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 本機関は、前号により会員から通知を受けた送電可能量を踏まえ、次のアからオの順位により、電気の供給の指示の対象とする会員並びに当該会員が電気の供給を行う期間、量及び送電経路を決定する。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>五 本機関は、前号で決定した電気の供給の指示の対象とする会員並びに当該会員が電気の供給を行う期間、量及び送電経路に基づき、電気の供給を指示するとともに、需給ひっ迫一般送配電事業者に電気の供給を受けることを指示する。</p> <p>2 前項にかかわらず、本機関は、数時間にわたる電気の供給を指示する場合や発電機の起動時間に時間を要する場合等、必要な場合には、ゲートクローズ前に第111条第1項の指示を行う。</p>	<p>(需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合の指示の手順)</p> <p>第113条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 本機関は、前号の規定により会員から通知を受けた送電可能量を踏まえ、次のアからオまでの順位により、電気の供給の指示の対象とする会員並びに当該会員が電気の供給を行う期間、量及び送電経路を決定する。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>五 本機関は、前号の規定により決定した電気の供給の指示の対象とする会員並びに当該会員が電気の供給を行う期間、量及び送電経路に基づき、電気の供給を指示するとともに、需給ひっ迫一般送配電事業者に電気の供給を受けることを指示する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、本機関は、数時間にわたる電気の供給を指示する場合や発電機の起動時間に時間を要する場合等、必要な場合には、ゲートクローズ前に第111条第1項の指示を行う。</p>
<p>(下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合の指示の手順)</p> <p>第114条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 本機関は、前号により一般送配電事業者たる会員から通知を受けた受電可能量を踏まえ、次のアからオの順位により、電気の供給を受ける指示の対象とする一般送配電事業者たる会員並びに当該会員が電気の供給を受ける期間、量及び送電経路を決定する。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>五 本機関は、前号で決定した電気の供給を受けることの指示の対象とする一般送配電事業者たる会員並びに当該会員が電気の供給を受ける量、期間及び送電経路に基づき、電気の供給を受けることを指示するとともに、下げ代不足一般送配電事業者に電気の供給を行うことを指示する。</p> <p>2 前項にかかわらず、本機関は、数時間にわたる電気の供給を指示する場合や発電機の出力抑制に時間を要する場合等、必要な場合には、ゲートクローズ前に第111条第1項の指示を行う。</p>	<p>(下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合の指示の手順)</p> <p>第114条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 本機関は、前号の規定により一般送配電事業者たる会員から通知を受けた受電可能量を踏まえ、次のアからオまでの順位により、電気の供給を受ける指示の対象とする一般送配電事業者たる会員並びに当該会員が電気の供給を受ける期間、量及び送電経路を決定する。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>五 本機関は、前号の規定により決定した電気の供給を受けることの指示の対象とする一般送配電事業者たる会員並びに当該会員が電気の供給を受ける量、期間及び送電経路に基づき、電気の供給を受けることを指示するとともに、下げ代不足一般送配電事業者に電気の供給を行うことを指示する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、本機関は、数時間にわたる電気の供給を指示する場合や発電機の出力抑制に時間を要する場合等、必要な場合には、ゲートクローズ前に第111条第1項の指示を行う。</p>
<p>(本機関の指示又は要請に基づく場合の連系線の使用)</p> <p>第116条 本機関は、第111条に基づく指示又は要請に基づく電気の供給に必要な場合には、連系</p>	<p>(本機関の指示又は要請に基づく場合の連系線の使用)</p> <p>第116条 本機関は、第111条の規定による指示又は要請に基づく電気の供給に必要な場合には、</p>

変更前(変更点の下線)			変更後(変更点の下線)		
<p>線を最大限、活用するものとする。</p> <p>2 本機関の指示又は要請に基づく電気の供給については、連系線の空容量から使用し、連系線の空容量が不足する場合には、本機関は、第152条及び第153条に基づき、連系線のマージン及び運用容量拡大分を使用する供給の指示又は要請を行う。ただし、本機関が第111条に基づく指示又は要請を行う場合において、需給ひっ迫一般送配電事業者の供給区域に隣接する連系線に、需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の供給区域から連系線を介して電気を受給するために備えたマージンが設定されているときは、本機関は、連系線の空容量を使用する前に、第152条に準じて、当該マージンを使用する電気の供給の指示又は要請をすることができる。</p>			<p>連系線を最大限、活用するものとする。</p> <p>2 本機関の指示又は要請に基づく電気の供給については、連系線の空容量から使用し、連系線の空容量が不足する場合には、本機関は、第152条及び第153条の規定により、連系線のマージン及び運用容量拡大分を使用する供給の指示又は要請を行う。ただし、本機関が第111条の規定による指示又は要請を行う場合において、需給ひっ迫一般送配電事業者の供給区域に隣接する連系線に、需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の供給区域から連系線を介して電気を受給するために備えたマージンが設定されているときは、本機関は、連系線の空容量を使用する前に、第152条の規定に準じて、当該マージンを使用する電気の供給の指示又は要請をすることができる。</p>		
<p>(本機関の指示又は要請の一般送配電事業者への通知)</p> <p>第118条 本機関は、第111条に基づく指示又は要請を行う場合は、本機関の指示又は要請を受ける会員その他の電気供給事業者が存する供給区域の一般送配電事業者に、事前又は事後速やかに、当該指示又は要請の内容を通知する。</p>			<p>(本機関の指示又は要請の一般送配電事業者たる会員への通知)</p> <p>第118条 本機関は、第111条の規定による指示又は要請を行う場合は、本機関の指示又は要請を受ける会員その他の電気供給事業者が存する供給区域の一般送配電事業者たる会員に、事前又は事後速やかに、当該指示又は要請の内容を通知する。</p>		
<p>(需給状況の改善が図れない場合の対応)</p> <p>第119条 本機関は、第111条に基づく指示又は要請を行ってもなお需給状況の改善が図れないときは、国及び会員その他の電気供給事業者と連携し、追加的な需給対策を行う。</p>			<p>(需給状況の改善が図れない場合の対応)</p> <p>第119条 本機関は、第111条の規定による指示又は要請を行ってもなお需給状況の改善が図れないときは、国及び会員その他の電気供給事業者と連携し、追加的な需給対策を行う。</p>		
<p>(指示内容の報告)</p> <p>第120条 本機関は、会員に対し、法第28条の44第1項に基づく指示をしたときは、同条第2項に基づき、経済産業大臣に対し、直ちに、その指示の内容その他の事項を経済産業省令で定めるところにより報告する。</p>			<p>(指示内容の報告)</p> <p>第120条 本機関は、会員に対し、法第28条の44第1項の規定による指示をしたときは、同条第2項の規定により、経済産業大臣に対し、直ちに、その指示の内容その他の事項を経済産業省令で定めるところにより報告する。</p>		
<p>(指示に係る措置を取っていない場合の報告)</p> <p>第121条 本機関は、法第28条の44第1項に基づく指示を受けた会員が、正当な理由なくその指示に係る措置を取っていないと認めるときは、同条第3項に基づき、直ちに、その旨を経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣に報告する。</p>			<p>(指示に係る措置を取っていない場合の報告)</p> <p>第121条 本機関は、法第28条の44第1項の規定による指示を受けた会員が、正当な理由なくその指示に係る措置を取っていないと認めるときは、同条第3項の規定により、直ちに、その旨を経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣に報告する。</p>		
<p>(指示の公表)</p> <p>第122条 本機関は、会員に対し、法第28条の44第1項に基づく指示を実施したときは、これを速やかに公表する。</p>			<p>(指示の公表)</p> <p>第122条 本機関は、会員に対し、法第28条の44第1項の規定による指示を実施したときは、これを速やかに公表する。</p>		
<p>(指示又は要請を受けた会員その他の電気供給事業者が授受する金額)</p> <p>第123条 本機関が第111条に基づく指示又は要請を行った場合において、当事者である会員その他の電気供給事業者が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、電気の供給に係る発電に要する費用や一般送配電事業者たる会員が定めた託送供給等約款を基に当事者間の協議により決定する。</p> <p>2 前項にかかわらず、本機関の指示に基づき、一般送配電事業者たる会員の間において電力融通を行った場合は、接続対象計画差対応補給電力料金等を基に当事者間の協議により決定する。</p> <p>3 本機関は、前各項に基づく協議が調わないときは、当事者いずれかの申請に基づき、第20章の規定に基づき調停する。</p>			<p>(指示又は要請を受けた会員その他の電気供給事業者が授受する金額)</p> <p>第123条 本機関が第111条の規定による指示又は要請を行った場合において、当事者である会員その他の電気供給事業者が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、電気の供給に係る発電に要する費用や一般送配電事業者たる会員が定めた託送供給等約款を基に当事者間の協議により決定する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、本機関の指示に基づき、一般送配電事業者たる会員の間において電力融通を行った場合は、接続対象計画差対応補給電力料金等を基に当事者間の協議により決定する。</p> <p>3 本機関は、前各項の規定による協議が調わないときは、当事者いずれかの申請に基づき、第20章の規定により調停する。</p>		
<p>(連系線の管理)</p> <p>第124条 本機関は、法第28条の40第8号に基づき、別表10-1の連系線の管理を行う。</p>			<p>(連系線の管理)</p> <p>第124条 本機関は、法第28条の40第1項第8号の規定により、別表10-1の連系線の管理を行う。</p>		
別表10-1 連系線			別表10-1 連系線		
連系線	区間	対象設備	連系線	区間	対象設備

変更前（変更点の下線）

北海道本州間連系設備	北海道～東北	北海道・本州間電力連系設備 新北海道本州間連系設備
東北東京間連系線（※1）	東北～東京	相馬双葉幹線 いわき幹線
東京中部間連系設備	東京～中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備 飛騨信濃周波数変換設備
中部関西間連系線	中部～関西	三重東近江線
中部北陸間連系設備（※2）	中部～北陸	南福光連系所及び南福光変電所の連系設備
北陸関西間連系線（※2）	北陸～関西	越前嶺南線
関西中国間連系線（※3）	関西～中国	西播東岡山線、山崎智頭線
関西四国間連系設備	関西～四国	紀北変換所、阿南変換所間の連系設備
中国四国間連系線	中国～四国	本四連系線
中国九州間連系線	中国～九州	関門連系線

（※1）～（※3）（略）
（新設）

（連系線の管理の原則）

第125条 本機関は、連系線の管理を行うに当たっては、前日スポット取引又は1時間前取引に基づき、連系線の容量を割り当てることを原則とする。

（運用容量の設定）

第126条（略）

2 本機関は、前項に基づき公表した検討条件に関し、他の供給区域からの電気の調達又は他の供給区域への電気の販売を行おうとする電気供給事業者からの要望を受けたときは、運用容量検討会において対応を審議し、必要に応じ、検討条件の見直しを行う。

3～5（略）

（運用容量の一時的な見直し）

第127条（略）

2 本機関は、前項に基づき運用容量の見直しを行った場合には、遅滞なく、見直し後の運用容量を公表する。

3（略）

（マージンの見直し）

第130条（略）

一 第127条に基づき運用容量の値を一時的に見直した場合

二～四（略）

2 前項第1号に掲げる場合において、見直し後の運用容量の値がマージンの値を下回るときは、当該運用容量の値を見直し後のマージンの値とする。

3 本機関は、第1項に基づきマージンの値を見直した場合には、遅滞なく、見直し後のマージンの値を

変更後（変更点の下線）

北海道本州間連系設備	北海道～東北	北海道・本州間電力連系設備 新北海道本州間連系設備
東北東京間連系線（※1）	東北～東京	相馬双葉幹線 いわき幹線
東京中部間連系設備	東京～中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備 飛騨信濃周波数変換設備（※4）
中部関西間連系線	中部～関西	三重東近江線
中部北陸間連系設備（※2）	中部～北陸	南福光連系所及び南福光変電所の連系設備
北陸関西間連系線（※2）	北陸～関西	越前嶺南線
関西中国間連系線（※3）	関西～中国	西播東岡山線、山崎智頭線
関西四国間連系設備	関西～四国	紀北変換所、阿南変換所間の連系設備
中国四国間連系線	中国～四国	本四連系線
中国九州間連系線	中国～九州	関門連系線

（※1）～（※3）（略）

（※4）飛騨信濃周波数変換設備には、飛騨変換所、新信濃変電所間の連系設備を含む。

（連系線の管理の原則）

第125条 本機関は、連系線の管理を行うに当たっては、翌日取引又は1時間前取引に基づき、連系線の容量を割り当てることを原則とする。

（運用容量の設定）

第126条（略）

2 本機関は、前項の規定により公表した検討条件に関し、他の供給区域からの電気の調達又は他の供給区域への電気の販売を行おうとする電気供給事業者からの要望を受けたときは、運用容量検討会において対応を審議し、必要に応じ、検討条件の見直しを行う。

3～5（略）

（運用容量の一時的な見直し）

第127条（略）

2 本機関は、前項の規定により運用容量の見直しを行った場合には、遅滞なく、見直し後の運用容量を公表する。

3（略）

（マージンの見直し）

第130条（略）

一 第127条の規定により運用容量の値を一時的に見直した場合

二～四（略）

2 前項第1号に掲げる場合において、見直し後の運用容量の値がマージンの値を下回るときは、当該運用容量の値を見直し後のマージンの値とする。

3 本機関は、第1項の規定によりマージンの値を見直した場合には、遅滞なく、見直し後のマージンの値を

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>の他必要な事項を公表する。</p> <p>4 本機関は、マージンの見直しに際し、マージン検討会における追加的な検討が必要と認める場合には、前条第2項及び第3項に定める手続に準じてマージンの見直しを行い、第128条第3項に準じて見直し後のマージンを設定し、公表する。</p>	<p>の値その他必要な事項を公表する。</p> <p>4 本機関は、マージンの見直しに際し、マージン検討会における追加的な検討が必要と認める場合には、前条第2項及び第3項に定める手続に準じてマージンの見直しを行い、第128条第3項の規定に準じて見直し後のマージンを設定し、公表する。</p>
<p>(短周期広域周波数調整)</p> <p>第131条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 本機関は、前号を除く一般送配電事業者たる会員に対し、協力可能な短周期調整力の調整量及び時間の算出を依頼する。</p> <p>三 (略)</p> <p>四 本機関は、短周期調整力が不足又は短周期調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者より、当日の短周期広域周波数調整の要否及び必要となる利用枠の通知を受け、前日に設定した利用枠の変更の要否を確認する。本機関は、連系線に設定した利用枠を見直す場合には、第3号で設定した利用枠の範囲内において、第1号から第3号に準じて行う。</p> <p>五 本機関は、前号の確認結果を踏まえ、短周期広域周波数調整に必要なとなる利用枠を最終決定の上、関係する一般送配電事業者に通知する。</p>	<p>(短周期広域周波数調整)</p> <p>第131条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 本機関は、前号に規定する会員を除く一般送配電事業者たる会員に対し、協力可能な短周期調整力の調整量及び時間の算出を依頼する。</p> <p>三 (略)</p> <p>四 本機関は、短周期調整力が不足又は短周期調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者たる会員より、当日の短周期広域周波数調整の要否及び必要となる利用枠の通知を受け、前日に設定した利用枠の変更の要否を確認する。本機関は、連系線に設定した利用枠を見直す場合には、第3号の規定により設定した利用枠の範囲内において、第1号から第3号までの規定に準じて行う。</p> <p>五 本機関は、前号の確認結果を踏まえ、短周期広域周波数調整に必要なとなる利用枠を最終決定の上、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。</p>
<p>(長周期広域周波数調整)</p> <p>第132条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 本機関は、前号を除く一般送配電事業者たる会員に対し、協力可能な電力量及び時間の算出を依頼し、原則として、実需給日の前日16時までにその結果の通知を受ける。</p> <p>三 本機関は、前号の通知に基づき、次のアからウに掲げる事項を考慮し、長周期広域周波数調整のための電力量及び時間を、実需給日の前日12時以降に連系線の空容量の範囲内で仮決定の上、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 本機関は、前号の通知に基づき、原則として、ゲートクローズ後の各連系線の空容量の範囲内において、必要となる電力量及び時間を最終決定の上、関係する一般送配電事業者に通知する。</p>	<p>(長周期広域周波数調整)</p> <p>第132条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 本機関は、前号に規定する会員を除く一般送配電事業者たる会員に対し、協力可能な電力量及び時間の算出を依頼し、原則として、実需給日の前日16時までにその結果の通知を受ける。</p> <p>三 本機関は、前号の通知に基づき、次のアからウまでに掲げる事項を考慮し、長周期広域周波数調整のための電力量及び時間を、実需給日の前日12時以降に連系線の空容量の範囲内で仮決定の上、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 本機関は、前号の連絡に基づき、原則として、ゲートクローズ後の各連系線の空容量の範囲内において、必要となる電力量及び時間を最終決定の上、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。</p>
<p>(空容量の算出及び公表)</p> <p>第133条 本機関は、第126条第3項又は第5項に基づき算出された運用容量の各断面において、連系線の空容量を算出し、公表する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、運用容量、マージン又は計画潮流を変更したときは、前各項に準じて空容量を算出し、公表する。</p>	<p>(空容量の算出及び公表)</p> <p>第133条 本機関は、第126条第3項又は第5項の規定により算出された運用容量の各断面において、連系線の空容量を算出し、公表する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、運用容量、マージン又は計画潮流を変更したときは、前各項の規定に準じて空容量を算出し、公表する。</p>
<p>(連系線の計画潮流の管理)</p> <p>第134条 (略)</p> <p>一 本機関は、卸電力取引所から、前日スポット取引及び1時間前取引において約定しようとする取引情報(以下「取引情報」という。)の通知を受ける。</p> <p>二～五 (略)</p>	<p>(連系線の計画潮流の管理)</p> <p>第134条 (略)</p> <p>一 本機関は、卸電力取引所から、翌日取引及び1時間前取引において約定しようとする取引情報(以下「取引情報」という。)の通知を受ける。</p> <p>二～五 (略)</p>
<p>(混雑処理)</p>	<p>(混雑処理)</p>

変更前(変更点の下線)	変更後(変更点の下線)
<p>第143条 本機関は、<u>前日</u>スポット取引の取引情報に係る容量登録以降に連系線に混雑が発生するときは、計画潮流について、次の各号に掲げる手順により、混雑処理を行う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 本機関は、前号に基づき混雑処理を行った場合には、抑制された計画潮流を有する託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者並びに関連一般送配電事業者に対し、抑制した断面と抑制量を通知する。</p> <p>2 前項にかかわらず、本機関は、受給日の前日12時以降に運用容量の減少に伴う混雑が発生する場合であっても、電力システムの安定性を確保することができるときは、計画潮流を有する託送供給契約者、発電契約者又は需要抑制契約者による代替供給力の調達等の調整努力が適切になされていることを前提に、混雑処理を行わない。</p>	<p>第143条 本機関は、<u>翌日</u>取引の取引情報に係る容量登録以降に連系線に混雑が発生するときは、計画潮流について、次の各号に掲げる手順により、混雑処理を行う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 本機関は、前号の規定により混雑処理を行った場合には、抑制された計画潮流を有する託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者並びに関連一般送配電事業者に対し、抑制した断面と抑制量を通知する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、本機関は、受給日の前日12時以降に運用容量の減少に伴う混雑が発生する場合であっても、電力システムの安定性を確保することができるときは、計画潮流を有する託送供給契約者、発電契約者又は需要抑制契約者による代替供給力の調達等の調整努力が適切になされていることを前提に、混雑処理を行わない。</p>
<p>(混雑処理における抑制順位)</p> <p>第143条の2 (略)</p> <p>一 <u>前日</u>スポット取引及び1時間前取引に係る計画潮流</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(混雑処理における抑制順位)</p> <p>第143条の2 (略)</p> <p>一 <u>翌日</u>取引及び1時間前取引に係る計画潮流</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(複数の連系線において同時に混雑が発生した場合の混雑処理)</p> <p>第143条の3 本機関は、混雑処理において、複数の連系線で同時に混雑が発生し、当該複数の連系線を利用する計画潮流を抑制する必要がある場合には、混雑が発生した連系線ごとに前条に基づき算出した抑制量のうち、最大値に相当する電力を当該計画潮流の抑制量とする。</p>	<p>(複数の連系線において同時に混雑が発生した場合の混雑処理)</p> <p>第143条の3 本機関は、混雑処理において、複数の連系線で同時に混雑が発生し、当該複数の連系線を利用する計画潮流を抑制する必要がある場合には、混雑が発生した連系線ごとに前条の規定により算出した抑制量のうち、最大値に相当する電力を当該計画潮流の抑制量とする。</p>
<p>(緊急時の混雑処理方法)</p> <p>第143条の4 本機関は、第127条に基づく運用容量の見直しにより連系線の運用容量が減少し、連系線に混雑が発生した場合において、緊急の混雑処理が必要と認めるときは、第143条の2に定める抑制順位によらずに抑制効果が大きい計画潮流を抑制することができる(以下「緊急抑制」という。)。ただし、緊急抑制後は、速やかに混雑処理を行い、緊急抑制を終了する。</p>	<p>(緊急時の混雑処理方法)</p> <p>第143条の4 本機関は、第127条の規定による運用容量の見直しにより連系線の運用容量が減少し、連系線に混雑が発生した場合において、緊急の混雑処理が必要と認めるときは、第143条の2に定める抑制順位によらずに抑制効果が大きい計画潮流を抑制することができる(以下「緊急抑制」という。)。ただし、緊急抑制後は、速やかに混雑処理を行い、緊急抑制を終了する。</p>
<p>(混雑処理の対象外とする計画潮流等)</p> <p>第143条の5 第143条第1項にかかわらず、本機関は、次の各号に掲げる計画潮流を混雑処理の対象としない。</p> <p>一 第152条に基づく連系線のマージンを使用した供給に係る計画潮流</p> <p>二 第153条に基づく連系線の運用容量拡大分を使用した供給に係る計画潮流</p>	<p>(混雑処理の対象外とする計画潮流等)</p> <p>第143条の5 第143条第1項の規定にかかわらず、本機関は、次の各号に掲げる計画潮流を混雑処理の対象としない。</p> <p>一 第152条の規定による連系線のマージンを使用した供給に係る計画潮流</p> <p>二 第153条の規定による連系線の運用容量拡大分を使用した供給に係る計画潮流</p>
<p>(出力維持等の考慮が必要な電源等の承認)</p> <p>第144条 本機関は、<u>前日</u>スポット取引において出力維持等を考慮した約定の対象として取り扱うべき電源又は契約(これに代わる計画等を含み、以下「電源等」という。)を有する託送供給契約者、発電契約者又は一般送配電事業者たる会員(以下「電源等保有者」という。)の申請に基づき、次の各号に定める事項について審査を行い、いずれの事項にも該当すると認める場合には、当該申請に係る電源等を承認する(以下、承認された電源等を「承認電源等」といい、承認された電源等保有者を「承認電源等保有者」という。)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出力維持等の考慮が必要な電源等の承認)</p> <p>第144条 本機関は、<u>翌日</u>取引において出力維持等を考慮した約定の対象として取り扱うべき電源又は契約(これに代わる計画等を含み、以下「電源等」という。)を有する託送供給契約者、発電契約者又は一般送配電事業者たる会員(以下「電源等保有者」という。)の申請に基づき、次の各号に定める事項について審査を行い、いずれの事項にも該当すると認める場合には、当該申請に係る電源等を承認する(以下、承認された電源等を「承認電源等」といい、承認された電源等保有者を「承認電源等保有者」という。)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(承認電源等の定期審査)</p> <p>第147条 (略)</p>	<p>(承認電源等の定期審査)</p> <p>第147条 (略)</p>

変 更 前 (変更点 <u>に下線</u>)	変 更 後 (変更点 <u>に下線</u>)
<p>一 (略)</p> <p>二 本機関は、前号により提出を受けた資料に基づく審査の結果、承認電源等の承認内容が適正でない<u>と認める</u>ときは、速やかにその承認内容の変更申請を行うことを承認電源等保有者に求める。</p> <p>2 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 本機関は、前号の<u>規定</u>により提出を受けた資料に基づく審査の結果、承認電源等の承認内容が適正でない<u>と認める</u>ときは、速やかにその承認内容の変更申請を行うことを承認電源等保有者に求める。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(需給ひっ迫又は下げ代不足時のマージンの使用)</p> <p>第152条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、緊急時において、前項第1号の説明を受け、又は前項第2号の承認を行う時間がないときは、直ちに一般送配電事業者たる会員によるマージン使用を承認する。ただし、当該マージン使用の後、速やかに前項に準じてその妥当性を検証するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 マージンを使用する供給の送電経路上の供給区域における新たな需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれの発生、関連一般送配電事業者からの申出等があったときは、本機関は、必要に応じて、第2項第2号によるマージン使用の承認を取り消すことができる。</p>	<p>(需給ひっ迫又は下げ代不足時のマージンの使用)</p> <p>第152条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、緊急時において、前項第1号の説明を受け、又は前項第2号の承認を行う時間がないときは、直ちに一般送配電事業者たる会員によるマージン使用を承認する。ただし、当該マージン使用の後、速やかに前項の<u>規定</u>に準じてその妥当性を検証するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 マージンを使用する供給の送電経路上の供給区域における新たな需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれの発生、関連一般送配電事業者からの申出等があったときは、本機関は、必要に応じて、第2項第2号の<u>規定</u>によるマージン使用の承認を取り消すことができる。</p>
<p>(緊急時の連系線の使用)</p> <p>第153条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 本機関は、前項により運用容量拡大を承認した場合には、拡大後の緊急時運用容量と想定される信頼度低下レベルなどを公表する。</p> <p>四 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(緊急時の連系線の使用)</p> <p>第153条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 本機関は、前項の<u>規定</u>により運用容量拡大を承認した場合には、拡大後の緊急時運用容量と想定される信頼度低下レベルなどを公表する。</p> <p>四 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(分析ツールの具備)</p> <p>第154条 本機関は、この章各条の業務を行うため、系統安定度シミュレーションその他の分析ツール等を備える。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(分析ツールの具備)</p> <p>第154条 本機関は、この章に<u>定める</u>業務を行うため、系統安定度シミュレーションその他の分析ツール等を備える。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(作業停止計画の調整の実施)</p> <p>第156条 本機関は、法第28条の40第8号に<u>基づき</u>、広域連系系統及び連系線の運用容量に影響を与える電力設備(以下「広域連系系統等」という。)の点検や修繕等の作業を実施するための電力設備の停止に関する計画(別表11-1に示す種別のものをいう。以下「作業停止計画」という。)の取りまとめを行う。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(作業停止計画の調整の実施)</p> <p>第156条 本機関は、法第28条の40第1項第8号の<u>規定</u>により、広域連系系統及び連系線の運用容量に影響を与える電力設備(以下「広域連系系統等」という。)の点検や修繕等の作業を実施するための電力設備の停止に関する計画(別表11-1に示す種別のものをいう。以下「作業停止計画」という。)の取りまとめを行う。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(作業停止計画の原案の取得、共有)</p> <p>第157条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、第1項に<u>基づき</u>作業停止計画の原案を受け取ったときは、広域連系系統等の作業停止計画を取りまとめ、別表11-2で定める期日までに、会員その他の関係する電気供給事業者その他作業停止計画提出者(ただし、個々の電源の運転状況や需要者の電力使用状況が推測可能な電力設備の作業停止計画については、当該作業停止計画の提出者及び発電設備の保有者に限る。)と共有する。</p>	<p>(作業停止計画の原案の取得、共有)</p> <p>第157条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、第1項の<u>規定</u>により作業停止計画の原案を受け取ったときは、広域連系系統等の作業停止計画を取りまとめ、別表11-2で定める期日までに、会員その他の関係する電気供給事業者その他作業停止計画提出者(ただし、個々の電源の運転状況や需要者の電力使用状況が推測可能な電力設備の作業停止計画については、当該作業停止計画の提出者及び発電設備の保有者に限る。)と共有する。</p>

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>(作業停止計画の原案の調整)</p> <p>第158条 本機関は、前条第1項により提出された作業停止計画の原案のうち、広域調整対象作業停止計画について、作業停止計画提出者との間で作業停止時期及び作業停止期間等の調整を行う。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(作業停止計画の原案の調整)</p> <p>第158条 本機関は、前条第1項の規定により提出された作業停止計画の原案のうち、広域調整対象作業停止計画について、作業停止計画提出者との間で作業停止時期及び作業停止期間等の調整を行う。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(作業停止計画の調整案の提出、共有)</p> <p>第159条 本機関は、第157条第1項に準じて、原案に対して調整された作業停止計画の調整案の提出を受ける。</p> <p>2 本機関は、第157条第2項に準じ、発電計画提出者から提出された作業停止計画の調整案について、一般送配電事業者たる会員に送付する。</p> <p>3 本機関は、作業停止計画の調整案の提出を受けた場合は、第157条第3項に準じて、広域連系系統等の作業停止計画の調整案を取りまとめ、次条の再調整の申出の期日とともに会員その他の関係する電気供給事業者その他作業停止計画提出者と共有する。この際、連系線の運用容量が増加又は減少するときは、その情報も併せて共有する。</p>	<p>(作業停止計画の調整案の提出、共有)</p> <p>第159条 本機関は、第157条第1項の規定に準じて、原案に対して調整された作業停止計画の調整案の提出を受ける。</p> <p>2 本機関は、第157条第2項の規定に準じて、発電計画提出者から提出された作業停止計画の調整案について、一般送配電事業者たる会員に送付する。</p> <p>3 本機関は、作業停止計画の調整案の提出を受けた場合は、第157条第3項の規定に準じて、広域連系系統等の作業停止計画の調整案を取りまとめ、次条の再調整の申出の期日とともに会員その他の関係する電気供給事業者その他作業停止計画提出者と共有する。この際、連系線の運用容量が増加又は減少するときは、その情報も併せて共有する。</p>
<p>(作業停止計画の調整案の調整)</p> <p>第160条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、発電計画提出者から、前条第3項に基づき共有された広域連系系統等の作業停止計画の調整案に対して、本機関による作業停止計画の再調整の申出を受け付ける。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(作業停止計画の調整案の調整)</p> <p>第160条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、発電計画提出者から、前条第3項の規定により共有された広域連系系統等の作業停止計画の調整案に対して、本機関による作業停止計画の再調整の申出を受け付ける。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(作業停止計画の最終案の提出、承認)</p> <p>第161条 本機関は、第157条第1項に準じて、調整案に対して最終調整された作業停止計画の最終案の提出を受ける。</p> <p>2 本機関は、第157条第1項に準じ、発電計画提出者から提出された電力設備の作業停止計画の最終案について、一般送配電事業者たる会員に送付する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(作業停止計画の最終案の提出、承認)</p> <p>第161条 本機関は、第157条第1項の規定に準じて、調整案に対して最終調整された作業停止計画の最終案の提出を受ける。</p> <p>2 本機関は、第157条第1項の規定に準じて、発電計画提出者から提出された電力設備の作業停止計画の最終案について、一般送配電事業者たる会員に送付する。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(作業停止計画の共有等)</p> <p>第162条 本機関は、前条第3項に基づき、承認した広域連系系統等の作業停止計画を一般送配電事業者たる会員に送付する。</p> <p>2 本機関は、広域連系系統等の作業停止計画について、第157条第3項に準じて、会員その他の関係する電気供給事業者その他作業停止計画提出者と共有する。この際、連系線の運用容量が増加又は減少するときは、その情報も併せて共有する。</p>	<p>(作業停止計画の共有等)</p> <p>第162条 本機関は、前条第3項の規定により承認した広域連系系統等の作業停止計画を一般送配電事業者たる会員に送付する。</p> <p>2 本機関は、広域連系系統等の作業停止計画について、第157条第3項の規定に準じて、会員その他の関係する電気供給事業者その他作業停止計画提出者と共有する。この際、連系線の運用容量が増加又は減少するときは、その情報も併せて共有する。</p>
<p>(作業停止計画の変更)</p> <p>第166条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項により作業停止変更計画を受け取ったときは、第158条に準じて調整を行い、必要に応じて作業停止変更計画の見直しを求める。</p> <p>3 本機関は、前項の調整後、第161条第3項に準じて作業停止変更計画を承認し、一般送配電事業者たる会員に送付する。</p> <p>4 本機関は、広域連系系統等の作業停止変更計画について、第162条第2項に準じて、共有する。</p>	<p>(作業停止計画の変更)</p> <p>第166条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の規定により作業停止変更計画を受け取ったときは、第158条の規定に準じて調整を行い、必要に応じて作業停止変更計画の見直しを求める。</p> <p>3 本機関は、前項の調整後、第161条第3項の規定に準じて作業停止変更計画を承認し、一般送配電事業者たる会員に送付する。</p> <p>4 本機関は、広域連系系統等の作業停止変更計画について、第162条第2項の規定に準じて、共有する。</p>
<p>(作業実施の手続)</p>	<p>(作業実施の手続)</p>

変更前 (変更点の下線)				変更後 (変更点の下線)					
第167条 (略)				第167条 (略)					
別表11-2 作業停止計画調整における各期日				別表11-2 作業停止計画調整における各期日					
業務内容		種別		その他	業務内容		種別		その他
		年間計画 (翌年度・翌々年度)	月間計画 (翌月・翌々月)				年間計画 (翌年度・翌々年度)	月間計画 (翌月・翌々月)	
発電設備及び広域連系系統等の作業停止計画の提出(※1)	原案	毎年10月末頃	毎月1日頃		発電設備及び広域連系系統等の作業停止計画の提出(※1)	原案	毎年10月末頃	毎月1日頃	
	調整案	毎年12月末頃	毎月10日頃			調整案	毎年12月末頃	毎月10日頃	
	最終案	毎年2月中旬	毎月中旬			最終案	毎年2月中旬	毎月中旬	
広域連系系統等の作業停止計画の共有	原案	一般送配電事業者たる会員からの提出後(速やかに)	一般送配電事業者たる会員からの提出後(速やかに)	不定期 (速やかに)	広域連系系統等の作業停止計画の共有	原案	一般送配電事業者たる会員からの提出後(速やかに)	一般送配電事業者たる会員からの提出後(速やかに)	不定期 (速やかに)
	調整案	一般送配電事業者たる会員からの提出後(速やかに)	一般送配電事業者たる会員からの提出後(速やかに)			調整案	一般送配電事業者たる会員からの提出後(速やかに)	一般送配電事業者たる会員からの提出後(速やかに)	
	承認・決定計画(※2)	毎年3月1日	毎月20日			承認・決定計画(※2)	毎年3月1日	毎月20日	
作業停止計画の調整案の調整		毎年1月(必要により2月実施可)	必要に応じて実施		作業停止計画の調整案の調整		毎年1月(必要により2月実施可)	必要に応じて実施	
本機関による作業停止計画の承認(※3)		毎年2月下旬	毎月中旬 (翌月分)	不定期 (速やかに)	本機関による作業停止計画の承認(※3)		毎年2月下旬	毎月中旬 (翌月分)	不定期 (速やかに)
(※1) (略)				(※1) (略)					
(※2) 本機関による承認後、一般送配電事業者が決定した計画				(※2) 本機関による承認後、一般送配電事業者たる会員が決定した計画					
(※3) (略)				(※3) (略)					
(系統情報の公表)				(系統情報の公表)					
第168条 本機関は、法第28条の40第8号及び系統情報ガイドラインに基づき、広域連系系統の利用に資する情報を公表する。				第168条 本機関は、法第28条の40第1項第8号の規定及び系統情報ガイドラインに基づき、広域連系系統の利用に資する情報を公表する。					
2 前項により公表する情報の項目のほか、国の政策方針又は審議会等における審議の結果を考慮の上、本機関が必要と認める項目及び当該情報の公表時期等は、本機関の理事会において定め、その結果を公表する。				2 前項の規定により公表する情報の項目のほか、国の政策方針又は審議会等における審議の結果を考慮の上、本機関が必要と認める項目及び当該情報の公表時期等は、本機関の理事会において定め、その結果を公表する。					
3 (略)				3 (略)					
(需要者スイッチング支援)				(需要者スイッチング支援)					
第169条 本機関は、法第28条の40第8号に基づき、需要者に電気を供給する事業者の変更(以下「スイッチング」という。)を円滑に行うため、需要者に関する必要な情報を取得その他スイッチングの支援のための機能を有した情報処理システム(以下「スイッチング支援システム」という。)を運用し、小売電気事業者たる会員に提供する。また、本機関は、需要抑制契約者の業務を支援する				第169条 本機関は、法第28条の40第1項第8号の規定により、需要者に電気を供給する事業者の変更(以下「スイッチング」という。)を円滑に行うため、需要者に関する必要な情報を取得その他スイッチングの支援のための機能を有した情報処理システム(以下「スイッチング支援システム」という。)を運用し、小売電気事業者たる会員に提供する。また、本機関は、需要抑制契約者の業務					

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>ため、スイッチング支援システムの一部を需要抑制契約者に提供する。 2～5 (略)</p>	<p>を支援するため、スイッチング支援システムの一部を需要抑制契約者に提供する。 2～5 (略)</p>
<p>(緊急災害対応) 第173条 本機関は、大規模な天災地変その他これに準ずる事由(以下「大規模災害」という。)により、電力設備に重大な被害が発生した場合等の緊急時において、会員が協調して復旧等に取り組むことができるよう、法第28条の40第9号に基づき、必要な対応を行う。</p>	<p>(緊急災害対応) 第173条 本機関は、大規模な天災地変その他これに準ずる事由(以下「大規模災害」という。)により、電力設備に重大な被害が発生した場合等の緊急時において、会員が協調して復旧等に取り組むことができるよう、法第28条の40第1項第9号の規定により、必要な対応を行う。</p>
<p>(平常時の対応) 第174条 (略) 2 (略) 3 本機関は、大規模災害が発生したとき及び次条第2項による態勢の発令が行われたときに、役員等に対して、直ちにその旨を通知する仕組みを構築する。 4 (略) 一～五 (略) 六 前各号の他、本機関が必要と認める事項 5～6 (略)</p>	<p>(平常時の対応) 第174条 (略) 2 (略) 3 本機関は、大規模災害が発生したとき及び次条第2項の規定による態勢の発令が行われたときは、役員等に対して、直ちにその旨を通知する仕組みを構築する。 4 (略) 一～五 (略) 六 前各号に掲げるもののほか、本機関が必要と認める事項 5～6 (略)</p>
<p>(災害時連携計画の検討) 第176条の2 本機関は、法第33条の2第3項に基づき、災害時連携計画(法第33条の2第1項に基づき一般送配電事業者たる会員が経済産業大臣に届け出なければならない災害時連携計画をいう。以下同じ。)の検討の業務を行う。</p>	<p>(災害時連携計画の検討) 第176条の2 本機関は、法第33条の2第3項の規定により、災害時連携計画(法第33条の2第1項に基づき一般送配電事業者たる会員が経済産業大臣に届け出なければならない災害時連携計画をいう。以下同じ。)の検討の業務を行う。</p>
<p>(災害時連携計画の検討等) 第176条の4 本機関は、一般送配電事業者たる会員から災害時連携計画の提出を受けたときは、法第33条の2第3項に基づき、本機関の業務の実施を通じて得られた知見に照らして、検討を行う。この場合、本機関は、必要に応じ、災害時連携計画を提出した一般送配電事業者たる会員に対して、その根拠及び考え方を聴取することができる。 2 (略)</p>	<p>(災害時連携計画の検討等) 第176条の4 本機関は、一般送配電事業者たる会員から災害時連携計画の提出を受けたときは、法第33条の2第3項の規定により、本機関の業務の実施を通じて得られた知見に照らして、検討を行う。この場合、本機関は、必要に応じ、災害時連携計画を提出した一般送配電事業者たる会員に対して、その根拠及び考え方を聴取することができる。 2 (略)</p>
<p>(災害時連携計画の変更) 第176条の6 (略) 2 本機関は、前項により会員から変更した災害時連携計画の変更した事項を受け取ったときは、第176条の4に<u>準じ</u>、検討を行い、意見があるときは当該意見を付して、速やかに、経済産業大臣に送付する。</p>	<p>(災害時連携計画の変更) 第176条の6 (略) 2 本機関は、前項の規定により会員から変更した災害時連携計画の変更した事項を受け取ったときは、第176条の4の規定に準じて検討を行い、意見があるときは当該意見を付して、速やかに、経済産業大臣に送付する。</p>
<p>(新設) (新設)</p>	<p><u>第3節 災害等復旧費用の相互扶助</u> (災害等復旧費用の交付業務) 第176条の7 本機関は、法第28条の40第2項の規定により、災害等扶助交付金を交付する業務を行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>毎事業年度の災害等扶助拠出金の総額と積立基準額の設定</u>) 第176条の8 本機関は、毎年発生する蓋然性が高い通常規模の災害への対応に加え、数年に一度発生する大規模な災害に対応するための積立分を考慮して毎事業年度の災害等扶助拠出金の総額を定める。 2 災害等扶助拠出金の過度な積立てを回避するため、災害等扶助拠出金の積立額に基準(以下「積立基準額」という。)を定める。</p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
	<p>3 前2項に規定する災害等扶助拠出金の総額及び積立基準額は、原則として5年ごとに見直す。ただし、大幅な積立不足が生じる場合など、見直しを行う必要が生じた場合には、この限りでない。</p>
(新設)	<p>(災害等扶助拠出金の積立) 第176条の9 本機関は、災害等扶助交付金の交付に充てるため、毎年度、災害等扶助拠出金を積み立てる。 2 前項の規定にかかわらず、前年度末の積立残高の金額が積立基準額を超える場合には、当該年度において、本機関は一般送配電事業者たる会員に対して災害等扶助拠出金の拠出を求めない。</p>
(新設)	<p>(災害等扶助交付金の交付対象者) 第176条の10 災害等扶助交付金の交付対象者は、一般送配電事業者及び送電事業者たる会員とする。</p>
(新設)	<p>(災害等扶助交付金の交付対象災害等) 第176条の11 本機関は、災害等扶助交付金の交付対象となる災害その他の事由の具体的な基準について、第176条の15に規定する運用要領に定める。</p>
(新設)	<p>(災害等扶助交付金の交付対象費用) 第176条の12 災害等扶助交付金は、停電を早期に解消するための仮復旧等に係る費用を交付対象費用とする。 2 本機関は、前項の災害等扶助交付金の交付対象費用の具体的な項目について、第176条の15に規定する運用要領に定める。</p>
(新設)	<p>(災害等扶助交付金の金額の決定) 第176条の13 本機関は、交付対象者より災害等扶助交付金の申請があった場合には、第176条の15に規定する運用要領で定める基準により申請内容を精査する。 2 本機関は、前項の精査を踏まえ、交付対象費用と認められる金額から、交付対象者による1割の自己負担分を控除して災害等扶助交付金の金額を決定し、当該申請をした交付対象者に通知する。</p>
(新設)	<p>(災害等扶助交付金の交付) 第176条の14 本機関は、前条第2項の規定により通知した金額を当該申請をした交付対象者に交付する。 2 前項の規定にかかわらず、本機関は、ある事業年度に交付する災害等扶助交付金の金額が災害等扶助拠出金の積立残高を超える場合においては、当該超える金額は、翌事業年度以降に納付される災害等扶助拠出金をもって、翌事業年度以降に交付対象者に交付する。</p>
(新設)	<p>(災害等復旧費用の相互扶助に関する運用要領の策定) 第176条の15 本機関は、災害等扶助交付金の交付対象となる災害その他の事由の具体的な基準、交付対象費用の具体的な項目及び災害等復旧費用の相互扶助の運用に関する手続、提出資料その他の業務を円滑に行うために必要となる事項を定めた運用要領を策定し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。</p>
<p>(送配電等業務指針の策定及び変更) 第177条 本機関は、法第28条の40第3号に基づき、送配電等業務指針を策定し、経済産業大臣の認可を受ける。 2 本機関が、送配電等業務指針を変更しようとするときは、法第28条の46第1項に基づき、経済産業大臣の認可を受ける。ただし、同項に規定する経済産業省令で定める軽微な事項に係るものに該当する変更については、同条第4項に基づき、経済産業大臣へ届出を行う。</p>	<p>(送配電等業務指針の策定及び変更) 第177条 本機関は、法第28条の40第1項第3号の規定により、送配電等業務指針を策定し、経済産業大臣の認可を受ける。 2 本機関が、送配電等業務指針を変更しようとするときは、法第28条の46第1項の規定により、経済産業大臣の認可を受ける。ただし、同項に規定する経済産業省令で定める軽微な事項に係るものに該当する変更については、同条第4項の規定により、経済産業大臣へ届出を行う。</p>

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p>3 本機関は、前各項により送配電等業務指針を策定し、又は変更したときは、これを速やかに公表する。</p> <p>（指導・勧告の実施）</p> <p>第179条 本機関は、電気供給事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、法第28条の40第6号に基づき、当該電気供給事業者に対する指導又は勧告を行う。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 第126条から第130条までの規定に基づく運用容量又はマージンの設定において、一般送配電事業者又は送電事業者たる会員が、正当な理由なく、協議又は必要なデータの提出に応じないとき</p> <p>五 （略）</p> <p>六 第5章第1節の容量市場の運営業務において、電気供給事業者が第32条の41に規定するペナルティに従わないとき</p> <p>七 本規程に基づく要請又は調整に正当な理由なく応じないとき</p> <p>八 （略）</p> <p>九 前各号の他、理事会が必要と認めるとき</p> <p>2 （略）</p>	<p>3 本機関は、前各項の規定により送配電等業務指針を策定し、又は変更したときは、これを速やかに公表する。</p> <p>（指導・勧告の実施）</p> <p>第179条 本機関は、電気供給事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、法第28条の40第1項第6号の規定により、当該電気供給事業者に対する指導又は勧告を行う。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 第126条から第130条までの規定による運用容量又はマージンの設定において、一般送配電事業者又は送電事業者たる会員が、正当な理由なく、協議又は必要なデータの提出に応じないとき</p> <p>五 （略）</p> <p>六 第5章第1節の容量市場の運営業務において、電気供給事業者が第32条の41の規定によるペナルティに従わないとき</p> <p>七 本規程に定める要請又は調整に正当な理由なく応じないとき</p> <p>八 （略）</p> <p>九 前各号に掲げるもののほか、理事会が必要と認めるとき</p> <p>2 （略）</p>
<p>（出力抑制時の検証）</p> <p>第180条 （略）</p> <p>2 本機関は、前項の資料に基づき、一般送配電事業者の出力抑制が法令及び送配電等業務指針に照らして、適切であったか否かを確認及び検証し、その結果を公表する。</p>	<p>（出力抑制時の検証）</p> <p>第180条 （略）</p> <p>2 本機関は、前項の資料に基づき、一般送配電事業者たる会員の出力抑制が法令及び送配電等業務指針に照らして、適切であったか否かを確認及び検証し、その結果を公表する。</p>
<p>（年次報告書）</p> <p>第181条 本機関は、本機関の収集した情報（第183条に基づく調査及び研究の結果を含む。）及び会員から提供される情報に分析を加え、次の各号に掲げる事項について、年1回、報告書として取りまとめ、公表する。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 次条に基づく各供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等の評価及び検証並びに必要な応じた見直しの内容</p>	<p>（年次報告書）</p> <p>第181条 本機関は、本機関の収集した情報（第183条に規定する調査及び研究の結果を含む。）及び会員から提供される情報に分析を加え、次の各号に掲げる事項について、年1回、報告書として取りまとめ、公表する。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 次条の規定による各供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等の評価及び検証並びに必要な応じた見直しの内容</p>
<p>（苦情及び相談対応）</p> <p>第184条 本機関は、法第28条の40第7号に基づき、電気供給事業者から、送配電等業務に関する苦情の申出を受けたときは、必要な対応を速やかに行う。</p> <p>2 本機関は、法第28条の40第8号に基づき、電気供給事業者から、送配電等業務に関する相談を受けたときは、当該電気供給事業者への回答を含む必要な対応を速やかに行う。</p> <p>3 本機関は、電気供給事業者等から、本機関の業務に関する苦情又は相談を受けたときは、前各項に準じて取り扱う。</p> <p>4・5 （略）</p>	<p>（苦情及び相談対応）</p> <p>第184条 本機関は、法第28条の40第1項第7号の規定により、電気供給事業者から、送配電等業務に関する苦情の申出を受けたときは、必要な対応を速やかに行う。</p> <p>2 本機関は、法第28条の40第1項第8号の規定により、電気供給事業者から、送配電等業務に関する相談を受けたときは、当該電気供給事業者への回答を含む必要な対応を速やかに行う。</p> <p>3 本機関は、電気供給事業者等から、本機関の業務に関する苦情又は相談を受けたときは、前各項の規定に準じて取り扱う。</p> <p>4・5 （略）</p>
<p>（紛争解決）</p> <p>第186条 本機関は、法第28条の40第7号に基づき、送配電等業務に関する電気供給事業者間の紛争を解決するため、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）に基づき、和解の仲介（あっせん・調停）の業務を行う。</p>	<p>（紛争解決）</p> <p>第186条 本機関は、法第28条の40第1項第7号の規定により、送配電等業務に関する電気供給事業者間の紛争を解決するため、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）に基づき、和解の仲介（あっせん・調停）の業務を行う。</p>
<p>（時期又は期限の暫定的な変更）</p>	<p>（時期又は期限の暫定的な変更）</p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>第189条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項により時期又は期限を変更したときは、当該変更した事実及びその理由を総会に報告する。</p> <p>(報告又は資料の提出)</p> <p>第190条 本規程において、本機関が会員に対して提出を求める報告又は資料は、各条に規定するものを除き、法第28条の42に基づくものとする。</p> <p>(全国のインバランス集計)</p> <p>第190条の2 (略)</p> <p>2 本機関は、前項により提出を受けたインバランスの量を、原則として算定期間の翌々月の第5営業日までに、全国のインバランス量として集計し、当該集計結果を御電力取引所に通知する。</p> <p>附則(平成27年4月28日)</p> <p>(計画書等の受付開始)</p> <p>第4条 本機関は、本規程第67条の2に基づく計画書等の受付を、本規程の認可を受けた日の翌日から開始する。</p> <p>附則(平成28年7月11日)</p> <p>(連系線希望計画の提出を希望する者の募集)</p> <p>第3条 第134条第3項は、広域系統整備委員会の検討を踏まえた広域系統整備計画に基づき連系線の空容量が増加する場合に限り適用するものとする。</p> <p>附則(平成28年4月1日)</p> <p>(リプレース案件系統連系募集プロセスの適用)</p> <p>第2条 本規程の第7章第4節は、費用負担ガイドラインの公表日(平成27年11月6日)以降に発電設備等の廃止に係る供給計画の届出を行った案件について、適用する。</p> <p>附則(平成29年9月6日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 前項にかかわらず、第2条(第2項第38号を除く。)、第17条、第107条(第1項本文、同項第3号及び第4号を除く。)、第123条の2、第125条、第126条、第128条から第130条まで、第133条から第153条(第3項を除く。)まで、第160条、第168条及び第179条(第1項第1号から第3号まで、第5号から第8号まで及び第2項を除く。)並びに附則第3条から第9条までの規定は、本機関の理事会の議決により定めた平成30年4月1日から1年以内の日(ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。)から施行する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(経過措置計画の承継)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項に基づき供給先事業者に経過措置計画を承継させた場合には、当該経過措置計画の承継が確認できた時点をもって、承継された供給先事業者の経過措置計画の時刻登録を行う。</p> <p>(経過措置計画の確認)</p> <p>第9条 (略)</p>	<p>第189条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の規定により時期又は期限を変更したときは、当該変更した事実及びその理由を総会に報告する。</p> <p>(報告又は資料の提出)</p> <p>第190条 本規程において、本機関が会員に対して報告又は資料の提出を求める場合には、本規程で別に定めるものを除き、法第28条の42の規定によるものとする。</p> <p>(全国のインバランス集計)</p> <p>第190条の2 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の規定により提出を受けたインバランスの量を、原則として算定期間の翌々月の第5営業日までに、全国のインバランス量として集計し、当該集計結果を御電力取引所に通知する。</p> <p>附則(平成27年4月28日)</p> <p>(計画書等の受付開始)</p> <p>第4条 本機関は、本規程第67条の2の規定による計画書等の受付を、本規程の認可を受けた日の翌日から開始する。</p> <p>附則(平成28年7月11日)</p> <p>(連系線希望計画の提出を希望する者の募集)</p> <p>第3条 第134条第3項の規定は、広域系統整備委員会の検討を踏まえた広域系統整備計画に基づき連系線の空容量が増加する場合に限り適用するものとする。</p> <p>附則(平成28年4月1日)</p> <p>第2条 削除</p> <p>附則(平成29年9月6日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第2条(第2項第38号を除く。)、第17条、第107条(第1項本文、同項第3号及び第4号を除く。)、第123条の2、第125条、第126条、第128条から第130条まで、第133条から第153条(第3項を除く。)まで、第160条、第168条及び第179条(第1項第1号から第3号まで、第5号から第8号まで及び第2項を除く。)並びに附則第3条から第9条までの規定は、本機関の理事会の議決により定めた平成30年4月1日から1年以内の日(ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。)から施行する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(経過措置計画の承継)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の規定により供給先事業者に経過措置計画を承継させた場合には、当該経過措置計画の承継が確認できた時点をもって、承継された供給先事業者の経過措置計画の時刻登録を行う。</p> <p>(経過措置計画の確認)</p> <p>第9条 (略)</p>

変 更 前 (変更点以下線)	変 更 後 (変更点以下線)
<p>一～三 (略)</p> <p>四 本機関は、前各号により、経過措置の利用状況が妥当でないと認める場合には、当該経過措置対象者に対して、将来の経過措置計画又は入札内容を見直すことを求める。</p> <p>五 本機関は、経過措置対象者に対し、第179条第1項に基づき指導又は勧告を行った場合は、卸電力取引所にその旨を通知する。経過措置対象者が当該指導又は勧告に従い、経過措置の利用状況が妥当であると認めた場合も同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 本機関は、前各号により供給先未定発電事業者等の経過措置計画が妥当でないと認める場合又は供給先未定発電事業者等が供給先事業者を確保できなかった場合において、本機関が必要と認めるときは、当該供給先未定発電事業者等に対して、将来の経過措置計画を見直すことを求める。</p>	<p>一～三 (略)</p> <p>四 本機関は、前各号の規定により、経過措置の利用状況が妥当でないと認める場合には、当該経過措置対象者に対して、将来の経過措置計画又は入札内容を見直すことを求める。</p> <p>五 本機関は、経過措置対象者に対し、第179条第1項の規定による指導又は勧告を行った場合は、卸電力取引所にその旨を通知する。経過措置対象者が当該指導又は勧告に従い、経過措置の利用状況が妥当であると認めた場合も同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 本機関は、前各号の規定により供給先未定発電事業者等の経過措置計画が妥当でないと認める場合又は供給先未定発電事業者等が供給先事業者を確保できなかった場合において、本機関が必要と認めるときは、当該供給先未定発電事業者等に対して、将来の経過措置計画を見直すことを求める。</p>
<p>附則 (令和元年7月1日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 前項にかかわらず、第32条の2から第32条の46、第35条及び第179条並びに附則第3条は、2019年7月1日から2021年3月31日の範囲内において本機関の理事会の議決により定める日(ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。)から施行する。</p>	<p>附則 (令和元年7月1日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第32条の2から第32条の46、第35条及び第179条並びに附則第3条の規定は、2019年7月1日から2021年3月31日の範囲内において本機関の理事会の議決により定める日(ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。)から施行する。</p>
<p>附則 (令和2年3月30日)</p> <p>(特定負担計画の管理)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、前項に基づき審査を行った結果、受け付けた申請の内容が適切と認められた場合は、値差精算権利を申請者に付与するとともに、その旨を通知する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 本機関は、附則第4条に定めるところにより特定負担計画が特定負担による値差精算の対象となるか否かの判定(以下「特定負担可否判定」という。)を行い、当該判定結果にしたがい特定負担による値差精算の対象を定めるとともに、管理する。</p> <p>6 (略)</p> <p>(特定負担計画の更新)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、送配電等業務指針に定める特定負担計画の更新期限までに特定負担更新計画が提出されなかった場合には、前条第4項で登録した値を30分単位の値に変換して更新する。</p> <p>(経過措置可否判定及び特定負担可否判定)</p> <p>第4条 本機関は、経過措置及び特定負担による値差精算の対象日の前々日15時時点において、経過措置可否判定及び特定負担可否判定(以下「経過措置可否判定等」という。)を行う。ただし、経過措置及び特定負担による値差精算の対象日の前々日15時以降、前日スポット取引が開始されるまでの間に空容量が変更となった場合には、都度、経過措置可否判定等を行う。</p> <p>2 (略)</p>	<p>附則 (令和2年3月30日)</p> <p>(特定負担計画の管理)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、前項の規定により審査を行った結果、受け付けた申請の内容が適切と認められた場合は、値差精算権利を申請者に付与するとともに、その旨を通知する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 本機関は、附則第4条の規定により特定負担計画が特定負担による値差精算の対象となるか否かの判定(以下「特定負担可否判定」という。)を行い、当該判定結果にしたがい特定負担による値差精算の対象を定めるとともに、管理する。</p> <p>6 (略)</p> <p>(特定負担計画の更新)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、送配電等業務指針に定める特定負担計画の更新期限までに特定負担更新計画が提出されなかった場合には、前条第4項の規定により登録した値を30分単位の値に変換して更新する。</p> <p>(経過措置可否判定及び特定負担可否判定)</p> <p>第4条 本機関は、経過措置及び特定負担による値差精算の対象日の前々日15時時点において、経過措置可否判定及び特定負担可否判定(以下「経過措置可否判定等」という。)を行う。ただし、経過措置及び特定負担による値差精算の対象日の前々日15時以降、翌日取引が開始されるまでの間に空容量が変更となった場合には、都度、経過措置可否判定等を行う。</p> <p>2 (略)</p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>3 本機関は、経過措置可否判定等において、次の各号のいずれかの判定結果の場合に応じて、当該それぞれ各号に定めるものを経過措置及び特定負担による値差精算の対象として定める。ただし、各連系線に係る第2号において減少した経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から前項において通知を受けた減少後の間接送電権発行量の値を減じた値を超過する場合は、当該特定負担計画の値を減少し、当該減少後の値に更新した特定負担計画を特定負担による値差精算の対象として定める。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(減少処理)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 本機関は、前条第3項ただし書きの場合には、当該各連系線に係る経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値まで特定負担計画の値を減少する。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(特定負担計画の確認)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 本機関は、前各号により、特定負担による値差精算の利用状況が妥当でないとする場合には、当該特定負担計画対象者に対して、将来の特定負担計画又は入札内容を見直すことを求める。</p> <p>五 本機関は、特定負担による値差精算の利用状況が妥当でないことを理由に特定負担計画対象者に対し、第179条第1項に基づく指導又は勧告を行った場合は、卸電力取引所にその旨を通知する。特定負担計画対象者が当該指導又は勧告に従い、特定負担計画対象者が適切な対応を行ったと認められた場合も同様とする。</p> <p>(経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>一 送配電等業務指針第15条の4第1項第1号アからエのいずれかに該当する期待容量が1,000キロワット以上の電源</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>3 本機関は、経過措置可否判定等において、次の各号のいずれかの判定結果の場合に応じて、当該それぞれ各号に定めるものを経過措置及び特定負担による値差精算の対象として定める。ただし、各連系線に係る第2号の規定により減少した経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から前項の規定により通知を受けた減少後の間接送電権発行量の値を減じた値を超過する場合は、当該特定負担計画の値を減少し、当該減少後の値に更新した特定負担計画を特定負担による値差精算の対象として定める。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(減少処理)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 本機関は、前条第3項ただし書の場合には、当該各連系線に係る経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値まで特定負担計画の値を減少する。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(特定負担計画の確認)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 本機関は、前各号の規定により、特定負担による値差精算の利用状況が妥当でないとする場合には、当該特定負担計画対象者に対して、将来の特定負担計画又は入札内容を見直すことを求める。</p> <p>五 本機関は、特定負担による値差精算の利用状況が妥当でないことを理由に特定負担計画対象者に対し、第179条第1項の規定による指導又は勧告を行った場合は、卸電力取引所にその旨を通知する。特定負担計画対象者が当該指導又は勧告に従い、特定負担計画対象者が適切な対応を行ったと認められた場合も同様とする。</p> <p>(経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>一 送配電等業務指針第15条の4第1項第1号アからエまでのいずれかに該当する期待容量が1,000キロワット以上の電源</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>附則 (令和2年7月8日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 前項にかかわらず、第72条、第74条の2、第75条から第89条まで、第94条、第96条、第97条及び附則(平成27年4月28日)第3条の規定は、令和2年10月1日、経済産業大臣の認可を受けた日又は全ての一般送配電事業者による電源接続案件一括検討プロセスの導入に関する託送供給等約款の変更の効力が生じた日のいずれか遅い日から施行する。</p> <p>3 第1項にかかわらず、第2条、第107条、第133条の3の規定は、令和3年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p>	<p>附則 (令和2年7月8日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第72条、第74条の2、第75条から第89条まで、第94条、第96条、第97条及び附則(平成27年4月28日)第3条の規定は、令和2年10月1日、経済産業大臣の認可を受けた日又は全ての一般送配電事業者による電源接続案件一括検討プロセスの導入に関する託送供給等約款の変更の効力が生じた日のいずれか遅い日から施行する。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、第2条、第107条及び第133条の3の規定は、令和3年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則 (令和 年 月 日)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
	<p>第1条 <u>本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</u></p> <p><u>(強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律に係る業務に関する準備行為)</u></p> <p>第2条 <u>本機関は、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号）の施行の日（令和4年4月1日）前において、同法第3条の規定による改正後の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）の規定により本機関が行う業務に必要な役職員の確保、業務設計、システム開発その他の準備行為を行うものとする。</u></p> <p><u>(リプレース案件系統連系募集プロセスに関する経過措置)</u></p> <p>第3条 <u>この業務規程の施行の際現にリプレース該当性判断を行っている案件については、既にリプレースに該当するか否かを判断した案件を除き、当該案件をリプレース発電設備等の所在する供給区域の一般送配電事業者たる会員に通知する。</u></p> <p>2 <u>この業務規程の施行の際現にリプレース案件系統募集プロセスを開始している案件については、改正後の業務規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(災害等扶助拠出金の算定)</u></p> <p>第4条 <u>第176条の8第1項に規定する災害等扶助拠出金の総額及び積立基準額は、令和7年度までの間、国から通知を受けた額を踏まえ算定する。</u></p>

経済産業省

官 印 省 略
20210302資第20号
令和3年4月5日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

広域的運営推進機関の送配電等業務指針の変更の認可について

電気事業法(昭和39年法律第170号)第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第28条の46第1項後段に規定する送配電等業務指針の変更の認可について、貴委員会の意見を求めます。

様式第 12 (第 13 条関係)

送配電等業務指針変更認可申請書

令和 3 年 3 月 2 日

経済産業大臣殿

電力広域的運営
理事長 金本
住 所 東京都

2-15

電気事業法第 28 条の 46 第 1 項後段の規定に基づき、送配電等業務指針の変更の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更しようとする内容
別紙 1 のとおり。
- 2 変更しようとする年月日
経済産業大臣の認可を受けた日。
- 3 変更しようとする理由
広域系統整備計画策定及び届出に関する変更等を行うため。
- 4 送配電等業務指針の変更の認可を申請するまでの経過の概要
別紙 2 のとおり。



電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針 新旧対照表

変更前 (変更点に下線)

平成27年4月28日施行
令和 年 月 日変更

送配電等業務指針

電力広域的運営推進機関

変更後 (変更点に下線)

平成27年4月28日施行
令和 年 月 日変更

送配電等業務指針

電力広域的運営推進機関

変更前 (変更点の下線)

変更後 (変更点の下線)

(変更履歴)

平成27年4月28日施行
 平成27年8月31日変更
 平成28年4月1日変更
 平成28年7月11日変更
 平成28年10月18日変更
 平成29年4月1日変更
 平成29年9月6日変更
 平成30年6月29日変更
 平成30年10月1日変更
 平成31年4月1日変更
 令和元年7月1日変更
 令和元年12月11日変更
 令和2年2月1日変更
 令和2年3月30日変更
 令和2年4月1日変更
 令和2年7月8日変更
 令和2年10月1日変更

(変更履歴)

平成27年4月28日施行
 平成27年8月31日変更
 平成28年4月1日変更
 平成28年7月11日変更
 平成28年10月18日変更
 平成29年4月1日変更
 平成29年9月6日変更
 平成30年6月29日変更
 平成30年10月1日変更
 平成31年4月1日変更
 令和元年7月1日変更
 令和元年12月11日変更
 令和2年2月1日変更
 令和2年3月30日変更
 令和2年4月1日変更
 令和2年7月8日変更
 令和2年10月1日変更
令和 年 月 日変更

変更前（変更点の下線）	変更後（変更点の下線）
<p>（目的）</p> <p>第1条 この送配電等業務指針（以下「本指針」という。）は、電気事業法（昭和39年法律第170号、以下「法」という。）第28条の40第3号及び第28条の45の規定に基づき、一般送配電事業者及び送電事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務の実施に関する基本的な事項等を定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この送配電等業務指針（以下「本指針」という。）は、電気事業法（昭和39年法律第170号、以下「法」という。）第28条の40第1項第3号及び第28条の45の規定に基づき、一般送配電事業者及び送電事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務の実施に関する基本的な事項等を定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。</p>
<p>（供給区域需要の想定）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 一般送配電事業者は、供給区域需要の想定に当たっては、本機関が業務規程第22条第2項に基づき公表する経済見通しその他の情報、直近の需要動向、需要の実績、供給区域の個別事情その他適切に需要想定を行うに当たり必要となる事項を考慮しなければならない。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（供給区域需要の想定）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 一般送配電事業者は、供給区域需要の想定に当たっては、本機関が業務規程第22条第2項の規定により公表する経済見通しその他の情報、直近の需要動向、需要の実績、供給区域の個別事情その他適切に需要想定を行うに当たり必要となる事項を考慮しなければならない。</p> <p>3 （略）</p>
<p>（小売需要の想定の検証）</p> <p>第7条 小売電気事業者等は、第5条第2項及び第3項に<u>準じ</u>、小売需要の実績と需要想定との差異について比較し、その差異について検証を行う。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（小売需要の想定の検証）</p> <p>第7条 小売電気事業者等は、第5条第2項及び第3項の<u>規定に準じて</u>、小売需要の実績と需要想定との差異について比較し、その差異について検証を行う。</p> <p>2 （略）</p>
<p>（供給計画の案の提出）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 電気事業者は、業務規程第26条第1項に基づき、本機関から供給計画の案の見直しの要請を受け、<u>見直し</u>後の供給計画の案を提出する場合には、本機関に対し、見直しを行った箇所について説明しなければならない。</p>	<p>（供給計画の案の提出）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 電気事業者は、業務規程第26条第1項の<u>規定により</u>、本機関から供給計画の案の見直しの要請を受け、<u>見直し</u>後の供給計画の案を提出する場合には、本機関に対し、見直しを行った箇所について説明しなければならない。</p>
<p>（供給計画の案の調整等における考慮事項）</p> <p>第13条 （略）</p> <p>一 （略）</p> <p>ア 供給計画における需要想定と業務規程第23条第1項に基づき提出を受けた需要想定との間の相違の有無及び程度</p> <p>イ～カ （略）</p> <p>二～四 （略）</p>	<p>（供給計画の案の調整等における考慮事項）</p> <p>第13条 （略）</p> <p>一 （略）</p> <p>ア 供給計画における需要想定と業務規程第23条第1項の<u>規定により</u>提出を受けた需要想定との間の相違の有無及び程度</p> <p>イ～カ （略）</p> <p>二～四 （略）</p>
<p>（供給計画の取りまとめ等に関する本機関への協力）</p> <p>第15条 電気事業者は、業務規程第26条第1項及び第28条第1項に基づき、提出した供給計画の案又は供給計画の根拠及び考え方を聴取されたときは、速やかにこれに応じなければならない。</p> <p>2 電気供給事業者は、業務規程第28条第3項に基づき、本機関から需給バランス評価に当たって、必要な情報の提供その他の協力を求められたときには、速やかにこれに応じなければならない。</p>	<p>（供給計画の取りまとめ等に関する本機関への協力）</p> <p>第15条 電気事業者は、業務規程第26条第1項及び第28条第1項の<u>規定により</u>、提出した供給計画の案又は供給計画の根拠及び考え方を聴取されたときは、速やかにこれに応じなければならない。</p> <p>2 電気供給事業者は、業務規程第28条第3項の<u>規定により</u>、本機関から需給バランス評価に当たって、必要な情報の提供その他の協力を求められたときには、速やかにこれに応じなければならない。</p>
<p>（マニュアルの遵守等）</p> <p>第15条の3 市場参加資格事業者は、本機関が業務規程第32条の4に基づき作成する容量市場システムマニュアル及び業務規程第32条の5に基づき策定する容量市場業務マニュアルを遵守しなければならない。</p>	<p>（マニュアルの遵守等）</p> <p>第15条の3 市場参加資格事業者は、本機関が業務規程第32条の4の<u>規定により</u>作成する容量市場システムマニュアル及び業務規程第32条の5の<u>規定により</u>策定する容量市場業務マニュアルを遵守しなければならない。</p>
<p>（容量オークションの参加条件）</p> <p>第15条の4 業務規程第32条の2第1項第1号に基づき本機関が実施するメインオークションの参加条件は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする（ただし、実需給年度において電源入札等その他制度から補填金等を得ている電源及び供給区域の供給力に計上できない電源は除く。）。</p>	<p>（容量オークションの参加条件）</p> <p>第15条の4 業務規程第32条の2第1項第1号の<u>規定により</u>本機関が実施するメインオークションの参加条件は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする（ただし、実需給年度において電源入札等その他制度から補填金等を得ている電源及び供給区域の供給力に計上できない電源は除く。）。</p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>一 次のアからエのいずれかに該当する電源により、期待容量が1,000キロワット以上の安定的な供給力を提供する事業者又はその取次を業として行う事業者（以下「安定電源提供者」という。）であること。 ア～エ （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>三 次のアからウのいずれかに該当する電源又は特定抑制依頼（電気事業法施行規則第1条第2項第8号に定める。）等により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力（同一供給区域に属する複数の電源等を組み合わせる場合を含む。）を提供する事業者（ただし、前号ア又はイに該当する電源及びそれら電源のみを組み合わせる事業者を除く。以下「発動指令電源提供者」という。）であること。 ア～ウ （略）</p> <p>2 業務規程第32条の2第2号に基づき本機関が実施する追加オークションの参加条件は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする（ただし、実需給年度において電源入札等その他制度から補填金等を得ている電源及び供給区域の供給力に計上できない電源は除く。）。</p> <p>一 業務規程第32条の2第2号アに基づき調達オークションを実施する場合 次のアからウのいずれかの事業者であって、同アからウに記載する条件を満たしていること。 ア 前項第1号から第3号のいずれかに該当する事業者 調達オークションの実需給年度を対象とするメインオークションに応札し、落札できなかったこと、又は、新設等やむを得ない事由により当該調達オークションの実需給年度を対象とするメインオークションに参加できなかったこと（ただし、前項第3号に該当する事業者は実効容量を確定している者に限る。）。 イ～ウ （略）</p> <p>二 業務規程第32条の2第2号イに基づきリリースオークションを実施する場合 前項第1号から第3号のいずれかに該当する事業者が当該リリースオークションの実需給年度を対象とするメインオークションで落札し、容量提供事業者になっていること（ただし、前項第3号に該当する事業者は実効容量を確定している者に限る。）。</p>	<p>一 次のアからエまでのいずれかに該当する電源により、期待容量が1,000キロワット以上の安定的な供給力を提供する事業者又はその取次を業として行う事業者（以下「安定電源提供者」という。）であること。 ア～エ （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>三 次のアからウまでのいずれかに該当する電源又は特定抑制依頼（電気事業法施行規則第1条第2項第8号に定める。）等により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力（同一供給区域に属する複数の電源等を組み合わせる場合を含む。）を提供する事業者（ただし、前号ア又はイに該当する電源及びそれら電源のみを組み合わせる事業者を除く。以下「発動指令電源提供者」という。）であること。 ア～ウ （略）</p> <p>2 業務規程第32条の2第2号の規定により本機関が実施する追加オークションの参加条件は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする（ただし、実需給年度において電源入札等その他制度から補填金等を得ている電源及び供給区域の供給力に計上できない電源は除く。）。</p> <p>一 業務規程第32条の2第2号アの規定により調達オークションを実施する場合 次のアからウまでのいずれかの事業者であって、同アからウまでに記載する条件を満たしていること。 ア 前項第1号から第3号までのいずれかに該当する事業者 調達オークションの実需給年度を対象とするメインオークションに応札し、落札できなかったこと、又は、新設等やむを得ない事由により当該調達オークションの実需給年度を対象とするメインオークションに参加できなかったこと（ただし、前項第3号の規定に該当する事業者は実効容量を確定している者に限る。）。 イ～ウ （略）</p> <p>二 業務規程第32条の2第2号イの規定によりリリースオークションを実施する場合 前項第1号から第3号までのいずれかに該当する事業者が当該リリースオークションの実需給年度を対象とするメインオークションで落札し、容量提供事業者になっていること（ただし、前項第3号の規定に該当する事業者は実効容量を確定している者に限る。）。</p>
<p>(メインオークションにおける容量提供事業者の募集の手順)</p> <p>第15条の7 （略）</p> <p>一 メインオークション募集要綱の策定及び公表 本機関は、業務規程第32条の12に基づき、メインオークション募集要綱を策定し、公表する。</p> <p>二 メインオークション需要曲線の策定及び公表 本機関は、業務規程第32条の13に基づき、メインオークション需要曲線を策定し、公表する。</p> <p>三・四 （略）</p>	<p>(メインオークションにおける容量提供事業者の募集の手順)</p> <p>第15条の7 （略）</p> <p>一 メインオークション募集要綱の策定及び公表 本機関は、業務規程第32条の12の規定により、メインオークション募集要綱を策定し、公表する。</p> <p>二 メインオークション需要曲線の策定及び公表 本機関は、業務規程第32条の13の規定により、メインオークション需要曲線を策定し、公表する。</p> <p>三・四 （略）</p>
<p>(容量確保契約の変更又は解約に応じる義務)</p> <p>第15条の11 容量提供事業者は、業務規程第32条の19第3項に基づき、本機関から容量確保契約の変更又は解約の要請を受けた場合は、これに応じなければならない。</p>	<p>(容量確保契約の変更又は解約に応じる義務)</p> <p>第15条の11 容量提供事業者は、業務規程第32条の19第3項の規定により、本機関から容量確保契約の変更又は解約の要請を受けた場合は、これに応じなければならない。</p>
<p>(電源等リストの登録の申込み)</p> <p>第15条の13 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 供給力確認対象事業者は、電源等リストの作成に当たっては、業務規程第32条の24第3項に基づき本機関が作成した様式を使用しなければならない。</p>	<p>(電源等リストの登録の申込み)</p> <p>第15条の13 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 供給力確認対象事業者は、電源等リストの作成に当たっては、業務規程第32条の24第3項の規定により本機関が作成した様式を使用しなければならない。</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>4 (略)</p> <p>(実効性テストの手順) 第15条の15 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 実効性テストの実施 テスト対象事業者は、<u>前号に基づき</u>本機関に報告した実施日程において、実効性テストを実施する。</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 テスト対象事業者は、第1項第3号の実効性テスト結果を記録するに当たっては、業務規程第32条の29第2項に<u>基づき</u>本機関が作成した様式を使用しなければならない。</p>	<p>4 (略)</p> <p>(実効性テストの手順) 第15条の15 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 実効性テストの実施 テスト対象事業者は、<u>前号の規定により</u>本機関に報告した実施日程において、実効性テストを実施する。</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 テスト対象事業者は、第1項第3号の実効性テスト結果を記録するに当たっては、業務規程第32条の29第2項の<u>規定により</u>本機関が作成した様式を使用しなければならない。</p>
<p>(アセスメント) 第15条の17 本機関が業務規程第32条の34に<u>基づき</u>容量提供事業者に対して実施するアセスメントは、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 需給状況と容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及び提供実績の確認 実需給年度中に容量提供事業者に対して、次のアからウの<u>手順により</u>行う。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者は、本機関が行うアセスメントへ協力するため、業務規程第32条の20第3項に<u>基づき</u>、本機関から関係する供給区域の容量提供事業者情報の提供を受ける。</p>	<p>(アセスメント) 第15条の17 本機関が業務規程第32条の34の<u>規定により</u>容量提供事業者に対して実施するアセスメントは、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 需給状況と容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及び提供実績の確認 実需給年度中に容量提供事業者に対して、次のアからウ<u>までの</u>手順により行う。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者は、本機関が行うアセスメントへ協力するため、業務規程第32条の20第3項の<u>規定により</u>、本機関から関係する供給区域の容量提供事業者情報の提供を受ける。</p>
<p>(差替先電源等情報の登録の条件) 第15条の18 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項にかかわらず、次の各号に掲げる差替先電源等提供者は、当該各号に掲げる条件を満たしていなければ、差替先電源等情報の登録の申込みを行うことができないものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(差替先電源等情報の登録条件) 第15条の18 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の<u>規定にかかわらず</u>、次の各号に掲げる差替先電源等提供者は、当該各号に掲げる条件を満たしていなければ、差替先電源等情報の登録の申込みを行うことができないものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>4 (略)</p>
<p>(電源入札等の基本要件の記載事項) 第18条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 電源入札等の対象となる電源維持運用業務の内容</p> <p>三 電源入札等の対象となる電源 (発電用電気工作物の建設を行う事業者を募集する場合は除く。)</p> <p>四 電源入札等の対象となる電源が具備すべき周波数調整機能等の条件</p> <p>五 電源維持運用者が供給力を提供すべき量及び期間</p> <p>六 (略)</p> <p>七 電源維持運用者となる条件</p> <p>八～十二 (略)</p>	<p>(電源入札等の基本要件の記載事項) 第18条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 電源入札等の対象となる電源等維持運用業務の内容</p> <p>三 電源入札等の対象となる電源等 (発電用電気工作物の建設を行う事業者を募集する場合は除く。)</p> <p>四 電源入札等の対象となる電源等が具備すべき周波数調整機能等の条件</p> <p>五 電源等維持運用者が供給力を提供すべき量及び期間</p> <p>六 (略)</p> <p>七 電源等維持運用者となる条件</p> <p>八～十二 (略)</p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>(電源入札等の応募者の条件)</p> <p>第19条 電気供給事業者は、次の各号に掲げる要件を全て充足する場合に限り、業務規程第38条に<u>基づく</u>本機関の募集に対して応募することができる。</p> <p>一 発電用電気工作物を維持し、運用することができる技術力があること。</p> <p>二 電源維持運用業務にかかる費用(電源入札補填金は除く。)を負担する意思及び能力があること。</p> <p>三～五 (略)</p>	<p>(電源入札等の応募者の条件)</p> <p>第19条 電気供給事業者は、次の各号に掲げる要件を全て充足する場合に限り、業務規程第38条の<u>規定による</u>本機関の募集に対して応募することができる。</p> <p>一 発電用電気工作物を維持し、運用すること<u>その他の供給能力の確保</u>ができる技術力があること。</p> <p>二 <u>電源等</u>維持運用業務にかかる費用(電源入札補填金は除く。)を負担する意思及び能力があること。</p> <p>三～五 (略)</p>
<p>(電源入札等の応募者の指定)</p> <p>第20条 業務規程第38条第2項に<u>基づき</u>本機関から電源入札等の応募者の指定を受けた電気供給事業者は、特別な理由のない限り、電源入札等に応募しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(電源入札等の応募者の指定)</p> <p>第20条 業務規程第38条第2項の<u>規定により</u>本機関から電源入札等の応募者の指定を受けた電気供給事業者は、特別な理由のない限り、電源入札等に応募しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(電源維持運用者の募集の手順)</p> <p>第21条 電源維持運用者の募集の手順は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 電源入札等の開始の公表</p> <p>本機関は、業務規程第36条第3項により電源入札等を開始した場合には、電源入札等の開始について公表する。</p> <p>二 募集要綱の策定・公表</p> <p>本機関は、電源入札等の基本要件を踏まえ、募集スケジュール、電源入札等を行う供給区域、電源入札等の対象となる電源維持運用業務の内容、同業務の実施期間、電源入札等の方式、電源入札等に応札する条件、電源入札等補填金の交付条件、電源維持運用者の電気の販売に関する条件その他必要な事項を定めた募集要綱を策定し、公表する。なお、本機関は、募集要綱の策定に当たっては、原則として会員の意見を聴取するとともに、業務規程第5条第2項に<u>基づき</u>、公表する内容を検討するものとする。</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>(電源等維持運用者の募集の手順)</p> <p>第21条 電源等維持運用者の募集の手順は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 電源入札等の開始の公表</p> <p>本機関は、業務規程第36条第3項の<u>規定により</u>電源入札等を開始した場合には、電源入札等の開始について公表する。</p> <p>二 募集要綱の策定・公表</p> <p>本機関は、電源入札等の基本要件を踏まえ、募集スケジュール、電源入札等を行う供給区域、電源入札等の対象となる電源等維持運用業務の内容、同業務の実施期間、電源入札等の方式、電源入札等に応札する条件、電源入札等補填金の交付条件、<u>電源等</u>維持運用者の電気の販売に関する条件その他必要な事項を定めた募集要綱を策定し、公表する。なお、本機関は、募集要綱の策定に当たっては、原則として会員の意見を聴取するとともに、業務規程第5条第2項の<u>規定により</u>、公表する内容を検討するものとする。</p> <p>三・四 (略)</p>
<p>(応募者の評価項目)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 事業の実現性 供給力提供可能時期、工程遅延リスク、建設・修繕等の実現性、燃料調達の実現性等</p> <p>五～八 (略)</p>	<p>(応募者の評価項目)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 事業の実現性 供給力提供可能時期、工程遅延リスク、建設・修繕等の実現性、燃料調達の実現性等</p> <p>五～八 (略)</p>
<p>(落札者の電源維持運用業務の報告)</p> <p>第23条 電源維持運用者は、本機関が定めた期日において、定期的に、発電用電気工作物の新增設又は再起動に向けた工程、供給力の提供状況その他の本機関が定める電源維持運用業務の内容を報告しなければならない。</p>	<p>(落札者の電源等維持運用業務の報告)</p> <p>第23条 電源等維持運用者は、本機関が定めた期日において、定期的に、発電用電気工作物の新增設又は再起動に向けた工程、供給力の提供状況その他の本機関が定める<u>電源等</u>維持運用業務の内容を報告しなければならない。</p>
<p>(調整力の確保)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者が調整力を確保する際においては、業務規程第181条により公表された調整力の水準、要件等の内容や実際に想定される需給変動のリスクの大きさを踏まえるものとする。</p>	<p>(調整力の確保)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者が調整力を確保する際においては、業務規程第181条の<u>規定により</u>公表された調整力の水準、要件等の内容や実際に想定される需給変動のリスクの大きさを踏まえるものとする。</p>
<p>(広域系統整備委員会への協力)</p> <p>第31条 電気供給事業者は、<u>広域系統整備委員会</u>の要請に基づき、<u>広域系統整備委員会</u>の運営に関し</p>	<p>(設備形成に係る委員会への協力)</p> <p>第31条 電気供給事業者は、業務規程第47条の規定により設置された<u>広域連系系統</u>の設備形成等に</p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>て協力しなければならない。</p>	<p><u>関する常設の委員会（以下「設備形成に係る委員会」という。）</u>の要請に基づき、<u>設備形成に係る委員会</u>の運営に関して協力しなければならない。</p>
<p>(本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件)</p> <p>第33条 業務規程第51条第1号に<u>基づく</u>、計画策定プロセスの検討開始要件は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、業務規程第52条第2項に掲げる場合には、計画策定プロセスの検討を開始しない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市場取引状況 卸電力取引所が運営する<u>前日スポット</u>取引において、過去1年間に市場分断処理(約定処理の結果、地域間の売買約定量の積算量が連系線の空容量を超過し、当該空容量を制約条件として再度約定処理を行うことをいう。)を行った商品の数が、過去1年間の総商品数の20%以上となった場合</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、次の各号に掲げる要件については、第1項により計画策定プロセスを開始したか否かにかかわらず、次の各号に掲げる頻度で要件適否の状況を取りまとめ、<u>広域系統整備委員会</u>に報告するとともに公表する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>4 本機関は、第1項第2号オの要件に基づき、計画策定プロセスを開始するか否かの確認を行った場合は、その結果を一般送配電事業者及び契約申込みを行った系統連系希望者に通知する。なお、第91条第1項第2号から第3号の報告に伴う結果の通知を受けた一般送配電事業者は、対象となる系統連系希望者にその旨通知する。</p>	<p>(本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件)</p> <p>第33条 業務規程第51条第1号に<u>規定する</u>計画策定プロセスの検討開始要件は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、業務規程第52条第2項に掲げる場合には、計画策定プロセスの検討を開始しない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市場取引状況 卸電力取引所が運営する<u>翌日</u>取引において、過去1年間に市場分断処理(約定処理の結果、地域間の売買約定量の積算量が連系線の空容量を超過し、当該空容量を制約条件として再度約定処理を行うことをいう。)を行った商品の数が、過去1年間の総商品数の20%以上となった場合</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、次の各号に掲げる要件については、第1項の規定により計画策定プロセスを開始したか否かにかかわらず、次の各号に掲げる頻度で要件適否の状況を取りまとめ、<u>設備形成に係る委員会</u>に報告するとともに公表する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>4 本機関は、第1項第2号オの要件に基づき、計画策定プロセスを開始するか否かの確認を行った場合は、その結果を一般送配電事業者及び契約申込みを行った系統連系希望者に通知する。なお、第91条第1項第2号から第3号<u>まで</u>の報告に伴う結果の通知を受けた一般送配電事業者は、対象となる系統連系希望者にその旨通知する。</p>
<p>(広域系統整備に関する提起をすることができる電気供給事業者)</p> <p>第34条 電気供給事業者は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に、広域系統整備に関する提起をすることができる。</p> <p>一 安定供給に関する提起 一般送配電事業者であること</p> <p>二 広域的取引の環境整備に関する提起 次のアからウを満たしていること</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>三 電源設置に関する提起 次のアからエを満たしていること。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(広域系統整備に関する提起を行うことができる電気供給事業者)</p> <p>第34条 電気供給事業者は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に、広域系統整備に関する提起を行うことができる。</p> <p>一 安定供給に関する提起 一般送配電事業者であること。</p> <p>二 広域的取引の環境整備に関する提起 次のアから<u>ウまで</u>を満たしていること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>三 電源設置に関する提起 次のアから<u>エまで</u>を満たしていること。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(広域系統整備に関する提起等)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 供給先として希望する一般送配電事業者の供給<u>エリア</u></p> <p>五 (略)</p> <p>2 広域系統整備に関する提起を行った電気供給事業者(以下「検討提起者」という。)のうち、前条第1項第2号又は第3号の提起を行った電気供給事業者は、本機関が業務規程第57条第1項に<u>基づき</u>、広域的な電力取引により、計画策定プロセスの検討の対象となる広域連系系統の利用を拡大しようとする電気供給事業者を募集する場合において、当該募集に応募することができる。この場合にお</p>	<p>(広域系統整備に関する提起等)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 供給先として希望する一般送配電事業者の供給<u>区域</u></p> <p>五 (略)</p> <p>2 広域系統整備に関する提起を行った電気供給事業者(以下「検討提起者」という。)のうち、前条第1項第2号又は第3号の提起を行った電気供給事業者は、本機関が業務規程第57条第1項の<u>規定</u>により、広域的な電力取引により、計画策定プロセスの検討の対象となる広域連系系統の利用を拡大しようとする電気供給事業者を募集する場合において、当該募集に応募することができる。この場合</p>

変更前(変更点以下線)	変更後(変更点以下線)
<p>いて、当該電気供給事業者が当該募集に応募しないときは、広域系統整備に関する提起を取り下げたものとみなす。</p> <p>3 検討提起者は、本機関が業務規程第59条に基づき受益者及び費用負担割合を決定するまでの間は、合理的な理由が認められる場合に限り、次の各号に掲げる行為を行うことができる。</p> <p>一～五 (略)</p>	<p>において、当該電気供給事業者が当該募集に応募しないときは、広域系統整備に関する提起を取り下げたものとみなす。</p> <p>3 検討提起者は、本機関が業務規程第59条の規定により受益者及び費用負担割合を決定するまでの間は、合理的な理由が認められる場合に限り、次の各号に掲げる行為を行うことができる。</p> <p>一～五 (略)</p>
<p>(電気供給事業者の提起による計画策定プロセスの開始手続)</p> <p>第36条 業務規程第51条第2号に基づく、計画策定プロセスの検討開始要件は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、業務規程第52条第2項に掲げる場合には、計画策定プロセスの検討を開始しない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 広域的取引の環境整備及び電源設置に関する提起 次のアからウを満たすこと。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 検討提起者が、本機関が業務規程第59条に基づいて決定する費用負担割合による費用負担の意思を有しており、それを裏付ける財務的能力を有していること。</p> <p>ウ (略)</p>	<p>(電気供給事業者の提起による計画策定プロセスの開始手続)</p> <p>第36条 業務規程第51条第2号の規定による計画策定プロセスの検討開始要件は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、業務規程第52条第2項に掲げる場合には、計画策定プロセスの検討を開始しない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 広域的取引の環境整備及び電源設置に関する提起 次のアからウまでを満たすこと。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 検討提起者が、本機関が業務規程第59条の規定により決定する費用負担割合による費用負担の意思を有しており、それを裏付ける財務的能力を有していること。</p> <p>ウ (略)</p>
<p>(国の要請に基づく計画策定プロセスの開始手続)</p> <p>第37条 本機関は、国から広域系統整備に関する検討の要請を受けた場合に、業務規程第51条第3号に基づき、計画策定プロセスを開始するものとする。</p>	<p>(国の要請に基づく計画策定プロセスの開始手続)</p> <p>第37条 本機関は、国から広域系統整備に関する検討の要請を受けた場合に、業務規程第51条第3号の規定により、計画策定プロセスを開始するものとする。</p>
<p>(計画策定プロセスの進め方の決定)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 検討スケジュール 計画策定プロセスの進め方の決定から業務規程第60条に基づく広域系統整備計画の決定までの期間</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(計画策定プロセスの進め方の決定)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 検討スケジュール 計画策定プロセスの進め方の決定から業務規程第60条の規定による広域系統整備計画の決定までの期間</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>(基本要件等の決定)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 検討提起者の意見(業務規程第51条第2号に基づき計画策定プロセスを開始した場合に限る。)</p> <p>二 国の要請の内容(業務規程第51条第3号に基づき計画策定プロセスを開始した場合に限る。)</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(基本要件等の決定)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 検討提起者の意見(業務規程第51条第2号の規定により計画策定プロセスを開始した場合に限る。)</p> <p>二 国の要請の内容(業務規程第51条第3号の規定により計画策定プロセスを開始した場合に限る。)</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(電気供給事業者の募集及び応募等の手続)</p> <p>第40条 本機関は、広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲の検討に際し、増強ニーズの探索、増強容量の検討その他の目的から必要であると認める場合は、業務規程第57条に基づき、広域的な電力取引により、当該計画策定プロセスの検討の対象となる流通設備の利用を拡大しようとする電気供給事業者を募集する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一～三 (略)</p>	<p>(電気供給事業者の募集及び応募等の手続)</p> <p>第40条 本機関は、広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲の検討に際し、増強ニーズの探索、増強容量の検討その他の目的から必要であると認める場合は、業務規程第57条の規定により、広域的な電力取引により、当該計画策定プロセスの検討の対象となる流通設備の利用を拡大しようとする電気供給事業者を募集する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一～三 (略)</p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>四 供給先として希望する一般送配電事業者の供給エリア</p> <p>五 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 応募事業者は、本機関が業務規程第59条に基づき受益者及び費用負担割合を決定するまでの間は、合理的な理由が認められる場合に限り、次の各号に掲げる行為を行うことができる。</p> <p>一～五 (略)</p>	<p>四 供給先として希望する一般送配電事業者の供給区域</p> <p>五 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 応募事業者は、本機関が業務規程第59条の規定により受益者及び費用負担割合を決定するまでの間は、合理的な理由が認められる場合に限り、次の各号に掲げる行為を行うことができる。</p> <p>一～五 (略)</p>
<p>(実施案等の募集の可否の決定)</p> <p>第41条 本機関は、広域系統整備の基本要件を決定する際に、<u>広域系統整備委員会の意見を踏まえ、実施案及び事業実施主体の募集を行うか否かを決定する。</u></p>	<p>(実施案等の募集の可否の決定)</p> <p>第41条 本機関は、広域系統整備の基本要件を決定する際に、<u>設備形成に係る委員会の意見を踏まえ、実施案及び事業実施主体の募集を行うか否かを決定する。</u></p>
<p>(実施案等の募集の実施)</p> <p>第43条 本機関は、第41条に基づき実施案及び事業実施主体の募集を行うと決定した場合には、次の各号に掲げる手順にしたがって、実施案及び事業実施主体の募集を行う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 公募要綱の策定・公表</p> <p>本機関は、第39条により決定した広域系統整備の基本要件を踏まえ、応募資格、必要な増強容量、広域系統整備が必要となる時期、広域系統整備の方策、実施案の提出期限、実施案及び事業実施主体の選定スケジュール、実施案及び事業実施主体の評価方法、実施案の記載事項その他必要な事項を定めた公募要綱を策定し、公表する。なお、本機関は、公募要綱の策定に当たっては、必要に応じ会員の意見を聴取するとともに、業務規程第5条第2項に基づき、公表する内容を検討するものとする。</p> <p>三 (略)</p> <p>四 応募資格の審査</p> <p>本機関は、前号により応募意思を表明した事業者について、前条の応募資格者に該当すること及び<u>その他公募要綱で定める応募資格を満たすことを確認する。</u></p> <p>五 応募意思を有する事業者が不在の場合の対応</p> <p>本機関は、前号による確認の結果、応募資格を満たす事業者（以下「有資格事業者」という。）がない場合には、実施案の募集を取り止める。この場合には、本機関は、広域系統整備の基本要件に定めた工事概要に基づき、当該工事により設置する電線路等の接続先となる電線路等を維持及び運用する一般送配電事業者又は送電事業者の中から実施案の提出を求める事業者を選定し、実施案の提出を求める。ただし、本機関が、広域系統整備の基本要件に照らし、他の一般送配電事業者又は送電事業者に実施案の提出を求めることが適切と判断した場合には、当該一般送配電事業者又は送電事業者に対して、実施案の提出を求める。</p> <p>六 (略)</p> <p>七 応募に必要な情報の提供</p> <p>本機関は、有資格事業者から、実施案の作成のために、次のアからキに掲げる情報の提供の依頼があった場合には、本機関が実施案の作成のために必要であると認める範囲において、関係する電気供給事業者から情報の提出を受け、当該有資格応募者に当該情報を提供する。この場合には、本機関は、有資格応募者に対して、開示した情報に関する守秘義務を課し、目的外利用を禁止するため、別途誓約書の提出を求めるものとする。</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>八 実施案の提出</p>	<p>(実施案等の募集の実施)</p> <p>第43条 本機関は、第41条の規定により実施案及び事業実施主体の募集を行うと決定した場合には、次の各号に掲げる手順にしたがって、実施案及び事業実施主体の募集を行う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 公募要綱の策定・公表</p> <p>本機関は、第39条の規定により決定した広域系統整備の基本要件を踏まえ、応募資格、必要な増強容量、広域系統整備が必要となる時期、広域系統整備の方策、実施案の提出期限、実施案及び事業実施主体の選定スケジュール、実施案及び事業実施主体の評価方法、実施案の記載事項その他必要な事項を定めた公募要綱を策定し、公表する。なお、本機関は、公募要綱の策定に当たっては、必要に応じ会員の意見を聴取するとともに、業務規程第5条第2項の規定により、公表する内容を検討するものとする。</p> <p>三 (略)</p> <p>四 応募資格の審査</p> <p>本機関は、前号の規定により応募意思を表明した事業者について、前条の応募資格者に該当することその他公募要綱で定める応募資格を満たすことを確認する。</p> <p>五 応募意思を有する事業者が不在の場合の対応</p> <p>本機関は、前号の規定による確認の結果、応募資格を満たす事業者（以下「有資格事業者」という。）がない場合には、実施案の募集を取り止める。この場合には、本機関は、広域系統整備の基本要件に定めた工事概要に基づき、当該工事により設置する電線路等の接続先となる電線路等を維持し、及び運用する一般送配電事業者又は送電事業者の中から実施案の提出を求める事業者を選定し、実施案の提出を求める。ただし、本機関が、広域系統整備の基本要件に照らし、他の一般送配電事業者又は送電事業者に実施案の提出を求めることが適切と判断した場合には、当該一般送配電事業者又は送電事業者に対して、実施案の提出を求める。</p> <p>六 (略)</p> <p>七 応募に必要な情報の提供</p> <p>本機関は、有資格事業者から、実施案の作成のために、次のアからキまでに掲げる情報の提供の依頼があった場合には、本機関が実施案の作成のために必要であると認める範囲において、関係する電気供給事業者から情報の提出を受け、当該有資格応募者に当該情報を提供する。この場合には、本機関は、有資格応募者に対して、開示した情報に関する守秘義務を課し、目的外利用を禁止するため、別途誓約書の提出を求めるものとする。</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>八 実施案の提出</p>

変更前（変更点の下線）	変更後（変更点の下線）								
<p>有資格事業者は、実施案を提出する場合には、第2号の公募要綱に記載した提出期限までに本機関に提出する。なお、本機関は、有資格応募者から一切の応募が無かった場合には、第5号に<u>準じ</u>、一般送配電事業者又は送電事業者に対して、実施案の提出を求める。</p>	<p>有資格事業者は、実施案を提出する場合には、第2号の公募要綱に記載した提出期限までに本機関に提出する。なお、本機関は、有資格応募者から一切の応募が無かった場合には、第5号の<u>規定に準じて</u>、一般送配電事業者又は送電事業者に対して、実施案の提出を求める。</p>								
<p>（実施案の募集を行わない場合の手続） 第44条 本機関は、実施案の募集を行うことが合理的でないと認める場合は、その理由を踏まえ、<u>広域系統整備委員会</u>の検討を踏まえ、有資格事業者の中から実施案の提出を求める事業者を決定する。</p> <p>2 前項に基づき実施案の提出を求められた事業者は、本機関が定める期限までに、実施案を策定し、本機関に提出しなければならない。</p>	<p>（実施案の募集を行わない場合の手続） 第44条 本機関は、実施案の募集を行うことが合理的でないと認める場合は、その理由を踏まえ、<u>設備形成に係る委員会</u>の検討を踏まえ、有資格事業者の中から実施案の提出を求める事業者を決定する。</p> <p>2 前項の<u>規定により</u>実施案の提出を求められた事業者は、本機関が定める期限までに、実施案を策定し、本機関に提出しなければならない。</p>								
<p>（実施案及び事業実施主体の評価方法） 第46条（略） 2 本機関は、実施案の評価において、経済性、システムの安定性、若しくは事業実現性等を向上させ、又は、提出された実施案について適正な比較評価を行うために必要であると認めた場合には、<u>広域系統整備委員会</u>の検討を踏まえ、当該実施案の応募者との間で実施案の修正に関する協議を行う。ただし、軽微な修正については、<u>広域系統整備委員会</u>の検討を経ることなく、修正協議を行うことができる。</p> <p>3 実施案の応募者は、前項の協議による場合を除き、実施案の内容を修正することはできない。ただし、実施案を改善する場合であって、<u>広域系統整備委員会</u>において認められたときは、この限りでない。</p> <p>4 （略）</p>	<p>（実施案及び事業実施主体の評価方法） 第46条（略） 2 本機関は、実施案の評価において、経済性、システムの安定性、若しくは事業実現性等を向上させ、又は、提出された実施案について適正な比較評価を行うために必要であると認めた場合には、<u>設備形成に係る委員会</u>の検討を踏まえ、当該実施案の応募者との間で実施案の修正に関する協議を行う。ただし、軽微な修正については、<u>設備形成に係る委員会</u>の検討を経ることなく、修正協議を行うことができる。</p> <p>3 実施案の応募者は、前項の協議による場合を除き、実施案の内容を修正することはできない。ただし、実施案を改善する場合であって、<u>設備形成に係る委員会</u>において認められたときは、この限りでない。</p> <p>4 （略）</p>								
<p>（費用負担割合の決定） 第47条 広域系統整備に要する費用は、受益者が受益の程度に応じて費用を負担することを原則とし、本機関は、<u>別表6-1に掲げる例を踏まえた検討の上</u>、法令及び費用負担ガイドラインその他の国が定める指針に基づき、広域系統整備の費用負担割合を決定する。</p> <p>2 本機関は、前項の検討の結果、広域系統整備に要する費用の負担を求めることが適当であると認めた全ての電気供給事業者（以下「費用負担候補者」という。）に対して検討結果を示し、<u>広域系統整備委員会</u>へのオブザーバーとしての招聘、書面による意見聴取その他適宜の方法で個別に意見を求めなければならない。</p> <p>3 本機関は、<u>広域系統整備委員会</u>において費用負担候補者の意見を踏まえた検討を行い、費用負担割合の案を決定の上、費用負担候補者に通知する。</p> <p>4 本機関は、前項において通知した費用負担割合の案に対し、全ての費用負担候補者から書面による同意を得た場合に、費用負担割合を決定する。なお、費用負担候補者が第35条第2項又は第40条第5項により提起又は応募を取り下げた場合その他費用負担の意思がないことが明らかとなった場合は、当該費用負担候補者を除外の上、前各項に<u>準じ</u>、再度、費用負担割合を検討する。</p>	<p>（費用負担割合の決定） 第47条 広域系統整備に要する費用は、受益者が受益の程度に応じて費用を負担することを原則とし、本機関は、法令及び費用負担ガイドラインその他の国が定める指針に基づき、広域系統整備の費用負担割合を決定する。</p> <p>2 本機関は、前項の検討の結果、広域系統整備に要する費用の負担を求めることが適当であると認めた全ての電気供給事業者（以下「費用負担候補者」という。）に対して検討結果を示し、<u>設備形成に係る委員会</u>へのオブザーバーとしての招聘、書面による意見聴取その他適宜の方法で個別に意見を求めなければならない。</p> <p>3 本機関は、<u>設備形成に係る委員会</u>において費用負担候補者の意見を踏まえた検討を行い、費用負担割合の案を決定の上、費用負担候補者に通知する。</p> <p>4 本機関は、前項の<u>規定</u>において通知した費用負担割合の案に対し、全ての費用負担候補者から書面による同意を得た場合に、費用負担割合を決定する。なお、費用負担候補者が第35条第2項又は第40条第5項の<u>規定</u>により提起又は応募を取り下げた場合その他費用負担の意思がないことが明らかとなった場合は、当該費用負担候補者を除外の上、前各項の<u>規定に準じて</u>、再度、費用負担割合を検討する。</p>								
<p>別表6-1 広域系統整備の効果と受益者（費用負担者）に関する考え方の例（※）</p> <table border="1" data-bbox="22 1356 1064 1458"> <thead> <tr> <th></th> <th>広域系統整備の効果</th> <th colspan="2">受益者（費用負担者）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般負担部分における受益</td> <td>流通設備事故時における周波数の安定性の向上</td> <td>・周波数安定性が向上する供給区域の需要者</td> <td>受益を得る需要者が存する</td> </tr> </tbody> </table>		広域系統整備の効果	受益者（費用負担者）		一般負担部分における受益	流通設備事故時における周波数の安定性の向上	・周波数安定性が向上する供給区域の需要者	受益を得る需要者が存する	<p>（削る）</p>
	広域系統整備の効果	受益者（費用負担者）							
一般負担部分における受益	流通設備事故時における周波数の安定性の向上	・周波数安定性が向上する供給区域の需要者	受益を得る需要者が存する						

変 更 前 (変更点の下線)		変 更 後 (変更点の下線)	
者と費用負担者の例	<p>大規模災害によって特定の供給区域における供給力の不足が発生した場合における、広域的な供給力の確保</p> <p>送電線のルートを複数化することにより、送電線の1ルートが断絶した場合に周波数維持のために発生する需要の遮断の回避</p> <p>連系線を通じた電力の融通を見込むことによる特定の供給区域において確保すべき予備力の削減</p> <p>電圧を安定させる装置等の設置による電圧安定性の確保</p> <p>卸電力取引所における供給区域間の約定価格差の解消又は減少</p>	<p>・広域的な供給力の確保が可能になる供給区域の需要者</p> <p>・需要の遮断が回避される供給区域の需要者</p> <p>・供給区域内に確保する予備力を削減できる供給区域の需要者</p> <p>・電圧安定性が確保される供給区域の需要者</p> <p>・約定価格が高い供給区域の需要者</p> <p>・約定価格が高い供給区域が連系線の片側に限らない場合は、全国的なメリットがあるため全供給区域の需要者(ただし、連系線で他の供給区域と接続されていない供給区域の需要者は除く。)</p>	<p>供給区域の一般送配電事業者で分担</p>
特定負担部分における受益者と費用負担者の例	<p>個別の安定的な電力取引の確保</p> <p>他の供給区域に電気を供給する電源設置の制約の解消</p>	<p>・当該の個別の電力取引により裨益する事業者(電力系統の状況に応じ、安定供給や広域的な電力取引の活性化の観点を考慮する。)</p> <p>・当該の電源の設置に伴う広域的な取引により裨益する事業者(電力系統の状況に応じ、安定供給や広域的な電力取引の活性化の観点を考慮する。)</p>	<p>当該の個別の電力取引を行う事業者</p> <p>当該の電源を設置する者又は当該の電源から受電する者</p>
<p>※ 広域系統整備の効果が複数認められる場合はそれらを複合的に勘案の上、受益者を決定する。</p>			
<p>(費用負担割合の検討結果に不服がある場合)</p> <p>第48条 前条第3項による通知内容(前条第4項なお書に基づく再検討後のものを含む。)に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。</p> <p>2 本機関は、費用負担割合の再検討の要請を受けた場合、広域系統整備委員会において不服の内容及び理由を踏まえ、業務規程第59条及び前条に準じた再検討を行い、その結果を通知する。</p>		<p>(費用負担割合の検討結果に不服がある場合)</p> <p>第48条 前条第3項の規定による通知内容(前条第4項後段の規定による再検討後のものを含む。)に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。</p> <p>2 本機関は、費用負担割合の再検討の要請を受けた場合、設備形成に係る委員会において不服の内容及び理由を踏まえ、業務規程第59条及び前条の規定に準じて再検討を行い、その結果を通知する。</p>	

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>(広域系統整備計画の内容)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>一 <u>流通設備の増強の必要性及び代替案との比較の考え方</u></p> <p>二 増強する流通設備の容量及びその考え方</p> <p>三 流通設備の増強の方法 (増強又は新設の別、概略ルート) 及びその考え方</p> <p>四 概略工事費及びその考え方</p> <p>五 流通設備の増強の完了時期</p> <p>六 実施案及び事業実施主体の選定結果</p> <p>七 受益者及びその考え方</p> <p>八 増強費用の負担割合及びその考え方</p> <p>九 (略)</p>	<p>(広域系統整備計画の内容)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>一 <u>広域系統整備計画の策定に係る検討の経緯及びその内容</u></p> <p>二 整備又は更新をしようとする流通設備</p> <p>三 流通設備の整備又は更新の方法</p> <p>四 <u>工事費の概算額、運転維持費の概算額及び費用負担の負担割合等及びその考え方</u></p> <p>五 流通設備の整備又は更新の工事の完了の予定時期</p> <p>六 事業実施主体</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>七 (略)</p>
<p>(計画策定プロセスの延長時の扱い)</p> <p>第50条 (略)</p> <p>2 本機関は、検討提起者 (ただし、提起を取り下げた者を除く。次条第3項において同じ。) 又は第37条に基づき検討の要請者、応募事業者 (ただし、応募を取り下げた者を除く。次条第3項において同じ。) 及び費用負担候補者に対して、前項の新たなスケジュール及び中間報告を書面で通知する。</p>	<p>(計画策定プロセスの延長時の扱い)</p> <p>第50条 (略)</p> <p>2 本機関は、検討提起者 (ただし、提起を取り下げた者を除く。次条第3項において同じ。) 又は第37条の規定による検討の要請者、応募事業者 (ただし、応募を取り下げた者を除く。次条第3項において同じ。) 及び費用負担候補者に対して、前項の新たなスケジュール及び中間報告を書面で通知する。</p>
<p>(計画策定プロセスの終了)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>一 第38条第1項に基づき、計画策定プロセスを継続する必要性がないと決定した場合</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 その他広域系統整備委員会の検討に基づき、広域系統整備計画の策定を行うことが困難であると認められる場合</p> <p>2 本機関は、前項第3号又は第4号にかかわらず、広域系統整備の基本要件や実施案を見直すこと等によって、広域系統整備計画の策定に至る見込みがある場合は、基本要件や実施案の見直し等を行った上で、第39条から前条に準じ、計画策定プロセスを継続する。</p> <p>3 本機関は、計画策定プロセスを終了する場合には、検討提起者又は業務規程第51条第3号に基づく検討の要請者、応募事業者及び費用負担候補者の意見を聴取しなければならない。</p>	<p>(計画策定プロセスの終了)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>一 第38条第1項の規定により、計画策定プロセスを継続する必要性がないと決定した場合</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 その他設備形成に係る委員会の検討に基づき、広域系統整備計画の策定を行うことが困難であると認められる場合</p> <p>2 本機関は、前項第3号及び第4号の規定にかかわらず、広域系統整備の基本要件や実施案を見直すこと等によって、広域系統整備計画の策定に至る見込みがある場合は、基本要件や実施案の見直し等を行った上で、第39条から前条までの規定に準じて、計画策定プロセスを継続する。</p> <p>3 本機関は、計画策定プロセスを終了する場合には、検討提起者又は業務規程第51条第3号の規定による検討の要請者、応募事業者及び費用負担候補者の意見を聴取しなければならない。</p>
<p>(広域系統整備計画決定後の情報提供)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 広域系統整備計画の進捗状況の確認は、業務規程第62条第1項に定めるところにより、前項により提出された情報に基づき、本機関が行う。</p>	<p>(広域系統整備計画決定後の情報提供)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 広域系統整備計画の進捗状況の確認は、業務規程第62条第1項の規定により、前項の規定により提出された情報に基づき、本機関が行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>広域系統整備計画により設置等を行った流通設備の設置及び維持に要する費用の額の届出</u>)</p> <p>第53条の2 <u>業務規程第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体は、法第28条の40第1項第5号の2に規定する交付金 (以下「広域系統整備交付金」という。) の交付を受けることができる。</u></p> <p>2 <u>事業実施主体は、前項の広域系統整備交付金の交付を受けるに当たり、広域系統整備計画により設置等を行った流通設備の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数 (減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和40年大蔵省令第15号) 別表第1又は別表第2に掲げる耐用年数をいう。) の期間の末日の属する年度までの間、減価償却が行われる前年度に、広域系統整備計画ごとに当該流通設備を設置及び維持に要する費用の額を、毎年度、本機関に届け出なければならない。</u></p>

変 更 前 (変更点 <u>に下線</u>)	変 更 後 (変更点 <u>に下線</u>)
<p>(流通設備の整備の前提となる諸条件)</p> <p>第57条 (略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>(ア) 次の(イ)から(エ)以外の場合 2回線とする。</p> <p>(イ)～(エ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>六～九 (略)</p>	<p>(流通設備の整備の前提となる諸条件)</p> <p>第57条 (略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>(ア) 次の(イ)から(エ) <u>まで</u>以外の場合 2回線とする。</p> <p>(イ)～(エ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>六～九 (略)</p>
<p>(送配電線の形態及びルートの方)</p> <p>第59条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 送配電線のルート 次の各号に掲げる事項(ただし、オ及びカについては、地中送配電線を設置する場合に限る。)を考慮の上、送配電線のルートを決定する。</p> <p>ア～カ (略)</p>	<p>(送配電線の形態及びルートの方)</p> <p>第59条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 送配電線のルート 次の各号に掲げる事項(ただし、オ及びカに<u>掲げる事項</u>については、地中送配電線を設置する場合に限る。)を考慮の上、送配電線のルートを決定する。</p> <p>ア～カ (略)</p>
<p>(電力系統の性能に関する基準)</p> <p>第61条 一般送配電事業者は、流通設備の設備形成を行う場合は、供給支障及び発電支障の発生を抑制又は防止するため、電力系統が第63条から第65条に定める基準(以下「電力系統性能基準」という。)を充足するよう設備形成を行わなければならない。</p>	<p>(電力系統の性能に関する基準)</p> <p>第61条 一般送配電事業者は、流通設備の設備形成を行う場合は、供給支障及び発電支障の発生を抑制又は防止するため、電力系統が第63条から第65条<u>まで</u>に定める基準(以下「電力系統性能基準」という。)を充足するよう設備形成を行わなければならない。</p>
<p>(送電事業者が流通設備の整備を行う場合)</p> <p>第67条 送電事業者は、流通設備の整備を行う場合、第54条から第66条を準用する。ただし、送電事業者の業務と関連しないものはこの限りではない。</p>	<p>(送電事業者が流通設備の整備を行う場合)</p> <p>第67条 送電事業者は、流通設備の整備を行う場合、第54条から第66条<u>までの規定</u>を準用する。ただし、送電事業者の業務と関連しないものはこの限りではない。</p>
<p>(詳細事項の公表)</p> <p>第68条 一般送配電事業者は、第54条から第66条の考え方にに基づき、流通設備の整備に関する詳細事項を定め、公表するものとする。</p>	<p>(詳細事項の公表)</p> <p>第68条 一般送配電事業者は、第54条から第66条<u>までの考え方</u>に基づき、流通設備の整備に関する詳細事項を定め、公表するものとする。</p>
<p>(本機関に対する事前相談及び接続検討の申込み)</p> <p>第71条 前条にかかわらず、特定系統連系希望者は、本機関に対して、事前相談及び接続検討の申込みを行うことができる。ただし、申込先となる一般送配電事業者が同一の法人又は親子法人等である系統連系希望者は、特定発電設備等に関する事前相談又は接続検討については、本機関に申し込まなければならない。</p>	<p>(本機関に対する事前相談及び接続検討の申込み)</p> <p>第71条 <u>前条の規定</u>にかかわらず、特定系統連系希望者は、本機関に対して、事前相談及び接続検討の申込みを行うことができる。ただし、申込先となる一般送配電事業者が同一の法人又は親子法人等である系統連系希望者は、特定発電設備等に関する事前相談又は接続検討については、本機関に申し込まなければならない。</p>
<p>(接続検討の申込み)</p> <p>第79条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 発電設備等の全部若しくは一部又は付帯設備の変更(更新を含み、以下、この条及び次条において「発電設備等の変更」という。)を行う場合。ただし、変更前の当該発電設備等が最新の系統連系技術要件(託送供給等約款別冊で定める系統に連系する設備に関する技術要件をいう。以下同じ。)に適合するときであって、次のア又はイに該当するときは除く。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>次条に基づき</u>、一般送配電事業者が接続検討を不要と判断したとき</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>(接続検討の申込み)</p> <p>第79条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 発電設備等の全部若しくは一部又は付帯設備の変更(更新を含み、以下、この条及び次条において「発電設備等の変更」という。)を行う場合。ただし、変更前の当該発電設備等が最新の系統連系技術要件(託送供給等約款別冊で定める系統に連系する設備に関する技術要件をいう。以下同じ。)に適合するときであって、次のア又はイの<u>規定</u>に該当するときは除く。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>次条の規定により</u>、一般送配電事業者が接続検討を不要と判断したとき</p> <p>三・四 (略)</p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>2 (略)</p> <p>(発電設備等の変更に伴う接続検討の要否確認)</p> <p>第80条 (略)</p> <p>2 前項にかかわらず、特定系統連系希望者については、本機関に対して、接続検討の要否確認を行うことができる。ただし、経済産業大臣から一般送配電事業の許可を受けている系統連系希望者又は一般送配電事業者が親子法人等である系統連系希望者が、特定発電設備等に関する接続検討の要否の確認を希望する場合は、本機関に対し、要否の確認を行わなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(発電設備等の変更に伴う接続検討の要否確認)</p> <p>第80条 (略)</p> <p>2 前項の<u>規定</u>にかかわらず、特定系統連系希望者については、本機関に対して、接続検討の要否確認を行うことができる。ただし、経済産業大臣から一般送配電事業の許可を受けている系統連系希望者又は一般送配電事業者が親子法人等である系統連系希望者が、特定発電設備等に関する接続検討の要否の確認を希望する場合は、本機関に対し、要否の確認を行わなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p>
<p>(接続検討の検討料)</p> <p>第83条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第89条第1項第3号による接続検討で、検討料を支払った当初の接続検討の回答日から1年以内に受け付けた接続検討の申込みの場合</p> <p>2 (略)</p>	<p>(接続検討の検討料)</p> <p>第83条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第89条第1項第3号の<u>規定</u>による接続検討で、検討料を支払った当初の接続検討の回答日から1年以内に受け付けた接続検討の申込みの場合</p> <p>2 (略)</p>
<p>(接続検討の回答)</p> <p>第85条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、前条第1項による検討結果が以下の条件に該当する場合には、前項の接続検討の回答書に、次の各号に記載する内容を明示しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 系統連系工事の規模等に照らし、対象となる送電系統が効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括プロセスの対象となる可能性がある場合 業務規程第72条第3項第2号に掲げる内容</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 一般送配電事業者は、前条第1項による検討結果が、第2項第1号に掲げる条件に該当せず、かつ、第2項第2号に該当する場合には、業務規程第72条第3項第2号に準じて、系統連系希望者に対し、電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性があること及び同プロセス開始に至る手続について、必要な説明を行う。</p>	<p>(接続検討の回答)</p> <p>第85条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、前条第1項の<u>規定</u>による検討結果が以下の条件に該当する場合には、前項の接続検討の回答書に、次の各号に記載する内容を明示しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 系統連系工事の規模等に照らし、対象となる送電系統が効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性がある場合 業務規程第72条第3項第2号に掲げる内容</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 一般送配電事業者は、前条第1項の<u>規定</u>による検討結果が、第2項第1号に掲げる条件に該当せず、かつ、第2項第2号の<u>規定</u>に該当する場合には、業務規程第72条第3項第2号の<u>規定</u>に準じて、系統連系希望者に対し、電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性があること及び同プロセス開始に至る手続について、必要な説明を行う。</p>
<p>(接続検討の回答期間)</p> <p>第86条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号に該当しない場合 接続検討の申込みの受付日から3か月</p>	<p>(接続検討の回答期間)</p> <p>第86条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号の<u>規定</u>に該当しない場合 接続検討の申込みの受付日から3か月</p>
<p>(発電設備等に関する契約申込みの保証金)</p> <p>第88条の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 その他前各号に準じる正当な理由が生じたこと</p>	<p>(発電設備等に関する契約申込みの保証金)</p> <p>第88条の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 その他前各号の<u>規定</u>に準じる正当な理由が生じたこと</p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い)</p> <p>第 8 9 条 第 8 8 条第 1 項にかかわらず、一般送配電事業者は、第 7 9 条第 1 項に掲げる場合において、次の各号に掲げるときは、発電設備等に関する契約申込みを受け付けず、接続検討の申込みその他の適切な対応を行うよう求めるものとする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 1 項第 2 号及び第 3 号にかかわらず、一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの内容と接続検討の回答内容の差異又は接続検討の前提となる事実関係の変動が契約申込みに伴う技術検討の内容に影響を与えないことが明らかであると認める場合は、発電設備等に関する契約申込みを受け付けることができる。</p>	<p>(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い)</p> <p>第 8 9 条 第 8 8 条第 1 項の<u>規定</u>にかかわらず、一般送配電事業者は、第 7 9 条第 1 項に掲げる場合において、次の各号に掲げるときは、発電設備等に関する契約申込みを受け付けず、接続検討の申込みその他の適切な対応を行うよう求めるものとする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p><u>七 第 1 2 0 条の 4 第 1 項第 5 号に掲げる場合</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 1 項第 2 号及び第 3 号の<u>規定</u>にかかわらず、一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの内容と接続検討の回答内容の差異又は接続検討の前提となる事実関係の変動が契約申込みに伴う技術検討の内容に影響を与えないことが明らかであると認める場合は、発電設備等に関する契約申込みを受け付けることができる。</p>
<p>(計画策定プロセス開始の要否の確認)</p> <p>第 9 1 条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに系統連系工事の概要等を本機関に報告し、業務規程第 5 1 条第 1 号に<u>基づき</u>、計画策定プロセスが開始されるか否かを確認しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第 1 2 0 条の 4 第 1 項第 1 号により系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者は、本機関から計画策定プロセスを開始しない旨の通知を受領した後に、発電設備等に関する契約申込みに対する検討及び回答を行うものとし、第 3 3 条第 4 項による通知の受領前に行った回答は無効とする。</p>	<p>(計画策定プロセス開始の要否の確認)</p> <p>第 9 1 条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに系統連系工事の概要等を本機関に報告し、業務規程第 5 1 条第 1 号の<u>規定により</u>、計画策定プロセスが開始されるか否かを確認しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第 1 2 0 条の 4 第 1 項第 1 号の<u>規定</u>により系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者は、本機関から計画策定プロセスを開始しない旨の通知を受領した後に、発電設備等に関する契約申込みに対する検討及び回答を行うものとし、第 3 3 条第 4 項の<u>規定</u>による通知の受領前に行った回答は無効とする。</p>
<p>(暫定的な容量確保の特例)</p> <p>第 9 3 条 (略)</p> <p>一 本機関から業務規程第 6 4 条、第 9 1 条第 3 項、第 9 5 条第 2 項及び第 9 6 条第 3 項の通知を受けた場合 当該通知の内容</p> <p>二 第 1 2 0 条の 4 第 1 項に<u>基づき</u>電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合 第 1 2 1 条の 2 第 1 項において定めた内容</p>	<p>(暫定的な容量確保の特例)</p> <p>第 9 3 条 (略)</p> <p>一 本機関から業務規程第 6 4 条の通知を受けた場合 当該通知の内容</p> <p>二 第 1 2 0 条の 4 第 1 項の<u>規定</u>により電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合 第 1 2 1 条の 2 第 1 項において定めた内容</p>
<p>(送電系統の容量確保の取消し)</p> <p>第 9 4 条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、前 2 条に<u>基づき</u>暫定的に確保した送電系統の容量の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>一～五 (略)</p>	<p>(送電系統の容量確保の取消し)</p> <p>第 9 4 条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、前 2 条の<u>規定</u>により暫定的に確保した送電系統の容量の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>一～五 (略)</p>
<p>(発電設備等に関する契約申込みに対する検討)</p> <p>第 9 5 条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの受付後、第 8 4 条第 1 項に<u>準じ</u>、当該契約申込みに対する検討を実施する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(発電設備等に関する契約申込みに対する検討)</p> <p>第 9 5 条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの受付後、第 8 4 条第 1 項の<u>規定</u>に<u>準じて</u>、当該契約申込みに対する検討を実施する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(送電系統の容量の確定)</p> <p>第 9 7 条 一般送配電事業者は、前条又は第 1 2 3 条の 4 の回答が系統連系希望者の希望する連系等を承諾する旨の回答（以下「連系承諾」という。）である場合には、連系承諾の通知時点をもって、第 9 2 条に<u>基づき</u>暫定的に確保した送電系統の容量を確定させる。</p>	<p>(送電系統の容量の確定)</p> <p>第 9 7 条 一般送配電事業者は、前条又は第 1 2 3 条の 4 の回答が系統連系希望者の希望する連系等を承諾する旨の回答（以下「連系承諾」という。）である場合には、連系承諾の通知時点をもって、第 9 2 条の<u>規定</u>により暫定的に確保した送電系統の容量を確定させる。</p>

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p>2 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる事情が生じた場合には、前項によって確定した送電系統の容量を取り消す。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 第105条第1項第2号から第5号に基づき連系承諾後に連系等を拒んだ場合</p>	<p>2 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる事情が生じた場合には、前項の規定により確定した送電系統の容量を取り消す。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 第105条第1項第2号から第5号までの規定により連系承諾後に連系等を拒んだ場合</p>
<p>（発電設備等に関する契約申込みの回答期間）</p> <p>第98条 （略）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 前号に該当しない場合 契約申込みの受付日から6か月又は系統連系希望者と合意した期間</p>	<p>（発電設備等に関する契約申込みの回答期間）</p> <p>第98条 （略）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 前号の規定に該当しない場合 契約申込みの受付日から6か月又は系統連系希望者と合意した期間</p>
<p>（発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合の取扱い）</p> <p>第99条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 一般送配電事業者は、本機関が業務規程第97条第1項の確認及び検証により、検討結果が妥当であると判断し、その旨の通知を受けたときは、速やかに特定系統連系希望者に検討結果の回答を行わなければならない。ただし、第2項ただし書により回答を行っている場合は、この限りでない。</p>	<p>（発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合の取扱い）</p> <p>第99条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 一般送配電事業者は、本機関が業務規程第97条第1項の確認及び検証により、検討結果が妥当であると判断し、その旨の通知を受けたときは、速やかに特定系統連系希望者に検討結果の回答を行わなければならない。ただし、第2項ただし書の規定により回答を行っている場合は、この限りでない。</p>
<p>（連系承諾後に連系等を拒むことができる場合）</p> <p>第105条 （略）</p> <p>一 第97条第2項第1号及び第2号に基づき送電系統の容量を取り消した場合</p> <p>二～五 （略）</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項に基づき連系等を拒む場合には、その理由を系統連系希望者に、書面をもって、説明する。</p>	<p>（連系承諾後に連系等を拒むことができる場合）</p> <p>第105条 （略）</p> <p>一 第97条第2項第1号及び第2号の規定により送電系統の容量を取り消した場合</p> <p>二～五 （略）</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項の規定により連系等を拒む場合には、その理由を系統連系希望者に、書面をもって、説明する。</p>
<p>（発電設備等系統アクセス業務における工事費負担金）</p> <p>第106条 （略）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 電源接続案件一括検討プロセスの場合 業務規程第80条に基づき本機関が定めた手続その他の事項（以下「電源接続案件一括検討プロセスの手続等」という。）にしたがって決定された金額</p> <p>三 本機関が、業務規程第59条に基づき受益者間の費用負担割合を決定した場合 同決定に基づいて算出された金額</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項第1号に基づく工事費負担金の具体的な算出方法について定め、公表する。</p>	<p>（発電設備等系統アクセス業務における工事費負担金）</p> <p>第106条 （略）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 電源接続案件一括検討プロセスの場合 業務規程第80条の規定により本機関が定めた手続その他の事項（以下「電源接続案件一括検討プロセスの手続等」という。）にしたがって決定された金額</p> <p>三 本機関が、業務規程第59条の規定により受益者間の費用負担割合を決定した場合 同決定に基づいて算出された金額</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項第1号の規定による工事費負担金の具体的な算出方法について定め、公表する。</p>
<p>（同一法人である一般送配電事業者に発電設備等の連系等を希望する場合）</p> <p>第108条 系統連系希望者が、自らが維持及び運用を行う発電設備等について、一般送配電事業者として自らが運用する送電系統への連系等を希望する場合には、この節の規定は、「契約申込み」を「系統連系の申込み」と読み替えて適用する。ただし、第83条、第103条及び第111条は適用しない。</p>	<p>（同一法人である一般送配電事業者に発電設備等の連系等を希望する場合）</p> <p>第108条 系統連系希望者が、自らが維持し、及び運用する発電設備等について、一般送配電事業者として自らが運用する送電系統への連系等を希望する場合には、この節の規定は、「契約申込み」を「系統連系の申込み」と読み替えて適用する。ただし、第83条、第103条及び第111条の規定は適用しない。</p>
<p>（本機関が受け付けた事前相談に関する検討）</p> <p>第110条 一般送配電事業者は、本機関が受け付けた事前相談に関して業務規程第69条第1項に基づく依頼を受けた場合は、事前相談の検討を行い、本機関から特定系統連系希望者への回答予定日の5営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。</p>	<p>（本機関が受け付けた事前相談に関する検討）</p> <p>第110条 一般送配電事業者は、本機関が受け付けた事前相談に関して業務規程第69条第1項の規定による依頼を受けた場合は、事前相談の検討を行い、本機関から特定系統連系希望者への回答予定日の5営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。</p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
2・3 (略)	2・3 (略)
(本機関が受け付けた接続検討) 第112条 一般送配電事業者は、本機関が受け付けた接続検討に関して業務規程第71条第2項、業務規程第81条第2項及び業務規程第82条第2項に基づく依頼を受けた場合は、接続検討を行い、本機関から特定系統連系希望者への回答予定日の7営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。	(本機関が受け付けた接続検討) 第112条 一般送配電事業者は、本機関が受け付けた接続検討に関して業務規程第71条第2項、業務規程第81条第2項及び業務規程第82条第2項の規定による依頼を受けた場合は、接続検討を行い、本機関から特定系統連系希望者への回答予定日の7営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。
2・3 (略)	2・3 (略)
(本機関が受け付けた接続検討の要否確認) 第113条 一般送配電事業者は、本機関が受け付けた接続検討の要否確認に関して、業務規程第74条第1項に基づく確認の依頼を受けた場合は、速やかに接続検討の要否について検討を行い、検討結果を本機関に提出しなければならない。	(本機関が受け付けた接続検討の要否確認) 第113条 一般送配電事業者は、本機関が受け付けた接続検討の要否確認に関して、業務規程第74条第1項の規定による確認の依頼を受けた場合は、速やかに接続検討の要否について検討を行い、検討結果を本機関に提出しなければならない。
2 (略)	2 (略)
(同一法人である一般送配電事業者の需要設備への電気の供給を行う場合) 第119条 系統連系希望者が、一般送配電事業者として自らが運用する送電系統に連系している需要設備に対して、新たな電気の供給又は契約電力の増加等を希望する場合には、この節の規定は、「契約申込み」を「系統連系の申込み」と読み替えて準用する。ただし、前条は準用しない。	(同一法人である一般送配電事業者の需要設備への電気の供給を行う場合) 第119条 系統連系希望者が、一般送配電事業者として自らが運用する送電系統に連系している需要設備に対して、新たな電気の供給又は契約電力の増加等を希望する場合には、この節の規定は、「契約申込み」を「系統連系の申込み」と読み替えて準用する。ただし、前条の規定は準用しない。
(系統連系希望者による電源接続案件一括検討プロセス開始の申込み) 第120条 (略)	(系統連系希望者による電源接続案件一括検討プロセス開始の申込み) 第120条 (略)
2 前項にかかわらず、系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合は、電源接続案件一括検討プロセスの申込みを行うことはできない。 一 系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる場合で、系統連系希望者が、業務規程第51条第2号に基づき広域系統整備に関する提起を行っている場合	2 前項の規定にかかわらず、系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合は、電源接続案件一括検討プロセスの申込みを行うことはできない。 一 系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる場合で、系統連系希望者が、業務規程第51条第2号の規定により広域系統整備に関する提起を行っている場合
二・三 (略)	二・三 (略)
(電源接続案件一括検討プロセスの開始検討料) 第120条の3 (略)	(電源接続案件一括検討プロセスの開始検討料) 第120条の3 (略)
2 (略)	2 (略)
3 開始検討料は、第83条に定める接続検討の検討料と同額とし、当該系統連系希望者の第122条に基づき同プロセスにおける接続検討申込みに伴う検討料に充当する。	3 開始検討料は、第83条に定める接続検討の検討料と同額とし、当該系統連系希望者の第122条の規定による同プロセスにおける接続検討申込みに伴う検討料に充当する。
4 (略)	4 (略)
(電源接続案件一括検討プロセスの開始) 第120条の4 (略)	(電源接続案件一括検討プロセスの開始) 第120条の4 (略)
一 一般送配電事業者が、第120条の2に基づく申込みの受付後、当該申込みの対象となる送電系統について、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要と判断した場合	一 一般送配電事業者が、第120条の2の規定による申込みの受付後、当該申込みの対象となる送電系統について、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要と判断した場合
二 (略)	二 (略)
三 本機関から業務規程第75条第1項に基づき要請を受けた場合	三 本機関から業務規程第75条第1項の規定により要請を受けた場合
四 本機関から業務規程第96条第1項に基づき要請を受けた場合	四 一般送配電事業者が、第124条第2項に掲げる期間において、過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、連系等を行うことが見込まれる発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量を超過すると判断した場合
(新設)	五 一般送配電事業者が、第124条第2項に掲げる期間において、発電設備等の休止又は廃止等の

変 更 前 (変更点以下線)	変 更 後 (変更点以下線)
<p>2 一般送配電事業者は、第120条の2に基づく申込みの受付後、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要ない旨を判断した場合は、系統連系希望者に対し、その旨を通知するとともに必要な説明を行う。</p> <p>3 一般送配電事業者は、第1項各号に基づき電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合及び第2項に基づき同プロセスを開始しない場合は、本機関に対し、その旨及びその理由を報告する。</p> <p>4 <u>一般送配電事業者は、第1項第4号の場合は、第121条の2に準じて、必要事項を定め公表した上で募集対象となる送電系統への系統連系希望者の募集を省略し、第122条の3に基づく、接続検討の申込みに対する検討から実施することができる。</u></p>	<p><u>手続(第107条に規定する手続により最大受電電力が減少された場合を含む。以下「休業止等手続」という。)の対象となる送電系統を対象とする第88条第1項に規定する申込書類を受領した場合において、系統連系希望者間の情報取得の公平性の観点から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要と判断した場合</u></p> <p>2 一般送配電事業者は、第120条の2の規定による申込みの受付後、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要ない旨を判断した場合又は第1項第4号若しくは第5号の規定により電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合は、系統連系希望者に対し、その旨を通知するとともに必要な説明を行う。</p> <p>3 一般送配電事業者は、第1項各号の規定により電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合及び第2項の規定により同プロセスを開始しない場合は、本機関に対し、その旨及びその理由を報告する。(削る)</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスの手続等の遵守)</p> <p>第121条 一般送配電事業者及び電源接続案件一括プロセスに参加する系統連系希望者は、電源接続案件一括検討プロセスの手続等にしがうものとする。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスの手続等の遵守)</p> <p>第121条 一般送配電事業者及び電源接続案件一括検討プロセスに参加する系統連系希望者は、電源接続案件一括検討プロセスの手続等にしがうものとする。</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスの前提条件の策定等)</p> <p>第121条の2 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスの開始にあたって、同プロセスの対象となる送電系統の増強の概要、募集対象エリア、電源接続のために必要となる送電系統に暫定的に確保する容量その他の同プロセスの前提条件について検討を行い、これを定める。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスの前提条件の策定等)</p> <p>第121条の2 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスの開始にあたって、同プロセスの対象となる送電系統の増強の概要、募集対象エリア、電源接続のために必要となる送電系統に暫定的に確保する容量その他の同プロセスの前提条件について検討を行い、これを定める。<u>ただし、第120条の4第1項第4号又は第5号の規定により、電源接続案件一括検討プロセスを開始するときは、同プロセスの対象となる送電系統の増強の概要についての検討を省略することができる。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答)</p> <p>第122条の4 一般送配電事業者は、前条第1項の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、第85条第1項に準じ書面にて回答するとともに必要な説明を行う。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答)</p> <p>第122条の4 一般送配電事業者は、前条第1項の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、第85条第1項の規定に準じて書面にて回答するとともに必要な説明を行う。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(系統連系希望者からの再接続検討の申込みの受付等)</p> <p>第122条の8 一般送配電事業者は、前条第1項に基づく、募集対象となる送電系統への連系等を希望する系統連系希望者の再接続検討の申込みの受付を行う。</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(系統連系希望者からの再接続検討の申込みの受付等)</p> <p>第122条の8 一般送配電事業者は、前条第1項の規定による募集対象となる送電系統への連系等を希望する系統連系希望者の再接続検討の申込みの受付を行う。</p> <p>2～6 (略)</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスの保証金)</p> <p>第122条の9 系統連系希望者は、第122条の7における再接続検討を申込み場合は、業務規程第82条の2に定める算定方法に応じた保証金を、速やかに支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者はその旨を通知しなければならない。ただし、保証金を要しない場合は除く。</p> <p>2 系統連系希望者が支払った保証金は、当該系統連系希望者が負担する工事費負担金又は第123条に基づき締結する工事費負担金の補償に関する契約に基づく補償金に充当する。</p> <p>3 (略)</p> <p>一 工事費負担金の額が、第122条の7第2項において申告した負担可能上限額を上回る場合</p> <p>二～四 (略)</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスの保証金)</p> <p>第122条の9 系統連系希望者は、第122条の7の規定により再接続検討を申込み場合は、業務規程第82条の2に定める算定方法に応じた保証金を、速やかに支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者はその旨を通知しなければならない。ただし、保証金を要しない場合は除く。</p> <p>2 系統連系希望者が支払った保証金は、当該系統連系希望者が負担する工事費負担金又は第123条の規定により締結する工事費負担金の補償に関する契約に基づく補償金に充当する。</p> <p>3 (略)</p> <p>一 工事費負担金の額が、第122条の7第2項の規定により申告した負担可能上限額を上回る場合</p> <p>二～四 (略)</p>

変更前（変更点の下線）	変更後（変更点の下線）
<p>（電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の回答）</p> <p>第122条の11 一般送配電事業者は、前条の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、第85条第1項に<u>準じ</u>書面にて回答するとともに必要な説明を行う。ただし、検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった者に対しては、その旨を回答する。</p>	<p>（電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の回答）</p> <p>第122条の11 一般送配電事業者は、前条の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、第85条第1項の<u>規定に準じて</u>書面にて回答するとともに必要な説明を行う。ただし、検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった者に対しては、その旨を回答する。</p>
<p>（電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込み）</p> <p>第123条 第122条の11の回答を受領した系統連系希望者は、回答内容を踏まえ、募集対象となる送電系統への連系等を希望する場合には、一般送配電事業者に対し、電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みを行わなければならない。</p> <p>2 前項の申込みを行う系統連系希望者は、申込みに伴い、一般送配電事業者と工事費負担金の補償に関する契約を締結しなければならない。</p>	<p>（電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込み）</p> <p>第123条 第122条の11の規定による回答又は第123条の9の規定による通知を受領した系統連系希望者は、回答内容を踏まえ、募集対象となる送電系統への連系等を希望する場合には、一般送配電事業者に対し、電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みを行わなければならない。</p> <p>2 前項の<u>規定により</u>申込みを行う系統連系希望者は、申込みに伴い、一般送配電事業者と工事費負担金の補償に関する契約を締結しなければならない。ただし、第123条の9の規定による通知を受領した系統連系希望者が契約申込みを行う場合においては、その限りではない。</p>
<p>（電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付）</p> <p>第123条の2 一般送配電事業者は、前条の電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>（電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付）</p> <p>第123条の2 一般送配電事業者は、前条の電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第123条の9の規定により電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略したときは、第88条の2に規定する保証金を要しない場合を除き、当該保証金が入金されていることを確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。</p> <p>2～4 （略）</p>
<p>第123条の3 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付後、第84条第1項に<u>準じ</u>、当該契約申込みに対する検討を実施する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>第123条の3 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付後、第84条第1項の<u>規定に準じて</u>、当該契約申込みに対する検討を実施する。</p> <p>2 （略）</p>
<p>（電源接続案件一括検討プロセスの中止等）</p> <p>第123条の8 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 一般送配電事業者は、業務規程第89条に<u>基づき</u>、本機関が電源接続案件一括検討プロセスの中止又は中断を要請した場合には、当該要請に従うものとする。</p>	<p>（電源接続案件一括検討プロセスの中止等）</p> <p>第123条の8 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 一般送配電事業者は、業務規程第89条の<u>規定により</u>、本機関が電源接続案件一括検討プロセスの中止又は中断を要請した場合には、当該要請に従うものとする。</p>
<p>（新設）</p>	<p>（<u>電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部の省略</u>）</p> <p>第123条の9 <u>一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおける検討において増強工事が不要となった等の理由により、電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略しても系統連系希望者に不利益が生じず、かつ、系統連系希望者間の公平性を害しないと判断したときは、電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略することができる。この場合において、一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、その旨及び電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込手続の内容を書面にて通知し、必要な説明を行う。</u></p>
<p>第3節 リプレース案件系統連系募集プロセス</p>	<p>（削る）</p>
<p>（<u>リプレース案件の対象となる資本関係及び契約関係</u>）</p> <p>第124条 業務規程第90条第1項第2号に定めるリプレース対象事業者は、リプレース対象廃止計画を提出した発電事業者及び当該発電事業者と次の各号に掲げる資本関係又は契約関係を有する者とする。</p>	<p>（<u>電源廃止等により10万キロワット以上連系可能量が増加する場合の取扱い</u>）</p> <p>第124条 <u>一般送配電事業者は、休廃止等手続により、連系可能量が10万キロワット以上増加することが確実に見込まれるときは、当該休廃止等手続により増加する連系可能量、増加する時期及び連系可能量が増加する送電系統を系統情報ガイドラインに基づき、速やかに自身のウェブサイトにおい</u></p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>一 <u>資本関係を有する者 次のア及びイに掲げる者</u> ア <u>当該発電事業者の親子法人等</u> イ <u>当該発電事業者の関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条に定める者をいう。以下同じ。）並びに当該発電事業者の親子法人等の関連会社</u></p> <p>二 <u>契約関係を有する者 次のアからウに掲げる者</u> ア <u>当該発電事業者と新設発電設備等を共同で開発又は維持、運用する契約を締結し、又は、締結することを予定している電気供給事業者</u> イ <u>当該発電事業者と新設発電設備等から発電される電気を受給する契約（FIT法に基づく特定契約を除く。）を締結し、又は、締結することを予定している電気供給事業者</u> ウ <u>この号ア及びイに掲げる電気供給事業者と前号に掲げる資本関係がある者</u> (新設)</p>	<p><u>て公表する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、一般送配電事業者は、この章の規定の適用については前項の規定により公表した日より12か月が経過するまでの間は、休廃止等手続の対象となる発電設備等が休廃止等手続前における最大受電電力のまま連系され、稼働しているものとみなして取り扱う。ただし、休廃止等手続の対象となる送電系統を対象とする電源接続案件一括検討プロセスにおいてはこの限りではない。</u></p>
<p><u>(リプレースに該当する可能性がある場合の報告)</u> 第125条 <u>リプレース対象廃止計画を提出した発電事業者は、業務規程第90条第1項第3号の場合に該当するときは、その旨を本機関に報告しなければならない。</u></p>	<p>第125条 <u>削除</u></p>
<p><u>(リプレースの該当性判断のための確認)</u> 第126条 <u>リプレース対象事業者及び関係する電気供給事業者は、業務規程第90条第2項に基づき、本機関からリプレースの該当性を判断するために必要な事項の確認を受けた場合は、本機関が指定する期日までに、これに回答しなければならない。</u> 2 <u>リプレース対象事業者及び関係する電気供給事業者は、本機関が指定する期日までに、前項の回答ができない場合には、その理由を本機関に報告しなければならない。</u></p>	<p>第126条 <u>削除</u></p>
<p><u>(リプレースに係る系統アクセス情報の報告)</u> 第127条 <u>一般送配電事業者は、系統連系希望者から10万キロワット以上の発電設備等の停止若しくは発電抑制を前提とした発電設備等の接続検討の申込み又は契約申込みを受け付けた場合は、速やかに本機関に報告しなければならない。</u></p>	<p>第127条 <u>削除</u></p>
<p><u>(リプレース案件系統連系募集プロセスへの応募)</u> 第128条 <u>プロセス対象送電系統に対する系統連系希望者は、本機関が策定した募集要綱に従い、リプレース案件系統連系募集プロセスへ応募する。</u></p>	<p>第128条 <u>削除</u></p>
<p><u>(リプレース案件系統連系募集プロセスにおける契約申込み)</u> 第129条 <u>リプレース案件系統連系募集プロセスに応募した系統連系希望者は、業務規程第95条の通知及び接続検討の回答を受けた場合において、発電設備等とプロセス対象送電系統との連系等を希望するときは、速やかに、一般送配電事業者に対し、契約申込みを行わなければならない。</u></p>	<p>第129条 <u>削除</u></p>
<p><u>(廃止を伴う新設発電設備等の契約申込みの制限)</u> 第130条 <u>リプレース対象事業者は、リプレース対象廃止計画を提出した発電事業者が、最大受電電力が10万キロワット以上のリプレース発電設備等を廃止する場合において、業務規程第90条第1</u></p>	<p>第130条 <u>削除</u></p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>項第3号の場合に該当するときは、廃止日から12か月が経過するまでの間、リブレース案件系統連系募集プロセス（業務規程第96条に基づき、同プロセス後に電源接続案件募集プロセスが開始された場合を含む。）によらずに、新設発電設備等に関する契約申込みを行うことができない。ただし、次の各号に掲げるときはこの限りでない。</p> <p>一 業務規程第90条第1項第2号ただし書に該当するとき</p> <p>二 全国又は供給区域の需給状況等に鑑み、本機関が発電設備等の連系を認める必要があると認めたとき</p>	
<p>(リブレース案件系統連系募集プロセスにおける廃止時期変更の制限)</p> <p>第131条 リブレース対象廃止計画を提出した発電事業者は、リブレース案件系統連系募集プロセスが開始された場合は、やむを得ない理由が無い限り、リブレース発電設備等の廃止時期を繰り延べてはならない。</p> <p>2 リブレース対象廃止計画を提出した発電事業者は、前項に掲げる場合において、発電設備等の廃止時期を繰り延べるときは、本機関にその理由を書面により提出しなければならない。</p>	<p>第131条・削除</p>
<p>第4節 その他</p>	<p>第3節 その他</p>
<p>(申込み・回答様式)</p> <p>第133条 (略)</p> <p>2 前項にかかわらず、系統連系希望者が、FIT法に定める特定契約及び接続供給契約又は振替供給契約を同時に申し込む場合の申込書及び回答書の様式については、各一般送配電事業者が自身のウェブサイトにおいて公表する。</p>	<p>(申込み・回答様式)</p> <p>第133条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、系統連系希望者が、FIT法に定める特定契約及び接続供給契約又は振替供給契約を同時に申し込む場合の申込書及び回答書の様式については、各一般送配電事業者が自身のウェブサイトにおいて公表する。</p>
<p>(本機関の系統アクセス業務等への協力)</p> <p>第136条 一般送配電事業者その他の電気供給事業者は、業務規程第103条及び第90条の規定に基づき、本機関から系統アクセス業務に係る情報提供その他の協力を求められた場合には、これに応じなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(本機関の系統アクセス業務等への協力)</p> <p>第136条 一般送配電事業者その他の電気供給事業者は、業務規程第103条及び第90条の規定により、本機関から系統アクセス業務に係る情報提供その他の協力を求められた場合には、これに応じなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(一般送配電事業者以外の者が維持・運用する電力設備の工事が含まれる場合の特則)</p> <p>第137条 (略)</p> <p>2 前項に基づき定める工事費負担金契約等の内容は第103条及び第118条と異なる定めをすることを妨げない。</p>	<p>(一般送配電事業者以外の者が維持・運用する電力設備の工事が含まれる場合の特則)</p> <p>第137条 (略)</p> <p>2 前項の規定により定める工事費負担金契約等の内容は第103条及び第118条と異なる定めをすることを妨げない。</p>
<p>(託送供給契約者による計画の提出)</p> <p>第138条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保の計画（調達先（卸電力取引所における前日スポット取引及び1時間前取引による調達を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。）</p> <p>三 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画（販売先（卸電力取引所における前日スポット取引及び1時間前取引による販売を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画</p>	<p>(託送供給契約者による計画の提出)</p> <p>第138条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保の計画（調達先（卸電力取引所における翌日取引及び1時間前取引による調達を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。）</p> <p>三 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画（販売先（卸電力取引所における翌日取引及び1時間前取引による販売を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販</p>

変更前(変更点以下線)	変更後(変更点以下線)
<p>以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。)。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 複数の託送供給契約者(自己等への電気の供給を行う者を除く。以下、この項及び次項において同じ。)が、託送供給契約に関する一般送配電事業者との協議及び託送供給の実施に関する事項についての権限を特定の託送供給契約者(以下「代表契約者」という。)に委任している場合においては、第1項にかかわらず、代表契約者が、当該複数の託送供給契約者の需要調達計画等を取りまとめ、需要調達計画等を提出しなければならない。</p> <p>5 (略)</p>	<p>売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 複数の託送供給契約者(自己等への電気の供給を行う者を除く。以下、この項及び次項において同じ。)が、託送供給契約に関する一般送配電事業者との協議及び託送供給の実施に関する事項についての権限を特定の託送供給契約者(以下「代表契約者」という。)に委任している場合においては、第1項の規定にかかわらず、代表契約者が、当該複数の託送供給契約者の需要調達計画等を取りまとめ、需要調達計画等を提出しなければならない。</p> <p>5 (略)</p>
<p>(発電契約者並びに一般送配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出)</p> <p>第139条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項第1号にかかわらず、発電契約者は、次の各号に掲げる場合において、発電地点別又は発電機別ごとの発電の内訳の記載を求められたときは、これを発電計画に記載しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(発電契約者並びに一般送配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出)</p> <p>第139条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項第1号の規定にかかわらず、発電契約者は、次の各号に掲げる場合において、発電地点別又は発電機別ごとの発電の内訳の記載を求められたときは、これを発電計画に記載しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>
<p>(再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置)</p> <p>第140条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 一般送配電事業者は、この号アにより特例契約者等が作成した様式に、実需給日の前々日16時まで、特例発電計画に係る太陽光電源又は風力電源の発電計画の値を入力する。また、実需給日の前日6時まで、入力した値について見直し、再入力する。</p> <p>二 (略)</p> <p>2 特例契約者等は、前項各号に基づいて一般送配電事業者が入力し、又は特例契約者等が作成し一般送配電事業者がその妥当性を確認した発電計画の内容にしたがって、実需給日の前日12時まで、発電販売計画等を本機関に提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置)</p> <p>第140条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 一般送配電事業者は、この号アの規定により特例契約者等が作成した様式に、実需給日の前々日16時まで、特例発電計画に係る太陽光電源又は風力電源の発電計画の値を入力する。また、実需給日の前日6時まで、入力した値について見直し、再入力する。</p> <p>二 (略)</p> <p>2 特例契約者等は、前項各号の規定により一般送配電事業者が入力し、又は特例契約者等が作成し一般送配電事業者がその妥当性を確認した発電計画の内容にしたがって、実需給日の前日12時まで、発電販売計画等を本機関に提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(特定送配電事業者による情報提出)</p> <p>第142条 (略)</p> <p>2 特定送配電事業者は、前項により提出した資料に変更がある場合は、都度、変更した資料を本機関に提出しなければならない。</p>	<p>(特定送配電事業者による情報提出)</p> <p>第142条 (略)</p> <p>2 特定送配電事業者は、前項の規定により提出した資料に変更がある場合は、都度、変更した資料を本機関に提出しなければならない。</p>
<p>(追加資料の提出)</p> <p>第143条 (略)</p> <p>2 託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者は、業務規程第110条又は前項に基づき、本機関又は一般送配電事業者から提出した計画その他の情報に対して、追加の資料の提出を求められた場合には、速やかにこれに応じなければならない。</p>	<p>(追加資料の提出)</p> <p>第143条 (略)</p> <p>2 託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者は、業務規程第110条又は前項の規定により、本機関又は一般送配電事業者から提出した計画その他の情報に対して、追加の資料の提出を求められた場合には、速やかにこれに応じなければならない。</p>
<p>(計画の変更)</p> <p>第144条 託送供給契約者、発電契約者又は需要抑制契約者は、需要調達計画等、発電販売計画等又</p>	<p>(計画の変更)</p> <p>第144条 託送供給契約者、発電契約者又は需要抑制契約者は、需要調達計画等、発電販売計画等又</p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>は需要抑制計画等に変更が生じた場合(本機関が業務規程第109条に基づき計画値を変更したことに伴い必要となる変更を含む。)、速やかに変更後の計画を本機関に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>は需要抑制計画等に変更が生じた場合(本機関が業務規程第109条の規定により計画値を変更したことに伴い必要となる変更を含む。)、速やかに変更後の計画を本機関に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(本機関の指示又は要請に基づく精算)</p> <p>第147条 業務規程第111条に基づき指示又は要請を受けた電気供給事業者は、業務規程第123条第1項及び第2項に定める協議において、本機関の指示又は要請に基づいて電気の供給、電気工作物の貸渡等を行った電気供給事業者の費用負担を勘案し、原則として、当該事業者に不利益が生じない合理的な額による精算を行う。</p>	<p>(本機関の指示又は要請に基づく精算)</p> <p>第147条 業務規程第111条の規定による指示又は要請を受けた電気供給事業者は、業務規程第123条第1項及び第2項に定める協議において、本機関の指示又は要請に基づいて電気の供給、電気工作物の貸渡等を行った電気供給事業者の費用負担を勘案し、原則として、当該事業者に不利益が生じない合理的な額による精算を行う。</p>
<p>(電力系統の監視)</p> <p>第152条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、小売電気事業者等が、法第2条の12第1項に規定する必要な供給力(法第27条の26第2項により準用する場合を含む。)を確保していないと認められる場合、当該小売電気事業者等に対して、供給力を確保するよう要請することができる。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(電力系統の監視)</p> <p>第152条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、小売電気事業者等が、法第2条の12第1項に規定する必要な供給力(法第27条の26第2項において準用する場合を含む。)を確保していないと認められる場合、当該小売電気事業者等に対して、供給力を確保するよう要請することができる。</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(下げ調整力の活用)</p> <p>第173条 一般送配電事業者は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等によって、供給区域の需要に対する電気の供給が余剰になると見込まれる場合は、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>一 一般送配電事業者が調整力としてあらかじめ確保した次のアからウに掲げる方法</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>二 一般送配電事業者からオンラインで調整ができる次のアからウに掲げる方法</p> <p>ア～ウ (略)</p>	<p>(下げ調整力の活用)</p> <p>第173条 一般送配電事業者は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等によって、供給区域の需要に対する電気の供給が余剰になると見込まれる場合は、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>一 一般送配電事業者が調整力としてあらかじめ確保した次のアからウまでに掲げる方法</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>二 一般送配電事業者からオンラインで調整ができる次のアからウまでに掲げる方法</p> <p>ア～ウ (略)</p>
<p>(下げ調整力が不足する場合の措置)</p> <p>第174条 (略)</p> <p>一 一般送配電事業者からオンラインで調整できない次のアからウに掲げる方法(第3号、第4号、第5号及び第7号に掲げる方法を除く。)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>二～七 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(下げ調整力が不足する場合の措置)</p> <p>第174条 (略)</p> <p>一 一般送配電事業者からオンラインで調整できない次のアからウまでに掲げる方法(第3号から第5号まで及び第7号に掲げる方法を除く。)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>二～七 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の調整)</p> <p>第177条 一般送配電事業者は、翌日の供給区域の下げ調整力不足又は下げ調整力の不足するおそれがある場合には、実需給日の前日12時以降において、本機関に対して、第174条第1項第2号のための電力量及び時間の調整を要請することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の調整)</p> <p>第177条 一般送配電事業者は、翌日の供給区域の下げ調整力不足又は下げ調整力の不足するおそれがある場合には、実需給日の前日12時以降において、本機関に対して、第174条第1項第2号に規定する長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の調整を要請することができる。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(実需給当日の長周期広域周波数調整の実施の手順)</p> <p>第178条 前条第1項の要請を行った一般送配電事業者は、業務規程第132条に基づき、本機関により仮決定された長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の通知を受けた場合には、実需給当日の需給バランスに基づき、長周期広域周波数調整の要否を検討する。</p> <p>2 前項の一般送配電事業者は、第174条第1項第3号から第5号の出力抑制に必要な時間を考慮の上、原則として、ゲートクローズ後、前項の長周期広域周波数調整の要否を判断し、長周期広域周波数調整が必要である場合には、必要となる電力量及び時間を本機関に通知する。</p>	<p>(実需給当日の長周期広域周波数調整の実施の手順)</p> <p>第178条 前条第1項の要請を行った一般送配電事業者は、業務規程第132条の規定により、本機関により仮決定された長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の通知を受けた場合には、実需給当日の需給バランスに基づき、長周期広域周波数調整の要否を検討する。</p> <p>2 前項の一般送配電事業者は、第174条第1項第3号から第5号までの出力抑制に必要な時間を考慮の上、原則として、ゲートクローズ後、前項の長周期広域周波数調整の要否を判断し、長周期広域周波数調整が必要である場合には、必要となる電力量及び時間を本機関に通知する。</p>

変 更 前 (変更点以下線)	変 更 後 (変更点以下線)
<p>3 (略)</p> <p>(下げ代不足を解消するための本機関に対する指示の要請)</p> <p>第182条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の要請を受けた場合には、一般送配電事業者が第174条第1項第1号から第5号の措置を講じた後に前項の指示を行う。ただし、下げ代不足を解消する緊急の必要性が認められる場合は、<u>第174条の定めによらず</u>、当該指示を行うことができる。</p>	<p>3 (略)</p> <p>(下げ代不足を解消するための本機関に対する指示の要請)</p> <p>第182条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の要請を受けた場合には、一般送配電事業者が第174条第1項第1号から第5号<u>までの措置</u>を講じた後に前項の指示を行う。ただし、下げ代不足を解消する緊急の必要性が認められる場合は、<u>第174条の規定にかかわらず</u>、当該指示を行うことができる。</p>
<p>(発電契約者等に対する出力制御等を行った場合の説明)</p> <p>第184条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、第174条第1項第1号から第5号(ただし、第2号を除く。)に定める出力抑制等を給電指令により行う際には、給電指令を受ける発電契約者等に対し、事前に、次の各号に掲げる事項について説明するとともに、当該事業者等と協議しなければならない。ただし、緊急時には事後速やかに説明を行えば足りるものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(発電契約者等に対する出力制御等を行った場合の説明)</p> <p>第184条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、第174条第1項第1号及び第3号から第5号までに規定する出力抑制等を給電指令により行う際には、給電指令を受ける発電契約者等に対し、事前に、次の各号に掲げる事項について説明するとともに、当該事業者等と協議しなければならない。ただし、緊急時には事後速やかに説明を行えば足りるものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(発電契約者等に対する出力抑制を行った場合の本機関への報告)</p> <p>第185条 一般送配電事業者は、発電契約者等に対し、第174条第1項第1号から第4号の出力抑制の給電指令を行った場合は、事後速やかに、本機関に前条第2項各号に掲げる事項の説明を行うとともに、これを裏付ける資料を提出しなければならない。</p>	<p>(発電契約者等に対する出力抑制を行った場合の本機関への報告)</p> <p>第185条 一般送配電事業者は、発電契約者等に対し、第174条第1項第1号から第4号<u>までの</u>出力抑制の給電指令を行った場合は、事後速やかに、本機関に前条第2項各号に掲げる事項の説明を行うとともに、これを裏付ける資料を提出しなければならない。</p>
<p>(下げ代不足時における短時間熱容量による運用容量の算出)</p> <p>第196条 特定の供給区域において下げ代不足が見込まれる場合において、前条第2項第1号の流通設備の熱容量に基づき運用容量が定められているときは、同号ただし書にかかわらず、下げ代不足が見込まれる期間に限定して、潮流の値を短時間熱容量に基づき算出することができる。ただし、下げ代不足が見込まれる供給区域において給電指令により迅速かつ確実に出力抑制を行うことができる電源がある場合に限る。</p>	<p>(下げ代不足時における短時間熱容量による運用容量の算出)</p> <p>第196条 特定の供給区域において下げ代不足が見込まれる場合において、前条第2項第1号の流通設備の熱容量に基づき運用容量が定められているときは、同号<u>ただし書の規定</u>にかかわらず、下げ代不足が見込まれる期間に限定して、潮流の値を短時間熱容量に基づき算出することができる。ただし、下げ代不足が見込まれる供給区域において給電指令により迅速かつ確実に出力抑制を行うことができる電源がある場合に限る。</p>
<p>(運用容量の算出断面)</p> <p>第197条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第195条第2項第1号から第3号により運用容量が定まる場合</p>	<p>(運用容量の算出断面)</p> <p>第197条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第195条第2項第1号から第3号<u>までの規定</u>により運用容量が定まる場合</p>
<p>(承認を受けた電源等の取扱い)</p> <p>第209条の2 業務規程第144条の2第2号の電源を有する承認電源等保有者は、翌々日の運用容量が公表された以降、発電に係る計画の変更はできないものとする。ただし、<u>前日スポット取引</u>へ影響が生じないのであれば発電に係る計画の変更はできる。また、<u>前日スポット取引</u>へ影響が生じる場合においても、次の各号の場合には、それぞれ当該各号に掲げる変更をすることができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 承認電源等保有者は、承認電源等に関し、業務規程第143条<u>に基づく混雑処理</u>がなされた場合であっても、混雑処理に伴う出力等の抑制を行うことを要しないものとする。</p>	<p>(承認を受けた電源等の取扱い)</p> <p>第209条の2 業務規程第144条の2第2号の電源を有する承認電源等保有者は、翌々日の運用容量が公表された以降、発電に係る計画の変更はできないものとする。ただし、<u>翌日取引</u>へ影響が生じないのであれば発電に係る計画の変更はできる。また、<u>翌日取引</u>へ影響が生じる場合においても、次の各号の場合には、それぞれ当該各号に掲げる変更をすることができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 承認電源等保有者は、承認電源等に関し、業務規程第143条の規定による混雑処理がなされた場合であっても、混雑処理に伴う出力等の抑制を行うことを要しないものとする。</p>
<p>(承認内容に変更があった場合の取扱い)</p> <p>第214条 (略)</p> <p>2 前項にかかわらず、業務規程第144条の2第2号に掲げる電源を有する承認電源等保有者は、承認内容を変更する年度の前々年度末までに、本機関に対して、当該承認内容の変更の申請を行わな</p>	<p>(承認内容に変更があった場合の取扱い)</p> <p>第214条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、業務規程第144条の2第2号に掲げる電源を有する承認電源等保有者は、承認内容を変更する年度の前々年度末までに、本機関に対して、当該承認内容の変更の申請を行</p>

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>ればならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>わなければならない。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(緊急時の発電機の出力の調整)</p> <p>第221条 混雑が発生した連系線に隣接する供給区域の一般送配電事業者は、業務規程第143条から第143条の5までの規定に基づき混雑処理を行うまでの間の電力系統の安定性を確保するため、必要に応じ、当該連系線の潮流を抑制する相殺潮流が流れるよう一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整を行う。</p>	<p>(緊急時の発電機の出力の調整)</p> <p>第221条 混雑が発生した連系線に隣接する供給区域の一般送配電事業者は、業務規程第143条から第143条の5までの規定による混雑処理を行うまでの間の電力系統の安定性を確保するため、必要に応じ、当該連系線の潮流を抑制する相殺潮流が流れるよう一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整を行う。</p>
<p>(作業停止計画の原案の提出)</p> <p>第230条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、業務規程第157条第2項に基づき、本機関が発電計画提出者から提出を受けた電力設備の作業停止計画の原案の送付を受ける。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(作業停止計画の原案の提出)</p> <p>第230条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、業務規程第157条第2項の規定により、本機関が発電計画提出者から提出を受けた電力設備の作業停止計画の原案の送付を受ける。</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(本機関に対する作業停止計画の提出)</p> <p>第232条 一般送配電事業者は、第230条第1項又は第2項により、作業停止計画の原案を受け取ったときは、広域連系系統等の作業停止計画(当該一般送配電事業者の作業停止計画に関するものを含む。)を速やかに本機関に提出する。</p>	<p>(本機関に対する作業停止計画の提出)</p> <p>第232条 一般送配電事業者は、第230条第1項又は第2項の規定により、作業停止計画の原案を受け取ったときは、広域連系系統等の作業停止計画(当該一般送配電事業者の作業停止計画に関するものを含む。)を速やかに本機関に提出する。</p>
<p>(調整対象作業停止計画の原案の調整)</p> <p>第233条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、必要に応じ、第230条第3項に基づき作業停止計画の原案の提出前に、事前調整を行うことができる。</p>	<p>(調整対象作業停止計画の原案の調整)</p> <p>第233条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、必要に応じ、第230条第3項の規定による作業停止計画の原案の提出前に、事前調整を行うことができる。</p>
<p>(作業停止計画の調整案の提出・取りまとめ)</p> <p>第234条 作業停止計画提出者は、第230条第1項に準じ、業務規程第158条第1項及び前条の調整を踏まえ、別表12-1に定める期日までに、原案から調整された作業停止計画の調整案を提出する。</p> <p>2 一般送配電事業者は、第230条第2項に準じ、本機関が発電計画提出者から提出を受けた電力設備の作業停止計画の調整案の送付を受ける。</p> <p>3 一般送配電事業者は、前各項により、作業停止計画の調整案を受け取ったときは、第232条に準じ、広域連系系統等の作業停止計画を本機関に提出する。</p>	<p>(作業停止計画の調整案の提出・取りまとめ)</p> <p>第234条 作業停止計画提出者は、第230条第1項の規定に準じて、業務規程第158条第1項及び前条の調整を踏まえ、別表12-1に定める期日までに、原案から調整された作業停止計画の調整案を提出する。</p> <p>2 一般送配電事業者は、第230条第2項の規定に準じて、本機関が発電計画提出者から提出を受けた電力設備の作業停止計画の調整案の送付を受ける。</p> <p>3 一般送配電事業者は、前各項の規定により、作業停止計画の調整案を受け取ったときは、第232条の規定に準じて、広域連系系統等の作業停止計画を本機関に提出する。</p>
<p>(作業停止計画の最終案の提出、承認)</p> <p>第236条 作業停止計画提出者は、第230条第1項に準じ、業務規程第160条第2項及び前条の調整を踏まえ、別表12-1に定める期日までに、調整案に対して最終調整された作業停止計画の最終案を提出する。</p> <p>2 一般送配電事業者は、第230条第2項に準じ、本機関が発電計画提出者から提出を受けた電力設備の作業停止計画の最終案の送付を受ける。</p> <p>3 一般送配電事業者は、前各項により作業停止計画の最終案を受け取ったときは、第232条に準じて、広域連系系統等の作業停止計画を本機関に提出する。</p> <p>4 一般送配電事業者は、第1項及び第2項により調整対象作業停止計画の最終案を受け取ったときは、これを承認する。</p>	<p>(作業停止計画の最終案の提出、承認)</p> <p>第236条 作業停止計画提出者は、第230条第1項の規定に準じて、業務規程第160条第2項及び前条の調整を踏まえ、別表12-1に定める期日までに、調整案に対して最終調整された作業停止計画の最終案を提出する。</p> <p>2 一般送配電事業者は、第230条第2項の規定に準じて、本機関が発電計画提出者から提出を受けた電力設備の作業停止計画の最終案の送付を受ける。</p> <p>3 一般送配電事業者は、前各項の規定により作業停止計画の最終案を受け取ったときは、第232条の規定に準じて、広域連系系統等の作業停止計画を本機関に提出する。</p> <p>4 一般送配電事業者は、第1項及び第2項の規定により調整対象作業停止計画の最終案を受け取ったときは、これを承認する。</p>
<p>(承認された作業停止計画に関する情報の提供等)</p> <p>第237条 一般送配電事業者は、業務規程第162条第1項により、本機関から本機関が承認した広</p>	<p>(承認された作業停止計画に関する情報の提供等)</p> <p>第237条 一般送配電事業者は、業務規程第162条第1項の規定により、本機関から本機関が承認</p>

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>域連系系統等の作業停止計画の送付を受ける。</p> <p>2 (略)</p>	<p>した広域連系系統等の作業停止計画の送付を受ける。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(広域調整作業停止計画の調整案に対する再調整の申出)</p> <p>第238条 広域連系系統等の作業停止計画により、発電計画に影響が生じる発電計画提出者は、業務規程第159条第3項に基づき共有された広域連系系統等の作業停止計画の調整案に対して、本機関による作業停止計画の再調整を申し出ることができる。</p>	<p>(広域調整作業停止計画の調整案に対する再調整の申出)</p> <p>第238条 広域連系系統等の作業停止計画により、発電計画に影響が生じる発電計画提出者は、業務規程第159条第3項の規定により共有された広域連系系統等の作業停止計画の調整案に対して、本機関による作業停止計画の再調整を申し出ることができる。</p>
<p>(作業停止計画の提出の省略)</p> <p>第240条 (略)</p> <p>2 前項により、作業停止計画提出者が作業停止計画の提出を省略した場合は、一般送配電事業者は、当該作業停止計画提出者の調整対象作業停止計画に変更がないものとして、当該作業停止計画の調整を行う。</p>	<p>(作業停止計画の提出の省略)</p> <p>第240条 (略)</p> <p>2 前項の規定により、作業停止計画提出者が作業停止計画の提出を省略した場合は、一般送配電事業者は、当該作業停止計画提出者の調整対象作業停止計画に変更がないものとして、当該作業停止計画の調整を行う。</p>
<p>(作業停止計画の変更及び追加)</p> <p>第241条 作業停止計画提出者は、作業停止計画の年間計画又は月間計画の承認以降、需給状況及び系統状況の変化並びに突発的な設備異常等により、やむを得ない年間計画又は月間計画の変更(取りやめを含む。以下同じ。)又は追加(計画外の作業停止を含む。以下同じ。)がある場合には、その理由を付して、第230条第1項に準じて、変更後の作業停止計画(以下「作業停止変更計画」という。)を一般送配電事業者に提出する。</p> <p>2 作業停止計画提出者は、作業停止計画の原案の提出から最終案の承認までの間であっても、当該事業者が最後に提出した作業停止計画の原案、調整案又は最終案の変更又は追加が必要となったときは、その理由を付して、第230条第1項に準じて、速やかに作業停止変更計画を一般送配電事業者に提出する。</p> <p>3 一般送配電事業者は、前各項により広域連系系統等の作業停止変更計画を受け取った場合には、第232条に準じて、本機関に提出する。</p> <p>4 一般送配電事業者は、調整対象の作業停止変更計画を受け取ったときは、第233条に準じて調整を行い、必要に応じ、作業停止変更計画の見直しを求める。</p> <p>5 一般送配電事業者は、前項の調整後、調整対象の作業停止変更計画を第236条第4項に準じて承認する。</p>	<p>(作業停止計画の変更及び追加)</p> <p>第241条 作業停止計画提出者は、作業停止計画の年間計画又は月間計画の承認以降、需給状況及び系統状況の変化並びに突発的な設備異常等により、やむを得ない年間計画又は月間計画の変更(取りやめを含む。以下同じ。)又は追加(計画外の作業停止を含む。以下同じ。)がある場合には、その理由を付して、第230条第1項の規定に準じて、変更後の作業停止計画(以下「作業停止変更計画」という。)を一般送配電事業者に提出する。</p> <p>2 作業停止計画提出者は、作業停止計画の原案の提出から最終案の承認までの間であっても、当該事業者が最後に提出した作業停止計画の原案、調整案又は最終案の変更又は追加が必要となったときは、その理由を付して、第230条第1項の規定に準じて、速やかに作業停止変更計画を一般送配電事業者に提出する。</p> <p>3 一般送配電事業者は、前各項の規定により広域連系系統等の作業停止変更計画を受け取った場合には、第232条の規定に準じて、本機関に提出する。</p> <p>4 一般送配電事業者は、調整対象の作業停止変更計画を受け取ったときは、第233条の規定に準じて調整を行い、必要に応じ、作業停止変更計画の見直しを求める。</p> <p>5 一般送配電事業者は、前項の調整後、調整対象の作業停止変更計画を第236条第4項の規定に準じて承認する。</p>
<p>(緊急時の作業停止計画の調整の省略)</p> <p>第242条 一般送配電事業者及び電気供給事業者は、人身の安全又は設備保全上の理由により緊急を要する場合は、業務規程第157条から第166条及び本指針第230条から第241条の作業停止計画の調整の手続を行わず、直ちに關係する電力設備を停止することができる。</p> <p>2 作業停止計画提出者は、前項により電力設備が緊急停止した場合において、当該電力設備の停止が継続するときは、第230条第1項に準じて、速やかに調整対象の作業停止変更計画を一般送配電事業者に提出する。</p> <p>3 一般送配電事業者は、前項において広域連系系統等の作業停止変更計画を受け取ったときは、第232条に準じて、本機関に提出する。</p>	<p>(緊急時の作業停止計画の調整の省略)</p> <p>第242条 一般送配電事業者及び電気供給事業者は、人身の安全又は設備保全上の理由により緊急を要する場合は、業務規程第157条から第166条まで及び第230条から第241条までの作業停止計画の調整の手続を行わず、直ちに關係する電力設備を停止することができる。</p> <p>2 作業停止計画提出者は、前項の規定により電力設備が緊急停止した場合において、当該電力設備の停止が継続するときは、第230条第1項の規定に準じて、速やかに調整対象の作業停止変更計画を一般送配電事業者に提出する。</p> <p>3 一般送配電事業者は、前項の規定により広域連系系統等の作業停止変更計画を受け取ったときは、第232条の規定に準じて、本機関に提出する。</p>
<p>(作業実施の手続)</p> <p>第243条 一般送配電事業者及び作業を実施する電気供給事業者は、作業事故、供給支障等を生じさせることのないよう、第191条に定めるところにより、相互に協調して作業停止に伴う電力設備の運転を行わなければならない。</p> <p>2~4 (略)</p>	<p>(作業実施の手続)</p> <p>第243条 一般送配電事業者及び作業を実施する電気供給事業者は、作業事故、供給支障等を生じさせることのないよう、第191条の規定により、相互に協調して作業停止に伴う電力設備の運転を行わなければならない。</p> <p>2~4 (略)</p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>(作業停止計画の調整における考慮事項)</p> <p>第244条 本機関又は一般送配電事業者が、電力設備の作業停止計画の調整を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項(一般送配電事業者が行う調整においては第11号を除く。)を考慮の上、行う。ただし、第1号から第6号に掲げる事項を重視及び優先するものとする。</p> <p>一～十一 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(作業停止計画の調整における考慮事項)</p> <p>第244条 本機関又は一般送配電事業者が、電力設備の作業停止計画の調整を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項(一般送配電事業者が行う調整においては第11号を除く。)を考慮の上、行う。ただし、第1号から第6号<u>まで</u>に掲げる事項を重視及び優先するものとする。</p> <p>一～十一 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(低圧F I T電源及び低圧F I T卒業電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合)</p> <p>第266条 (略)</p> <p>2 前項にかかわらず、低圧F I T電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、第247条、第252条から第255条、第257条及び第259条から第261条までは適用せず、低圧F I T卒業電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、第247条、第252条、第253条、第255条第2項及び第3項並びに第257条は適用しない。</p> <p>3 第1項にかかわらず、一般送配電事業者と電気の特定期約を締結している低圧F I T電源がF I T買取期間満了に伴うスイッチング支援対象業務を行う場合は、第247条及び第252条から第262条までを適用しない。</p>	<p>(低圧F I T電源及び低圧F I T卒業電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合)</p> <p>第266条 (略)</p> <p>2 前項の<u>規定</u>にかかわらず、低圧F I T電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、第247条、第252条から第255条<u>まで</u>、第257条及び第259条から第261条までは適用せず、低圧F I T卒業電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、第247条、第252条、第253条、第255条第2項及び第3項並びに第257条の<u>規定</u>は適用しない。</p> <p>3 第1項の<u>規定</u>にかかわらず、一般送配電事業者と電気の特定期約を締結している低圧F I T電源がF I T買取期間満了に伴うスイッチング支援対象業務を行う場合は、第247条及び第252条から第262条<u>までの規定</u>は適用しない。</p>
<p>(緊急時の対応)</p> <p>第267条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 電気事業者に該当しない電気供給事業者は、防災に係る業務の遂行に関し、前各項に<u>準じた</u>対応を行うよう努める。</p>	<p>(緊急時の対応)</p> <p>第267条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 電気事業者に該当しない電気供給事業者は、防災に係る業務の遂行に関し、前各項の<u>規定に</u>準じて対応を行うよう努める。</p>
<p>(災害時連携計画の提出)</p> <p>第267条の2 一般送配電事業者たる<u>会員</u>は、経済産業省令で定めるところにより、災害時連携計画を本機関に提出しなければならない。</p>	<p>(災害時連携計画の提出)</p> <p>第267条の2 一般送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、災害時連携計画を本機関に提出しなければならない。</p>
<p>(災害時連携計画の変更)</p> <p>第267条の3 一般送配電事業者たる<u>会員</u>は、災害時連携計画を変更した時は、災害時連携計画の変更した事項を遅滞なく、本機関に提出しなければならない。</p>	<p>(災害時連携計画の変更)</p> <p>第267条の3 一般送配電事業者は、災害時連携計画を変更した時は、災害時連携計画の変更した事項を遅滞なく、本機関に提出しなければならない。</p>
<p>(災害時連携計画の策定における留意事項)</p> <p>第267条の4 一般送配電事業者たる<u>会員</u>は、本機関が公表する災害時連携計画の確認における考慮事項に留意し、災害時連携計画を策定しなければならない。</p>	<p>(災害時連携計画の策定における留意事項)</p> <p>第267条の4 一般送配電事業者は、本機関が公表する災害時連携計画の確認における考慮事項に留意し、災害時連携計画を策定しなければならない。</p>
<p>(災害時連携計画の検討等に関する本機関への協力)</p> <p>第267条の5 一般送配電事業者たる<u>会員</u>は、業務規程第176条の4第1項に<u>基づき</u>、提出した災害時連携計画の根拠及び考え方を聴取されたときは、速やかにこれに応じなければならない。</p>	<p>(災害時連携計画の検討等に関する本機関への協力)</p> <p>第267条の5 一般送配電事業者は、業務規程第176条の4第1項の<u>規定により</u>、提出した災害時連携計画の根拠及び考え方を聴取されたときは、速やかにこれに応じなければならない。</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>第3節 災害等復旧費用の相互扶助</u></p> <p>(災害等扶助交付金の交付申請)</p> <p>第267条の6 一般送配電事業者及び送電事業者は、本機関に対し、災害等扶助交付金の交付を申請することができる。</p>
<p>(電力需給等に関する情報の本機関への提出)</p> <p>第268条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 電圧に関する実績 自らの供給区域において、施行規則第39条に基づき電圧を測定した地点数</p>	<p>(電力需給等に関する情報の本機関への提出)</p> <p>第268条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 電圧に関する実績 自らの供給区域において、施行規則第39条の規定により電圧を測定した地</p>

変 更 前 (変更点以下線)	変 更 後 (変更点以下線)
<p>並びに別表16-1の維持すべき値を逸脱した地点数及びその比率</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、本機関の要請に応じ、法第26条第3項及び施行規則第39条に基づき記録し保存している周波数及び電圧の測定結果並びに電気関係報告規則第3条に基づき国へ報告した供給支障事故の情報その他本機関が前項の評価・分析に当たって必要となる情報を提供しなければならないものとする。</p>	<p>点数並びに別表16-1の維持すべき値を逸脱した地点数及びその比率</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、本機関の要請に応じ、法第26条第3項及び施行規則第39条の規定により記録し保存している周波数及び電圧の測定結果並びに電気関係報告規則第3条の規定により国へ報告した供給支障事故の情報その他本機関が前項の評価・分析に当たって必要となる情報を提供しなければならないものとする。</p>
<p>(事業者コード等の申請)</p> <p>第269条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、前各項により申請を受け付けた場合は、申請のあった事業者に対しコードを発行するとともに、その内容を一般送配電事業者に通知する。</p>	<p>(事業者コード等の申請)</p> <p>第269条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、前各項の規定により申請を受け付けた場合は、申請のあった事業者に対しコードを発行するとともに、その内容を一般送配電事業者に通知する。</p>
<p>附則</p> <p>(平成26年度までに接続検討の回答を受領した発電設備等系統連系希望者による一般電気事業者に対する電源接続案件募集プロセス開始の申込みの扱い)</p> <p>第2条 平成26年度までに接続検討の回答を受領した発電設備等系統連系希望者は、接続検討の回答における系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれず、かつ、工事費負担金対象となる系統連系工事が第111条に定める規模以上となる場合には、第76条に準じて、一般電気事業者に対し電源接続案件募集プロセスの申込みを行うことができるものとする。</p> <p>(平成27年度供給計画の案及び供給計画の本機関への提出)</p> <p>第3条 特定電気事業者及び特定規模電気事業者は、業務規程第23条及び同規程附則第4条に基づき平成27年度供給計画の案を本機関へ提出する際は、本機関が定め、本機関のウェブサイトにおいて公表する様式に基づき、電子データで提出するものとする。</p> <p>2 特定電気事業者及び特定規模電気事業者が前項により本機関へ提出する供給計画の案及び経済産業大臣に届けなければならない供給計画は、次の各号に定める期限までに本機関に提出するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>附則</p> <p>(平成26年度までに接続検討の回答を受領した発電設備等系統連系希望者による一般電気事業者に対する電源接続案件募集プロセス開始の申込みの扱い)</p> <p>第2条 平成26年度までに接続検討の回答を受領した発電設備等系統連系希望者は、接続検討の回答における系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれず、かつ、工事費負担金対象となる系統連系工事が第111条に定める規模以上となる場合には、第76条の規定に準じて、一般電気事業者に対し電源接続案件募集プロセスの申込みを行うことができるものとする。</p> <p>(平成27年度供給計画の案及び供給計画の本機関への提出)</p> <p>第3条 特定電気事業者及び特定規模電気事業者は、業務規程第23条及び同規程附則第4条の規定により平成27年度供給計画の案を本機関へ提出する際は、本機関が定め、本機関のウェブサイトにおいて公表する様式に基づき、電子データで提出するものとする。</p> <p>2 特定電気事業者及び特定規模電気事業者が前項の規定により本機関へ提出する供給計画の案及び経済産業大臣に届けなければならない供給計画は、次の各号に定める期限までに本機関に提出するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p>
<p>附則(平成28年4月1日)</p> <p>(同時同量に関する特別措置)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 実同時同量の契約者は、業務規程第137条で定める送電可否判定において、同条第1項で連系線希望計画の一部を送電可能と判定する旨を希望したものとして取り扱う。</p> <p>4・5 (略)</p> <p><u>(リプレース案件系統連系募集プロセスの適用)</u></p> <p>第5条 本指針の第7章第3節は、費用負担ガイドラインの公表日(平成27年11月6日)以降に発電設備等の廃止に係る供給計画の届出を行った案件について、適用する。</p>	<p>附則(平成28年4月1日)</p> <p>(同時同量に関する特別措置)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 実同時同量の契約者は、業務規程第137条で定める送電可否判定において、同条第1項の規定における連系線希望計画の一部を送電可能と判定する旨を希望したものとして取り扱う。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第5条 削除</p>
<p>附則(平成29年9月6日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 (略)</p>	<p>附則(平成29年9月6日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 (略)</p>

変 更 前 (変更点到下線)	変 更 後 (変更点到下線)
<p>2 前項にかかわらず、第33条、第138条から第139条の2まで、第197条から第228条まで、第233条、第238条、第244条及び第269条並びに附則第2条から第5条までの規定は、本機関の理事会の議決により定めた平成30年4月1日から1年以内の日（ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。）から施行する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>2 前項の<u>規定</u>にかかわらず、第33条、第138条から第139条の2まで、第197条から第228条まで、第233条、第238条、第244条及び第269条並びに附則第2条から第5条までの規定は、本機関の理事会の議決により定めた平成30年4月1日から1年以内の日（ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。）から施行する。</p> <p>3 (略)</p>
<p>附則（平成30年6月29日） （発電制約量の調整）</p> <p>第2条 一般送配電事業者は、広域連系系統の作業停止計画の調整において、<u>第244条第2項に基づき</u>、制約の対象として選定した発電機により定格容量比率按分した発電制約量及び制約の対象として選定した発電機を発電計画提出者へ通知する。<u>エリア</u>の需給状況等に応じて発電制約量を見直した場合も同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 発電計画提出者は、第1項により通知された発電制約量の調整を希望する場合は、発電制約量の通知を受けた一般送配電事業者に希望する発電制約量の調整内容を連絡する。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>（発電制約量の調整の不調時の対応）</p> <p>第3条 前条第2条第5項による発電制約量の調整が不調となった発電計画提出者は、本機関より再調整の依頼を受けた場合は、発電制約量の再調整を行う。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>附則（平成30年6月29日） （発電制約量の調整）</p> <p>第2条 一般送配電事業者は、広域連系系統の作業停止計画の調整において、<u>第244条第2項の規定により</u>、制約の対象として選定した発電機により定格容量比率按分した発電制約量及び制約の対象として選定した発電機を発電計画提出者へ通知する。<u>供給区域</u>の需給状況等に応じて発電制約量を見直した場合も同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 発電計画提出者は、<u>第1項の規定</u>により通知された発電制約量の調整を希望する場合は、発電制約量の通知を受けた一般送配電事業者に希望する発電制約量の調整内容を連絡する。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>（発電制約量の調整の不調時の対応）</p> <p>第3条 前条第2条第5項の<u>規定</u>による発電制約量の調整が不調となった発電計画提出者は、本機関より再調整の依頼を受けた場合は、発電制約量の再調整を行う。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>附則（令和元年7月1日） （施行期日）</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 前項にかかわらず、第15条の2から第15条の19まで、第17条、第139条及び第269条の規定は、2019年7月1日から2021年3月31日の範囲内において本機関の理事会の議決により定める日（ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。）から施行する。</p>	<p>附則（令和元年7月1日） （施行期日）</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 前項の<u>規定</u>にかかわらず、第15条の2から第15条の19まで、第17条、第139条及び第269条の規定は、2019年7月1日から2021年3月31日の範囲内において本機関の理事会の議決により定める日（ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。）から施行する。</p>
<p>附則（令和元年12月11日） （施行期日）</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 前項にかかわらず、第15条の4の規定は、経済産業大臣の認可を受けた日から令和3年3月31日の範囲内において本機関の理事会の議決により定める日から施行する。</p> <p>3 第1項にかかわらず、第140条の規定は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>4 第1項にかかわらず、第79条、第80条、第135条、<u>第135条の2</u>、<u>第174条</u>の規定は、令和2年4月1日、経済産業大臣の認可を受けた日又は一般送配電事業者による系統連系技術要件の変更が経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p> <p>（系統連系技術要件の適用）</p> <p>第2条 本指針の第135条により定める系統連系技術要件は、前条第4項の施行期日以降に系統アクセスにおける契約申込みを行う案件及び電源接続案件募集プロセスにおいて入札を行う案件について、適用する。</p>	<p>附則（令和元年12月11日） （施行期日）</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 前項の<u>規定</u>にかかわらず、第15条の4の規定は、経済産業大臣の認可を受けた日から令和3年3月31日の範囲内において本機関の理事会の議決により定める日から施行する。</p> <p>3 第1項の<u>規定</u>にかかわらず、第140条の規定は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>4 第1項の<u>規定</u>にかかわらず、第79条、第80条、第135条、<u>第135条の2</u>及び<u>第174条</u>の規定は、令和2年4月1日、経済産業大臣の認可を受けた日又は一般送配電事業者による系統連系技術要件の変更が経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p> <p>（系統連系技術要件の適用）</p> <p>第2条 本指針の第135条の<u>規定</u>により定める系統連系技術要件は、前条第4項の施行期日以降に系統アクセスにおける契約申込みを行う案件及び電源接続案件募集プロセスにおいて入札を行う案件について、適用する。</p>
<p>附則（令和2年3月30日）</p>	<p>附則（令和2年3月30日）</p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>(値差精算権利に係る申請)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 特定負担計画対象者は、<u>前項に基づき申請した内容に変更が生じた場合</u>、本機関に変更申請を行わなければならない。</p>	<p>(値差精算権利に係る申請)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 特定負担計画対象者は、<u>前項の規定により申請した内容に変更が生じた場合</u>、本機関に変更申請を行わなければならない。</p>
<p>附則 (令和2年7月8日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 前項にかかわらず、第33条、第83条、第85条、第88条、第88条の2、第89条、第91条、第93条、第97条、第100条、第101条、第102条、第106条、第112条、第120条から第123条の8まで、<u>第130条の規定は、令和2年10月1日、経済産業大臣の認可を受けた日又は全ての一般送配電事業者による電源接続案件一括検討プロセスの導入に関する託送供給等約款の変更の効力が生じた日のいずれか遅い日から施行する。</u></p> <p>3 第1項にかかわらず、第26条から第30条の2までの規定は、令和3年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p>	<p>附則 (令和2年7月8日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第33条、第83条、第85条、第88条、第88条の2、第89条、第91条、第93条、第97条、第100条、第101条、第102条、第106条、第112条、第120条から第123条の8まで及び第130条の規定は、<u>令和2年10月1日、経済産業大臣の認可を受けた日又は全ての一般送配電事業者による電源接続案件一括検討プロセスの導入に関する託送供給等約款の変更の効力が生じた日のいずれか遅い日から施行する。</u></p> <p>3 第1項の<u>規定</u>にかかわらず、第26条から第30条の2までの規定は、令和3年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則 (令和 年 月 日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 <u>本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</u></p> <p>(リブレース案件系統連系募集プロセスに関する経過措置)</p> <p>第2条 <u>業務規程附則(令和 年 月 日)第3条第1項の規定により、本機関からリブレース該当性判断を行っている案件の通知を受けた一般送配電事業者は、当該通知を休廃止等手続とみなして、改正後の送配電等業務指針の規定を適用する。</u></p> <p>2 <u>この送配電等業務指針の施行の際現にリブレース案件系統募集プロセスを開始している案件については、改正後の送配電等業務指針の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p>

経済産業省

20210405電委第1号
令和3年4月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可について（回答）

令和3年4月5日付け20210302資第19号により貴職から当委員会に意見を求められた広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可については、認可することに異存はありません。

経済産業省

20210405電委第2号
令和3年4月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

広域的運営推進機関の送配電等業務指針の変更の認可について（回答）

令和3年4月5日付け20210302資第20号により貴職から当委員会に意見を求められた広域的運営推進機関の送配電等業務指針の変更の認可については、認可することに異存はありません。

定款、業務規程及び送配電等業務指針
変更案の概要について
※パブリックコメント資料

2020年12月23日

電力広域的運営推進機関

- 本機関を取り巻く環境の変化等に適切に対応するため、定款、業務規程及び送配電等業務指針を変更します。
- 主な変更のポイントは以下のとおりです。背景、変更内容等については、それぞれの変更に関するスライドにて説明します。なお、以下の変更以外に、技術的な規定の変更等も実施しております。
 1. 新業務への対応に関する規定の変更（定款、業務規程）【スライド2～7】
 - 新業務への準備及び役員の定数に関する変更
 2. 広域系統整備に関する規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド8～26】
 - 2-1. 広域系統整備計画策定及び届出に関する変更
 - 2-2. 広域系統整備交付金交付に関する変更
 3. 系統アクセスに関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド27～41】
 - リプレース及び休廃止等する発電設備等の取り扱いに関する変更
 4. 災害等復旧費用の相互扶助に関する規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド42～52】
 - 災害等復旧費用の相互扶助に関する変更

1. 新業務への対応に関する規定の変更（定款、業務規程）【スライド2～7】
 - 新業務への準備及び役員の定数に関する変更
2. 広域系統整備に関する規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド8～26】
 - 2-1. 広域系統整備計画策定及び届出に関する変更
 - 2-2. 広域系統整備交付金交付に関する変更
3. 系統アクセスに関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド27～41】
 - リプレース及び休廃止等する発電設備等の取り扱いに関する変更
4. 災害等復旧費用の相互扶助に関する規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド42～52】
 - 災害等復旧費用の相互扶助に関する変更

広域機関は、設立段階においては、電源の広域的な活用に必要な送配電網の整備や全国大で平時・緊急時の需給調整等を行う実施機関としての役割を担うこととされており、これら業務を行うため、役員の定数に関し、以下のとおり規定している。

- ・ 役員の定数：「理事長 1 人、理事 4 人以内、監事 2 人以内」



設立段階からの業務に加え、「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」の整備に伴い、2020年7月からは「災害時連系計画の検討業務」が、2021年4月からは「広域系統整備に関する業務」、「災害等復旧費用の相互扶助業務」が広域機関業務として追加され、さらに2022年度には、以下の新たな業務が加わる予定

- ・ FIT制度に関する交付金の交付等
- ・ 今般新たに導入するFIP制度に関するプレミアムの交付
- ・ 太陽光パネル等の廃棄費用の積立等



2022年度からの新たに加わる業務に対応するため、

- ・ 新たに加わる業務のための準備を行うことが必要
- ・ 役員（理事）の増員が必要

なお役員の増員については、国の審議会（※）においても、「(FIT制度に係る多額の)資金管理業務等に従事する役職員を増員するといった、資金管理体制の強化も進める必要がある。」旨、報告されている。

※ 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会
電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループ

今般の再エネ特措法改正に伴い、電力広域機関にFIT制度に係る多額の資金管理業務等が新たに追加されることとなる。他方、当該業務を担うことが想定される経理・財務部門については、電力広域機関の現行の事業規模に見合った人員しか配置されておらず、経理・財務部門の強化が急務である。

よって、当該資金管理業務等に従事する役職員を増員するといった、資金管理体制の強化も進める必要がある。

[変更内容]

- 「新たに加わる業務のための準備を行う」旨規定

【定款附則第2条】<新設>

【業務規程附則第2条】<新設>

- 理事の定数を、「4人以内」から「5人以内」に変更する旨規定

【定款第28条】<変更> (※)

【定款附則第1条】<新設>

※ 令和4年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行

(参考) 新業務への対応に関する規定の変更 (新旧対照表：定款)

【定款】

<変更前>

(役員の定数等)

第28条 本機関には、役員として、理事長1人、理事4人以内及び監事2人以内を置く。

2 (略)

(新設)

【定款】

<変更後>

(役員の定数等)

第28条 本機関には、役員として、理事長1人、理事5人以内及び監事2人以内を置く。

2 (略)

附則(令和 年 月 日)

(施行期日)

第1条 この定款は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第28条の規定は、令和4年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

(強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律に係る業務に関する準備行為)

第2条 本機関は、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(令和2年法律第49号)の施行日前においても、同法第3条の規定による改正後の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)の規定により本機関が行う業務の実施に必要な準備行為を行うものとする。



【業務規程】

<変更前>

(新設)

【業務規程】

<変更後>

附則（令和 年 月 日）

（施行期日）

第1条 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

（強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律に係る業務に関する準備行為）

第2条 本機関は、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号）の施行日前においても、同法第3条の規定による改正後の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）の規定により本機関が行う業務の実施に必要な役職員の確保、業務設計、システム開発その他の準備行為を行うものとする。



1. 新業務への対応に関する規定の変更（定款、業務規程）【スライド2～7】
 - 新業務への準備及び役員の定数に関する変更
2. 広域系統整備に関する規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド8～26】
 - 2-1. 広域系統整備計画策定及び届出に関する変更
 - 2-2. 広域系統整備交付金交付に関する変更
3. 系統アクセスに関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド27～41】
 - リプレース及び休廃止等する発電設備等の取り扱いに関する変更
4. 災害等復旧費用の相互扶助に関する規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド42～52】
 - 災害等復旧費用の相互扶助に関する変更

再生可能エネルギー電源の大量導入等の環境変化に対応するとともに、国民負担の抑制及び大規模災害時における電力供給の信頼度維持・向上の観点に基づく電力の基幹系統を形成することが求められている。



- そのような中で、電力の基幹系統を効果的に整備するためには、我が国全体の基幹系統のあり方をより専門的かつ中立的に検討した上で、必要な基幹系統の整備を計画的に進めていくことが必要
- また、卸電力取引所では、地域間連系線の容量制約に起因した収益（値差収益）が発生しており、この収益については、国民の負担軽減のため、地域間連系線等の増強に活用することが必要



これらに対応するため、以下のとおり整理。

- 広域系統の公的な専門機関である広域機関が、費用便益評価に基づき、地域間連系線等の増強の具体的計画（広域系統整備計画）を策定・届出（※）
- 広域機関は、卸電力取引所から値差収益の納付を受け、地域間連系線等の整備・更新に関する費用に充てるための交付金（広域系統整備交付金）を交付（※）

※ 「広域系統整備計画の届出」及び「広域系統整備交付金交付」については、「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」において、新たに、広域機関が実施する業務として定められている。 88

[変更内容]

- 広域系統整備計画の策定及び届出に関して、以下のとおり規定
 1. 広域系統長期方針を策定等するため、広域機関に新たに「広域連系系統のマスタープラン及び系統利用ルールの在り方等に関する検討委員会」を設置し、既存の「広域系統整備委員会」とあわせて「設備形成に係る委員会」とする旨規定
 2. 広域機関は、マスタープラン等を踏まえ、広域系統整備計画を策定する旨規定
 3. 広域機関は、費用便益評価の結果、広域系統整備交付金交付の対象となった広域系統整備計画を、経済産業大臣へ届け出る旨規定

【定款第5条第5の3号】<新設>

【業務規程第46条～第48条、第54条、第56条、第58条、第59条第1項、第60条、第62条～第64条】<変更>

【業務規程第61条の2、第61条の3、第63条第4項、第63条の2、第63条の3】<新設>

【送配電等業務指針第31条、第33条、第41条、第44条、第46～第49条、第51条】<変更>

【送配電等業務指針別表6-1】<削除>

[変更内容]

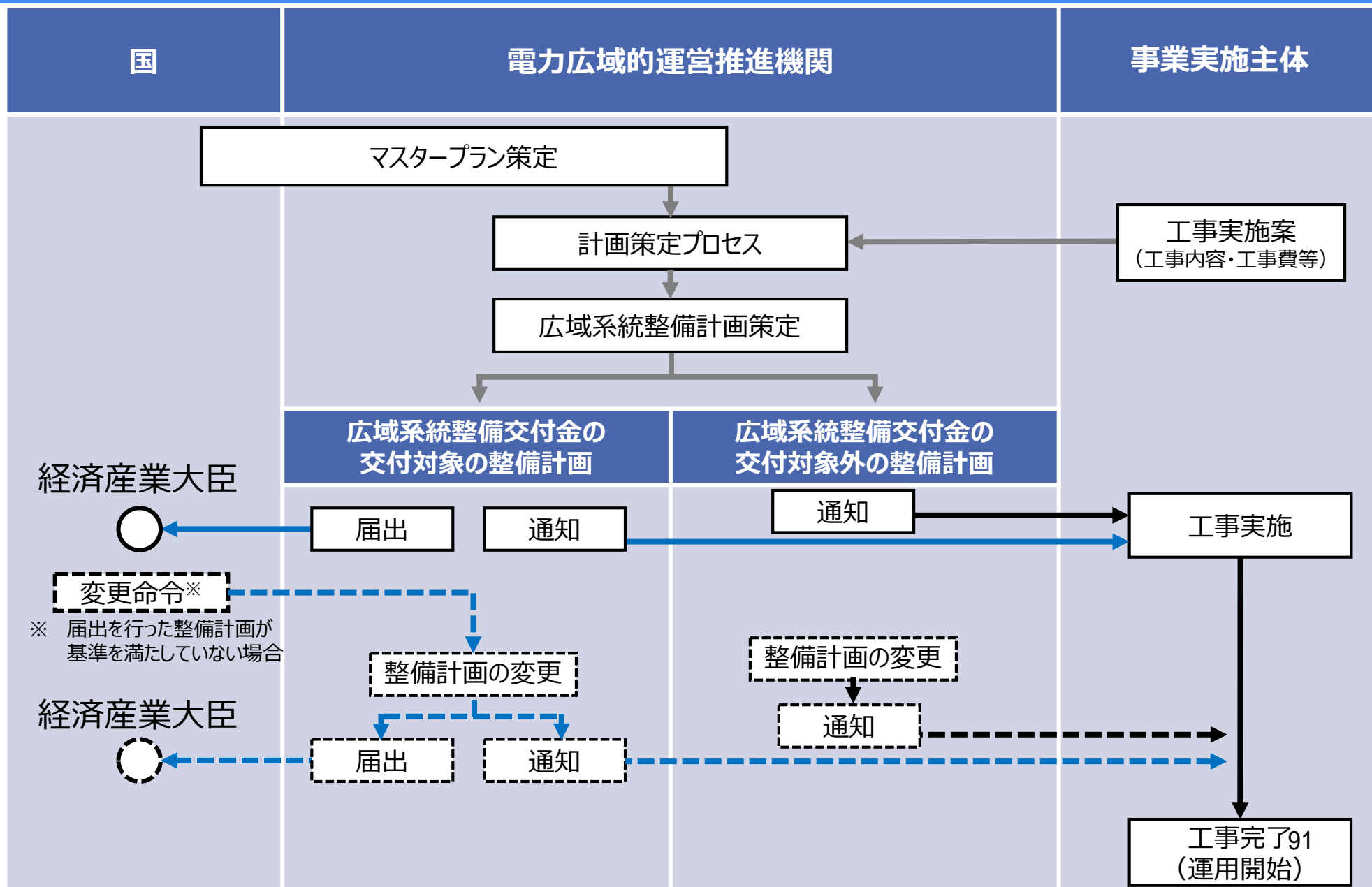
- 広域系統整備交付金の交付に関して、以下のとおり規定
 1. 広域系統整備交付金交付の対象となる広域系統整備計画に基づき系統増強等を行う事業者は、系統増強等に係る費用の額を広域機関へ届出し、広域機関は経済産業大臣へ提出する旨規定
 2. 広域機関は、卸電力取引所から値差収益の納付を受け、広域系統整備交付金として当該事業者に交付する旨規定

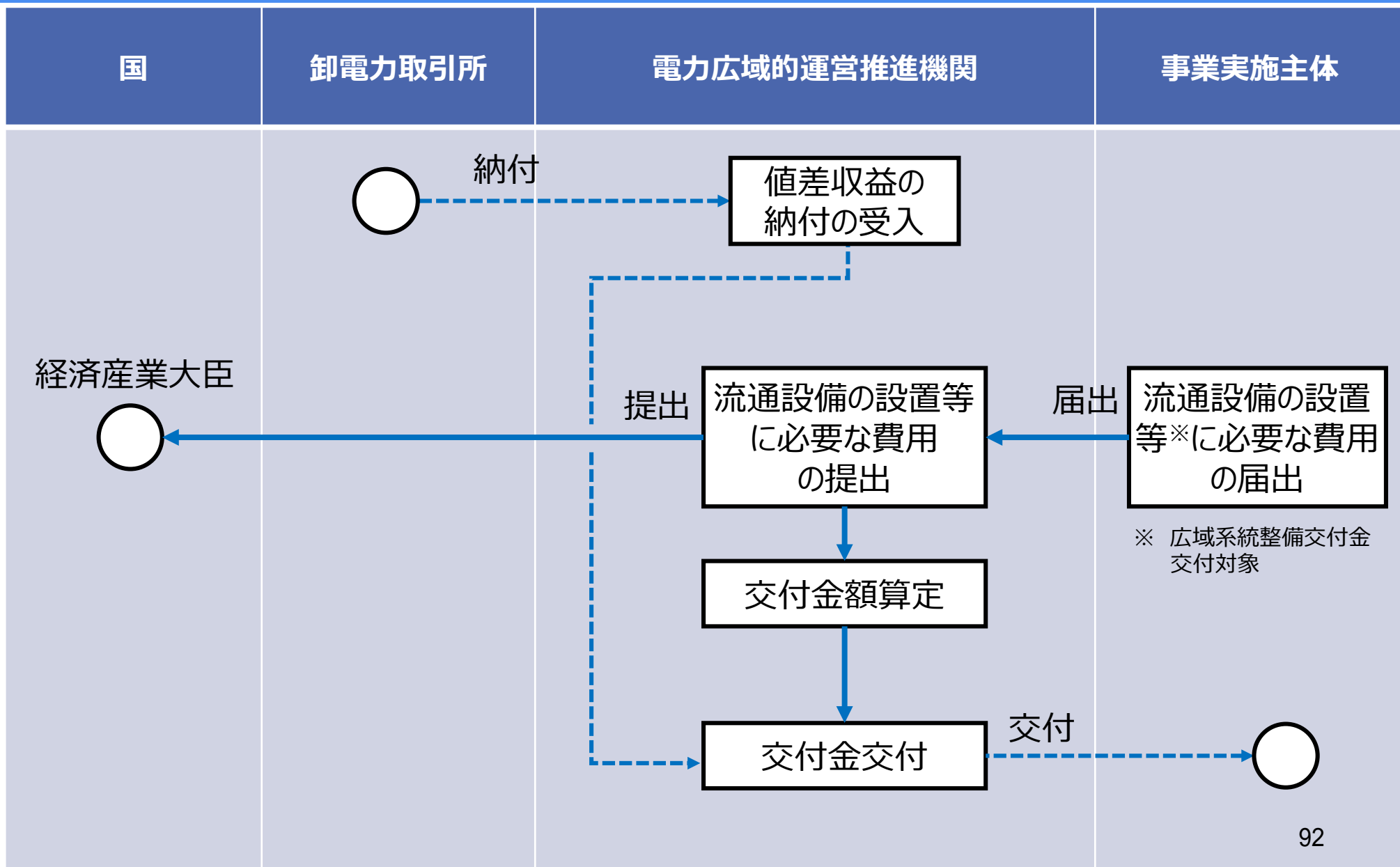
【定款第5条第5の2号、第56条の2】<新設>

【業務規程第59条第2項】<変更>

【業務規程第64条の2】<新設>

【送配電等業務指針第53条の2】<新設>





(参考) 広域系統整備に関する規定の変更 (新旧対照表：定款)

【定款】

<変更前>

(業務内容)

第5条 (略)

一～五 (略)

(新設)

(新設)

六～九 (略)

(新設)

【定款】

<変更後>

(業務内容)

第5条 (略)

一～五 (略)

五の二 法第97条第1項の卸電力取引所から法第99条の8の規定による納付を受け、変電用、送電用及び配電用の電気工作物の整備及び更新に関する費用の一部に充てるための交付金を交付すること。

五の三 前号に掲げる業務（以下「広域系統整備交付金交付業務」という。）を実施するため、法第28条の47第1項に規定する広域系統整備計画を策定すること。

六～九 (略)

(地域間売買取引の決算に係る利益の納付)

第56条の2 本機関は、広域系統整備交付金交付業務に要する費用に充てるため、法第99条の8の規定により、卸電力取引所から翌日市場における地域間売買取引の決算に係る収入からその決済に要する費用を控除した金額の納付を受けるものとする。



(参考) 広域系統整備に関する規定の変更 (新旧対照表：業務規程) ①

【業務規程】

<変更前>

(広域連系系統の設備形成)

第46条 本機関は、法第28条の40第4号に基づき、広域連系系統の設備形成に係る業務を行う。

(広域系統整備委員会)

第47条 本機関は、前条の業務を行うに当たって、定款第41条に基づき、広域連系系統の設備形成に関する常設の委員会(以下「広域系統整備委員会」という。)を設置する。

(広域系統長期方針の策定)

第48条 本機関は、広域系統整備委員会における検討を踏まえ、全国大での広域連系系統の整備及び更新に関する方向性を整理した長期方針(以下「広域系統長期方針」という。)を策定し、10年を超える期間を見通した全国の電力系統のあるべき姿及びその実現に向けた考え方を示すものとする。

2・3 (略)

(計画策定プロセスの進め方の決定)

第54条 本機関は、計画策定プロセスを開始したときは、広域系統整備委員会における検討を踏まえ、計画策定プロセスの進め方を決定する。

2 (略)

(基本要件及び受益者の決定)

第56条 本機関は、計画策定プロセスの進め方を決定した案件について、広域系統整備委員会の検討(代替的な方策との比較検討を含む。)を踏まえ、広域系統整備の基本的な要件(以下「広域系統整備の基本要件」という。)及び広域系統整備の目的に照らして受益のある者(以下「受益者」という。)の範囲を決定する。

【業務規程】

<変更後>

(広域連系系統の設備形成)

第46条 本機関は、法第28条の40第1項第5号の2、第5号の3及び第8号の規定により、広域連系系統の設備形成に係る業務を行う。

(設備形成に係る委員会の設置)

第47条 本機関は、前条の業務を行うに当たって、定款第41条の規定により、広域連系系統の設備形成等に関する常設の委員会(以下「設備形成に係る委員会」という。)を設置する。

(広域系統長期方針の策定)

第48条 本機関は、設備形成に係る委員会における検討を踏まえ、全国大での広域連系系統の整備及び更新に関する方向性を整理した長期方針(以下「広域系統長期方針」という。)を策定し、10年を超える期間を見通した全国の電力系統のあるべき姿及びその実現に向けた考え方を示すものとする。

2・3 (略)

(計画策定プロセスの進め方の決定)

第54条 本機関は、計画策定プロセスを開始したときは、設備形成に係る委員会における検討を踏まえ、計画策定プロセスの進め方を決定する。

2 (略)

(基本要件及び受益者の決定)

第56条 本機関は、計画策定プロセスの進め方を決定した案件について、設備形成に係る委員会の検討(代替的な方策との比較検討を含む。)を踏まえ、広域系統整備の基本的な要件(以下「広域系統整備の基本要件」という。)及び広域系統整備の目的に照らして受益のある者(以下「受益者」という。)の範囲を決定する。



(参考) 広域系統整備に関する規定の変更 (新旧対照表：業務規程) ②

【業務規程】

<変更前>

(実施案の募集及び決定)

第58条 (略)

- 2 前項にかかわらず、本機関は、既設設備の増強が適当であると認めた場合その他実施案の募集を行うことが合理的でないと認めるときは、実施案の提出を求める会員を特定し、当該会員に対し、要件を示した上で実施案の提出を求めることができる。
- 3 本機関は、前各項に基づき提出された実施案について、広域系統整備委員会において、経済性、系統の安定性、費用対効果、事業実現性、事業継続性等の観点から総合的に評価し、実施案及びその事業実施主体を決定する。

(受益者及び費用負担割合の決定)

第59条 本機関は、広域系統整備委員会における検討を踏まえ、広域系統整備に要する費用の費用負担割合（一般負担と特定負担の別及び電気供給事業者ごとの負担の割合をいう。以下同じ。）を決定する。

- 2 本機関は、前項に掲げる場合において、実施案に基づき、第56条に基づき決定した受益者以外に広域系統整備の目的に照らした受益者が認められるときは、当該受益者を含め、費用負担割合を決定する。

【業務規程】

<変更後>

(実施案の募集及び決定)

第58条 (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、本機関は、既設設備の増強が適当であると認めた場合その他実施案の募集を行うことが合理的でないと認めるときは、実施案の提出を求める会員を特定し、当該会員に対し、要件を示した上で実施案の提出を求めることができる。
- 3 本機関は、前各項の規定により提出された実施案について、設備形成に係る委員会において、経済性、系統の安定性、費用対効果、事業実現性、事業継続性等の観点から総合的に評価し、実施案及びその事業実施主体を決定する。


(受益者及び費用負担割合等の決定)

第59条 本機関は、設備形成に係る委員会における検討を踏まえ、広域系統整備に要する費用の費用負担割合（一般負担と特定負担の別及び電気供給事業者ごとの負担の割合をいう。以下同じ。）等を決定する。

- 2 本機関は、前項に掲げる場合において、実施案に基づき、第56条の規定により決定した受益者以外に広域系統整備の目的に照らした受益者が認められるときは、当該受益者を含め、費用負担割合等を決定する。



(参考) 広域系統整備に関する規定の変更 (新旧対照表：業務規程) ③

【業務規程】		【業務規程】
<p style="text-align: center;"><変更前></p> <p>(広域系統整備計画の策定) 第60条 本機関は、<u>広域系統整備</u>委員会の検討を踏まえ、決定された実施案、事業実施主体及び費用負担割合に基づき、広域系統整備計画を策定し、公表する。 <u>2 本機関は、広域系統整備計画の策定後、事業実施主体及び受益者に対し、策定した広域系統整備計画の内容を通知する。</u></p>		<p style="text-align: center;"><変更後></p> <p>(広域系統整備計画の策定) 第60条 本機関は、<u>設備形成に係る</u>委員会の検討を踏まえ、決定された実施案、事業実施主体及び費用負担割合に基づき、広域系統整備計画を策定する。 (削る)</p>
<p>(新設)</p>		<p>(<u>広域系統整備計画の公表及び通知</u>) <u>第61条の2 本機関は、第60条の規定により広域系統整備計画を策定した場合には、策定した広域系統整備計画を公表するとともに、事業実施主体及び受益者に対して通知する。</u></p>
<p>(新設)</p>		<p>(<u>広域系統整備計画の届出</u>) <u>第61条の3 本機関は、第60条の規定により策定した広域系統整備計画が、法第28条の40第1項第5号の2に規定する交付金(以下「広域系統整備交付金」という。)の交付業務の実施対象となる場合は、法第28条の47第2項に規定する事項を記載した広域系統整備計画を経済産業大臣へ届出を行う。</u></p>
<p>(広域系統整備計画の進捗状況の把握) 第62条 (略) 2 本機関は、前項により提出された情報に基づき、必要に応じて現地確認を行い、広域系統整備計画の工程の遅延の有無等を確認するとともに、その内容を<u>広域系統整備</u>委員会に報告する。 3 本機関は、広域系統整備計画の進捗の遅延等により当該広域系統整備計画の目的に影響があると認めた場合は、その対応について<u>広域系統整備</u>委員会において検討を行う。</p>		<p>(広域系統整備計画の進捗状況の把握) 第62条 (略) 2 本機関は、前項の<u>規定</u>により提出された情報に基づき、必要に応じて現地確認を行い、広域系統整備計画の工程の遅延の有無等を確認するとともに、その内容を<u>設備形成に係る</u>委員会に報告する。 3 本機関は、広域系統整備計画の進捗の遅延等により当該広域系統整備計画の目的に影響があると認めた場合は、その対応について<u>設備形成に係る</u>委員会において検討を行う。</p>

(参考) 広域系統整備に関する規定の変更 (新旧対照表：業務規程) ④

【業務規程】

<変更前>

(広域系統整備計画の変更)

第63条 本機関は、用地事情、需要動向の変化その他やむを得ない事由が発生した場合において、広域系統整備計画を変更することが合理的となったとき又は広域系統整備計画の実現が困難となったときは、広域系統整備委員会において検討の上、広域系統整備計画を変更することができる。

2 前項にかかわらず、広域系統整備計画の変更が軽微なものである場合には、本機関は、広域系統整備委員会の検討を経ることなく、広域系統整備計画を変更することができる。ただし、この場合、本機関は、広域系統整備計画の変更内容について、広域系統整備委員会に報告する。

3 本機関は、前各項に基づき、広域系統整備計画を変更した場合には、速やかに変更後の広域系統整備計画を公表するとともに、事業実施主体及び受益者に対し、広域系統整備計画の内容を通知する。

(新設)



【業務規程】

<変更後>

(広域系統整備交付金の交付業務の実施対象外の広域系統整備計画の変更)

第63条 本機関は、広域系統整備交付金の交付業務の実施対象でないとして、第61条の3の規定による届出を行っていない広域系統整備計画を変更するときは、設備形成に係る委員会において検討の上、これを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第61条の3の規定による届出を行っていない広域系統整備計画の変更が軽微なものである場合には、本機関は、設備形成に係る委員会の検討を経ることなく、広域系統整備計画を変更することができる。ただし、この場合において、本機関は、当該変更内容について、設備形成に係る委員会に報告する。

3 本機関は、前各項の規定により広域系統整備計画を変更した場合には、変更後の広域系統整備計画を公表するとともに、事業実施主体及び受益者に対して通知する。

4 本機関は、第1項の規定により変更する広域系統整備計画を広域系統整備交付金の交付業務の実施対象としようとする場合には、再度、計画策定プロセスを実施する。

【業務規程】

<変更前>

(新設)

【業務規程】

<変更後>

(広域系統整備交付金の交付業務の実施対象となる広域系統整備計画の変更)

第63条の2 本機関は、広域系統整備交付金の交付業務の実施対象であるとして、第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画を変更する場合は、設備形成に係る委員会において検討の上、変更する旨及び変更しようとする広域系統整備計画を経済産業大臣へ変更の届出を行う。

2 前項の規定にかかわらず、第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画の変更が、法第28条の47第3項ただし書の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更である場合には、本機関は、設備形成に係る委員会における検討を経ることなく、当該広域系統整備計画を変更し経済産業大臣へ変更の届出を行うことができる。ただし、この場合において、本機関は、当該変更内容について、設備形成に係る委員会に報告する。

3 本機関は、前各項の規定により広域系統整備計画を変更した場合には、変更した広域系統整備計画を公表するとともに、事業実施主体及び受益者に対して通知する。




(新設)

(経済産業大臣からの変更命令による広域系統整備計画の変更)

第63条の3 本機関は、第61条の3又は第63条の2の規定により届出を行った広域系統整備計画に対して経済産業大臣から変更すべきことを命じられた場合には、設備形成に係る委員会において検討の上、法第28条の47第4項各号に適合するよう変更し、変更する旨及び変更しようとする広域系統整備計画を経済産業大臣へ届出を行う。

2 本機関は、前項の規定により広域系統整備計画を変更した場合には、変更した広域系統整備計画を公表するとともに、事業実施主体及び受益者に対して通知する。

(参考) 広域系統整備に関する規定の変更 (新旧対照表：業務規程) ⑥

【業務規程】	<変更前>	【業務規程】	<変更後>
	<p>(計画策定プロセスを開始した場合の系統アクセス業務の取扱い) 第64条 本機関は、計画策定プロセスを早期かつ適切に進め、広域系統整備計画の実現性を担保するために必要であると認めた場合は、<u>広域系統整備</u>委員会の検討を踏まえ、周辺系統に確保する容量、確保を開始する時期、契約申込みの回答可否その他の系統アクセス業務における取扱いを決定し公表するとともに、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。</p>		<p>(計画策定プロセスを開始した場合の系統アクセス業務の取扱い) 第64条 本機関は、計画策定プロセスを早期かつ適切に進め、広域系統整備計画の実現性を担保するために必要であると認めた場合は、<u>設備形成に係る</u>委員会の検討を踏まえ、周辺系統に確保する容量、確保を開始する時期、契約申込みの回答可否その他の系統アクセス業務における取扱いを決定し公表するとともに、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。</p>
<p>(新設)</p>		<p><u>(広域系統整備交付金の交付)</u> <u>第64条の2 本機関は、第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体に対して広域系統整備交付金を交付するに当たり、事業実施主体から、毎年度、広域系統整備計画に基づき設置等を行った流通設備の設置及び維持に要する費用について、広域系統整備計画ごとに届出を受ける。</u> <u>2 本機関は、前項の規定により届出を受けた場合には、届出された費用の額を広域系統整備計画ごとに経済産業大臣に毎年度提出する。</u> <u>3 本機関は、前項の規定により提出を行った費用の額を基に経済産業省令で定める算定方法により、交付する広域系統整備交付金の額を算定する。</u> <u>4 本機関は、第1項の規定により届出を行った事業実施主体に対し交付すべき額その他必要な事項を通知する。</u> <u>5 本機関は、広域系統整備交付金の交付の対象となる流通設備の使用開始から当該流通設備の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1又は別表第2に掲げる耐用年数をいう。)の期間において、毎年度、第3項の規定により算定した広域系統整備交付金の額を、第1項の規定により届出を行った事業実施主体に当該年度の早期に交付する。</u></p>	

(参考) 広域系統整備に関する規定の変更 (新旧対照表：送配電等業務指針) ①

【送配電等業務指針】 <変更前>

(広域系統整備委員会への協力)

第31条 電気供給事業者は、広域系統整備委員会の要請に基づき、広域系統整備委員会の運営に関して協力しなければならない。

(本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件)

第33条 業務規程第51条第1号に基づく、計画策定プロセスの検討開始要件は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、業務規程第52条第2項に掲げる場合には、計画策定プロセスの検討を開始しない。

一・二 (略)

2 (略)

3 本機関は、次の各号に掲げる要件については、第1項により計画策定プロセスを開始したか否かにかかわらず、次の各号に掲げる頻度で要件適否の状況を取りまとめ、広域系統整備委員会に報告するとともに公表する。

一・二 (略)

4 (略)

(実施案等の募集の要否の決定)

第41条 本機関は、広域系統整備の基本要件を決定する際に、広域系統整備委員会の意見を踏まえ、実施案及び事業実施主体の募集を行うか否かを決定する。

【送配電等業務指針】 <変更後>

(設備形成に係る委員会への協力)

第31条 電気供給事業者は、業務規程第47条の規定により設置された広域連系系統の設備形成等に関する常設の委員会(以下「設備形成に係る委員会」という。)の要請に基づき、設備形成に係る委員会の運営に関して協力しなければならない。

(本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件)

第33条 業務規程第51条第1号に規定する計画策定プロセスの検討開始要件は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、業務規程第52条第2項に掲げる場合には、計画策定プロセスの検討を開始しない。

一・二 (略)

2 (略)

3 本機関は、次の各号に掲げる要件については、第1項の規定により計画策定プロセスを開始したか否かにかかわらず、次の各号に掲げる頻度で要件適否の状況を取りまとめ、設備形成に係る委員会に報告するとともに公表する。

一・二 (略)

4 (略)

(実施案等の募集の要否の決定)

第41条 本機関は、広域系統整備の基本要件を決定する際に、設備形成に係る委員会の意見を踏まえ、実施案及び事業実施主体の募集を行うか否かを決定する。



(参考) 広域系統整備に関する規定の変更 (新旧対照表：送配電等業務指針) ②

【送配電等業務指針】 <変更前>

(実施案の募集を行わない場合の手続)

第44条 本機関は、実施案の募集を行うことが合理的でないと認める場合は、その理由を踏まえ、広域系統整備委員会の検討を踏まえ、有資格事業者の中から実施案の提出を求める事業者を決定する。

2 前項に基づき実施案の提出を求められた事業者は、本機関が定める期限までに、実施案を策定し、本機関に提出しなければならない。

(実施案及び事業実施主体の評価方法)

第46条 (略)

2 本機関は、実施案の評価において、経済性、系統の安定性、若しくは事業実現性等を向上させ、又は、提出された実施案について適正な比較評価を行うために必要であると認めた場合には、広域系統整備委員会の検討を踏まえ、当該実施案の応募者との間で実施案の修正に関する協議を行う。ただし、軽微な修正については、広域系統整備委員会の検討を経ることなく、修正協議を行うことができる。

3 実施案の応募者は、前項の協議による場合を除き、実施案の内容を修正することはできない。ただし、実施案を改善する場合であって、広域系統整備委員会において認められたときは、この限りでない。

4 (略)

【送配電等業務指針】 <変更後>

(実施案の募集を行わない場合の手続)

第44条 本機関は、実施案の募集を行うことが合理的でないと認める場合は、その理由を踏まえ、設備形成に係る委員会の検討を踏まえ、有資格事業者の中から実施案の提出を求める事業者を決定する。

2 前項の規定により実施案の提出を求められた事業者は、本機関が定める期限までに、実施案を策定し、本機関に提出しなければならない。

(実施案及び事業実施主体の評価方法)

第46条 (略)

2 本機関は、実施案の評価において、経済性、系統の安定性、若しくは事業実現性等を向上させ、又は、提出された実施案について適正な比較評価を行うために必要であると認めた場合には、設備形成に係る委員会の検討を踏まえ、当該実施案の応募者との間で実施案の修正に関する協議を行う。ただし、軽微な修正については、設備形成に係る委員会の検討を経ることなく、修正協議を行うことができる。

3 実施案の応募者は、前項の協議による場合を除き、実施案の内容を修正することはできない。ただし、実施案を改善する場合であって、設備形成に係る委員会において認められたときは、この限りでない。

4 (略)



(参考) 広域系統整備に関する規定の変更 (新旧対照表：送配電等業務指針) ③

【送配電等業務指針】 <変更前>

(費用負担割合の決定)

- 第47条 広域系統整備に要する費用は、受益者が受益の程度に応じて費用を負担することを原則とし、本機関は、別表6-1に掲げる例を踏まえた検討の上、法令及び費用負担ガイドラインその他の国が定める指針に基づき、広域系統整備の費用負担割合を決定する。
- 2 本機関は、前項の検討の結果、広域系統整備に要する費用の負担を求めることが適当であると認めた全ての電気供給事業者（以下「費用負担候補者」という。）に対して検討結果を示し、広域系統整備委員会へのオブザーバーとしての招聘、書面による意見聴取その他適宜の方法で個別に意見を求めなければならない。
- 3 本機関は、広域系統整備委員会において費用負担候補者の意見を踏まえた検討を行い、費用負担割合の案を決定の上、費用負担候補者に通知する。
- 4 本機関は、前項において通知した費用負担割合の案に対し、全ての費用負担候補者から書面による同意を得た場合に、費用負担割合を決定する。なお、費用負担候補者が第35条第2項又は第40条第5項により提起又は応募を取り下げた場合その他費用負担の意思がないことが明らかとなった場合は、当該費用負担候補者を除外の上、前各項に準じ、再度、費用負担割合を検討する。



【送配電等業務指針】 <変更後>

(費用負担割合の決定)

- 第47条 広域系統整備に要する費用は、受益者が受益の程度に応じて費用を負担することを原則とし、本機関は、法令及び費用負担ガイドラインその他の国が定める指針に基づき、広域系統整備の費用負担割合を決定する。
- 2 本機関は、前項の検討の結果、広域系統整備に要する費用の負担を求めることが適当であると認めた全ての電気供給事業者（以下「費用負担候補者」という。）に対して検討結果を示し、設備形成に係る委員会へのオブザーバーとしての招聘、書面による意見聴取その他適宜の方法で個別に意見を求めなければならない。
- 3 本機関は、設備形成に係る委員会において費用負担候補者の意見を踏まえた検討を行い、費用負担割合の案を決定の上、費用負担候補者に通知する。
- 4 本機関は、前項の規定において通知した費用負担割合の案に対し、全ての費用負担候補者から書面による同意を得た場合に、費用負担割合を決定する。なお、費用負担候補者が第35条第2項又は第40条第5項の規定により提起又は応募を取り下げた場合その他費用負担の意思がないことが明らかとなった場合は、当該費用負担候補者を除外の上、前各項の規定に準じて、再度、費用負担割合を検討する。

(参考) 広域系統整備に関する規定の変更 (新旧対照表：送配電等業務指針) ④

【送配電等業務指針】

<変更前>

別表6-1 広域系統整備の効果と受益者（費用負担者）に関する考え方の例（※）

	広域系統整備の効果	受益者（費用負担者）
一般負担部分 における受益 者と費用負担 者の例	流通設備事故時における周波数の安定性の向上	・周波数安定性が向上する供給区域の需要者
	大規模災害によって特定の供給区域における供給力の不足が発生した場合における、広域的な供給力の確保	・広域的な供給力の確保が可能になる供給区域の需要者
	送電線のルートを複数化することにより、送電線の1ルートが断絶した場合に周波数維持のために発生する需要の遮断の回避	・需要の遮断が回避される供給区域の需要者
	連系線を通じた電力の融通を見込むことによる特定の供給区域において確保すべき予備力の削減	・供給区域内に確保する予備力を削減できる供給区域の需要者
	電圧を安定させる装置等の設置による電圧安定性の確保	・電圧安定性が確保される供給区域の需要者
	卸電力取引所における供給区域間の約定価格差の解消又は減少	・約定価格が高い供給区域の需要者 ・約定価格が高い供給区域が連系線の片側に限らない場合は、全国的なメリットがあるため全供給区域の需要者（ただし、連系線で他の供給区域と接続されていない供給区域の需要者は除く。）
特定負担部分 における受益 者と費用負担 者の例	個別の安定的な電力取引の確保	・当該の個別の電力取引により裨益する事業者（電力系統の状況に応じ、安定供給や広域的な電力取引の活性化の観点を考慮する。）
	他の供給区域に電気を供給する電源設置の制約の解消	・当該の電源の設置に伴う広域的な取引により裨益する事業者（電力系統の状況に応じ、安定供給や広域的な電力取引の活性化の観点を考慮する。）

受益を得る需要者が存する供給区域の一般送配電事業者で分担



【送配電等業務指針】

<変更後>

(削る)

※ 広域系統整備の効果が複数認められる場合はそれらを複合的に勘案の上、受益者を決定する。

【送配電等業務指針】 <変更前>

(費用負担割合の検討結果に不服がある場合)

第48条 前条第3項による通知内容(前条第4項なお書に基づき再検討後のものを含む。)に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。

2 本機関は、費用負担割合の再検討の要請を受けた場合、広域系統整備委員会において不服の内容及び理由を踏まえ、業務規程第59条及び前条に準じた再検討を行い、その結果を通知する。

(広域系統整備計画の内容)

第49条 (略)

- 一 流通設備の増強の必要性及び代替案との比較の考え方
- 二 増強する流通設備の容量及びその考え方
- 三 流通設備の増強の方法(増強又は新設の別、概略ルート)及びその考え方
- 四 概略工事費及びその考え方
- 五 流通設備の増強の完了時期
- 六 実施案及び事業実施主体の選定結果
- 七 受益者及びその考え方
- 八 増強費用の負担割合及びその考え方
- 九 その他広域連系系統の整備に関する事項

【送配電等業務指針】 <変更後>

(費用負担割合の検討結果に不服がある場合)

第48条 前条第3項の規定による通知内容(前条第4項後段の規定による再検討後のものを含む。)に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。

2 本機関は、費用負担割合の再検討の要請を受けた場合、設備形成に係る委員会において不服の内容及び理由を踏まえ、業務規程第59条及び前条の規定に準じて再検討を行い、その結果を通知する。

(広域系統整備計画の内容)

第49条 (略)

- 一 広域系統整備計画の策定に係る検討の経緯及びその内容
- 二 整備又は更新をしようとする流通設備
- 三 流通設備の整備又は更新の方法
- 四 工事費の概算額、運転維持費の概算額及び費用負担の負担割合等及びその考え方
- 五 流通設備の整備又は更新の工事の完了の予定時期
- 六 事業実施主体
(削る)
- 七 その他広域連系系統の整備に関する事項
(削る)

(参考) 広域系統整備に関する規定の変更 (新旧対照表：送配電等業務指針) ⑥

【送配電等業務指針】 <変更前>

(計画策定プロセスの終了)

第51条 (略)

一 第38条第1項に基づき、計画策定プロセスを継続する必要性がないと決定した場合

二・三 (略)

四 その他広域系統整備委員会の検討に基づき、広域系統整備計画の策定を行うことが困難であると認められる場合

2 本機関は、前項第3号又は第4号にかかわらず、広域系統整備の基本要件や実施案を見直すこと等によって、広域系統整備計画の策定に至る見込みがある場合は、基本要件や実施案の見直し等を行った上で、第39条から前条に準じ、計画策定プロセスを継続する。

3 本機関は、計画策定プロセスを終了する場合には、検討提起者又は業務規程第51条第3号に基づく検討の要請者、応募事業者及び費用負担候補者の意見を聴取しなければならない。

(新設)

【送配電等業務指針】 <変更後>

(計画策定プロセスの終了)

第51条 (略)

一 第38条第1項の規定により、計画策定プロセスを継続する必要性がないと決定した場合

二・三 (略)

四 その他設備形成に係る委員会の検討に基づき、広域系統整備計画の策定を行うことが困難であると認められる場合

2 本機関は、前項第3号又は第4号の規定にかかわらず、広域系統整備の基本要件や実施案を見直すこと等によって、広域系統整備計画の策定に至る見込みがある場合は、基本要件や実施案の見直し等を行った上で、第39条から前条までの規定に準じて、計画策定プロセスを継続する。

3 本機関は、計画策定プロセスを終了する場合には、検討提起者又は業務規程第51条第3号の規定による検討の要請者、応募事業者及び費用負担候補者の意見を聴取しなければならない。

(広域系統整備計画により設置等を行った流通設備の設置及び維持に要する費用の額の届出)

第53条の2 業務規程第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体は、法第28条の40第1項第5号の2に規定する交付金（以下「広域系統整備交付金」という。）の交付を受けることができる。

2 事業実施主体は、前項の広域系統整備交付金の交付を受けるに当たり、広域系統整備計画により設置等を行った流通設備の使用開始から当該流通設備の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1又は別表第2に掲げる耐用年数をいう。）の期間、減価償却が行われる前年度に、広域系統整備計画ごとに当該流通設備を設置及び維持に要する費用の額を、毎年度105本機関に届け出なければならない。

1. 新業務への対応に関する規定の変更（定款、業務規程）【スライド2～7】
 - 新業務への準備及び役員の定数に関する変更
2. 広域系統整備に関する規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド8～26】
 - 2-1. 広域系統整備計画策定及び届出に関する変更
 - 2-2. 広域系統整備交付金交付に関する変更
3. 系統アクセスに関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド27～41】
 - リプレース及び休廃止等する発電設備等の取り扱いに関する変更
4. 災害等復旧費用の相互扶助に関する規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド42～52】
 - 災害等復旧費用の相互扶助に関する変更

同一事業者が同一地域で発電所の建替えを行い同一系統にアクセスすること（既存発電設備のリプレイス）は、新規発電設備等の設置であるということを踏まえると、系統連系に関しては、新規発電設備等の連系の場合と同様に取り扱うことが公平であるとの考えから、2015年に「リプレイス案件系統連系募集プロセス（※1）（以下「リプレイス募プロ」という）」を導入した。

※1 設備容量が10万kW以上の発電設備等がリプレイスされる場合で、かつ、広域機関がリプレイス募プロ対象と判断した場合に、広域機関が当該発電設備等が連系する送電系統への系統連系希望者を募集するもの



現行のリプレイス募プロの規定では、送電系統の空き容量の情報は公開することとはしているものの、以下のような場合、当該事業者以外の事業者は、空き容量が増加したことに気付くことが困難であるため、情報取得の面で不利となる。

- 10万kW以上の発電設備等が廃止される場合であっても、例えば、リプレイス後の発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量の範囲内である場合など、リプレイス募プロの基準を満たさない場合
- 発電設備等の休止など、送電系統の空き容量の増加の要因が廃止ではない場合



これらに対応するため、情報の公開方法に関する新たなルールを策定

また、手続きの合理化を図るため、情報公開に関する新たなルール策定に合わせて、リプレイス募プロに関する規定を廃止し、現行の「電源接続案件一括検討プロセス（※2）（以下「一括検討プロセス」という）」に関する規定を一部変更することで対応

※2 発電設備等を送電系統に連系等するにあたり、送電系統の容量が不足し増強工事が必要となる場合¹⁰⁷ 近隣の案件も含めた対策を立案し、系統連系希望者で増強工事費を共同負担するプロセス

[変更内容]

① リプレース募プロの廃止のため、規定を変更

【業務規程第90条～第96条、附則（平成28年4月1日）第2条】 <削除>

【送配電等業務指針第93条】 <変更>

【送配電等業務指針第120条の4第4項、第125条～第131条、
附則（平成28年4月1日）第5条】 <削除>

② リプレースの有無に関わらず、発電設備等の休止、廃止又は最大受電電力の減少により、送電系統の連系可能量が10万kW以上増加することが確実に見込まれる場合、一般送配電事業者は、

- ・ 増加する連系可能量（増加連系可能量）、時期及び連系可能量が増加する送電系統をウェブサイトにおいて公表する旨規定
- ・ 公表日から12か月間、増加連系可能量を確保する旨規定

【送配電等業務指針第124条】 <変更>

[変更内容]

③ 12か月の情報公表期間中であっても、以下の場合には、一般送配電事業者は一括検討プロセスを開始する旨規定

- ・ 一般送配電事業者が、過去の接続検討等の申込を踏まえ、連系等を行うことが見込まれる発電設備等の出力が、既存の連系可能量を超過し、系統増強の見込みがあると判断した場合
- ・ 一般送配電事業者が、休廃止等手続に起因している発電事業者等から発電設備等の契約申込を受領した場合

【送配電等業務指針第89条、第120条の4】 <変更>

④ 休廃止等に起因して一括検討プロセスを開始した場合においても、増加連系可能量を開放することで系統増強が不要となる場合等は、早期の系統連系を目的とし、一括検討プロセスの手続きを一部省略できる旨規定

【送配電等業務指針第121条の2、第123条、第123条の2】 <変更>

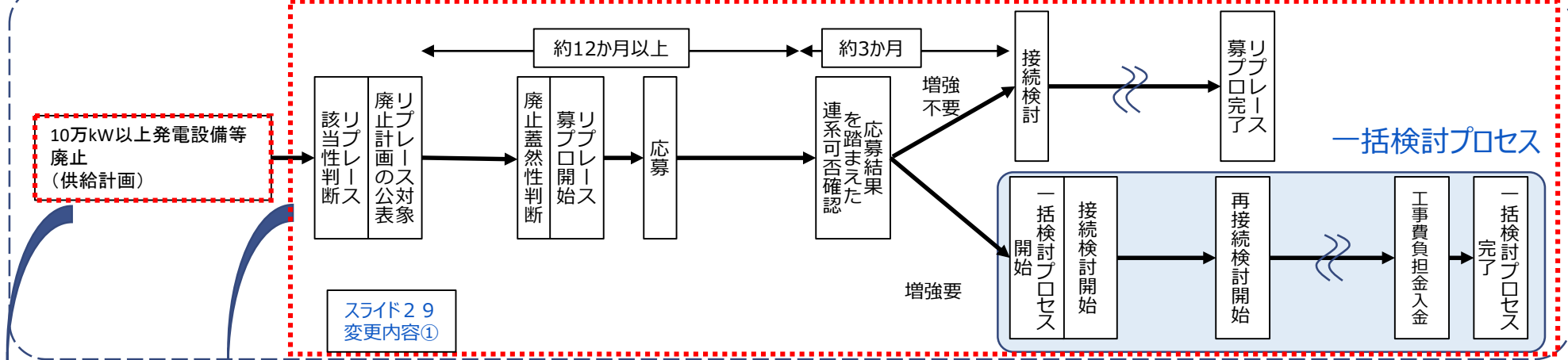
【送配電等業務指針第123条の9】 <新設>

⑤ 本ルールの実行日において、既にリプレース募プロを開始している案件等の取り扱いについて規定

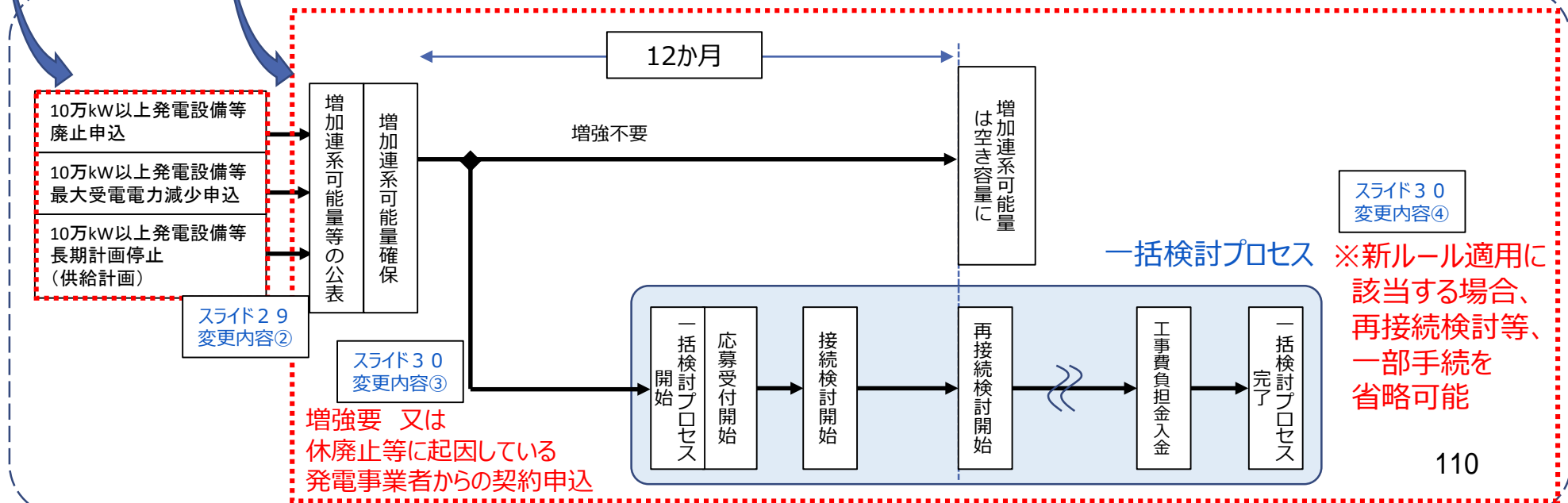
【業務規程附則第3条】 <新設>

【送配電等業務指針附則第2条】 <新設>

旧業務フロー (リプレース募プロ) 【一般送配電事業者の協力のもと広域機関が主体となり進行】

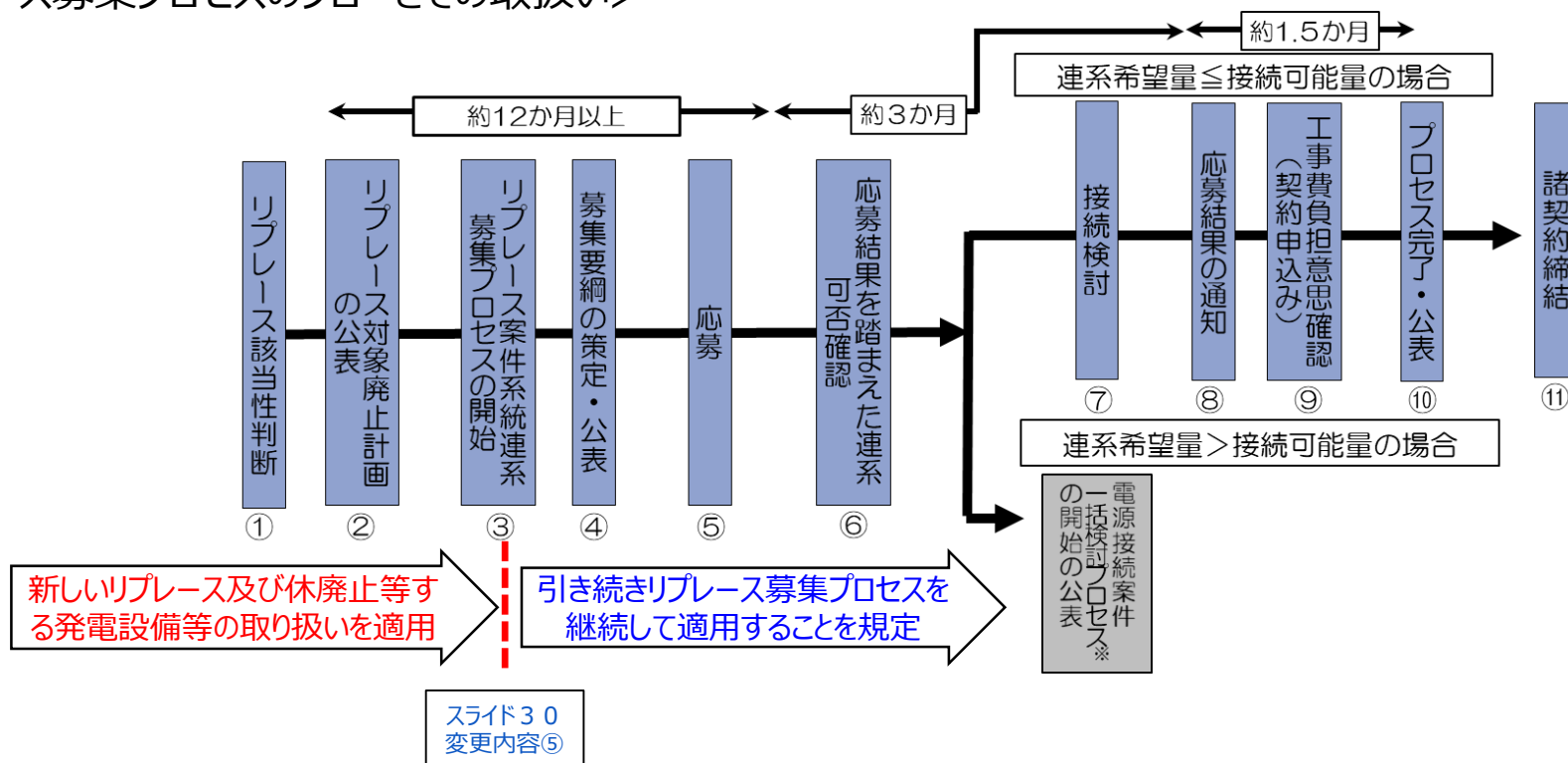


新業務フロー 【一般送配電事業者が主体となり進行】



増強要 又は 休廃止等に起因している 発電事業者からの契約申込

＜リプレース募集プロセスのフローとその取扱い＞



(参考) 系統アクセスに関する規定の変更 (新旧対照表：業務規程) ①

【業務規程】	<変更前>	【業務規程】	<変更後>
<u>(リプレースを行う発電設備等の廃止計画の公表)</u> 第90条 (条文記載省略)		第90条 削除	
<u>(リプレース案件系統連系募集プロセスの開始)</u> 第91条 (条文記載省略)		第91条 削除	
<u>(募集要綱の策定等)</u> 第92条 (条文記載省略)		第92条 削除	
<u>(リプレース案件系統連系募集プロセスの中止)</u> 第93条 (条文記載省略)		第93条 削除	
<u>(リプレース案件系統連系募集プロセスへの応募)</u> 第94条 (条文記載省略)		第94条 削除	
<u>(連系希望量が接続可能量の範囲内である場合の取扱い)</u> 第95条 (条文記載省略)		第95条 削除	
<u>(連系希望量が接続可能量の範囲を超える場合の取扱い)</u> 第96条 (条文記載省略)		第96条 削除	
附則 (平成28年4月1日) <u>(リプレース案件系統連系募集プロセスの適用)</u> 第2条 (条文記載省略)		附則 (平成28年4月1日) 第2条 削除	



【業務規程】

<変更前>

(新設)

【業務規程】

<変更後>

附則 (令和 年 月 日)

(リプレース案件系統連系募集プロセスに関する経過措置)
第3条 この業務規程の施行の際現にリプレース該当性判断を行
っている案件については、既にリプレースに該当するか否
かを判断した案件を除き、当該案件をリプレース発電設備等
の所在する供給区域の一般送配電事業者たる会員に通知する。
2 この業務規程の施行の際現にリプレース案件系統募集プロ
セスを開始している案件については、改正後の業務規程の規
定にかかわらず、なお従前の例による。



(参考) 系統アクセスに関する規定の変更 (新旧対照表：送配電等業務指針) ①

【送配電等業務指針】 <変更前>

(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い)

第89条 第88条第1項にかかわらず、一般送配電事業者は、第79条第1項に掲げる場合において、次の各号に掲げるときは、発電設備等に関する契約申込みを受け付けず、接続検討の申込みその他の適切な対応を行うよう求めるものとする。

一～六 (略)

(新設)

2 (略)

3 第1項第2号及び第3号にかかわらず、一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの内容と接続検討の回答内容の差異又は接続検討の前提となる事実関係の変動が契約申込みに伴う技術検討の内容に影響を与えないことが明らかであると認める場合は、発電設備等に関する契約申込みを受け付けることができる。

(暫定的な容量確保の特例)

第93条 (略)

一 本機関から業務規程第64条、第91条第3項、第95条第2項及び第96条第3項の通知を受けた場合 当該通知の内容

二 第120条の4第1項に基づき電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合 第121条の2第1項において定めた内容

【送配電等業務指針】 <変更後>

(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い)

第89条 第88条第1項の規定にかかわらず、一般送配電事業者は、第79条第1項に掲げる場合において、次の各号に掲げるときは、発電設備等に関する契約申込みを受け付けず、接続検討の申込みその他の適切な対応を行うよう求めるものとする。

一～六 (略)

七 第120条の4第1項第5号に掲げる場合

2 (略)

3 第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの内容と接続検討の回答内容の差異又は接続検討の前提となる事実関係の変動が契約申込みに伴う技術検討の内容に影響を与えないことが明らかであると認める場合は、発電設備等に関する契約申込みを受け付けることができる。

(暫定的な容量確保の特例)

第93条 (略)

一 本機関から業務規程第64条の通知を受けた場合 当該通知の内容

二 第120条の4第1項の規定により電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合 第121条の2第1項において定めた内容



【送配電等業務指針】 <変更前>

(電源接続案件一括検討プロセスの開始)

第120条の4 (略)

- 一 一般送配電事業者が、第120条の2 に基づく 申込みの受付後、当該申込みの対象となる送電系統について、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要と判断した場合
- 二 (略)
- 三 本機関から業務規程第75条第1項 に基づき 要請を受けた場合
- 四 本機関から業務規程第96条第1項に基づき要請を受けた場合

(新設)

- 2 一般送配電事業者は、第120条の2 に基づく 申込みの受付後、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要ない旨を判断した場合は、系統連系希望者に対し、その旨を通知するとともに必要な説明を行う。



【送配電等業務指針】 <変更後>

(電源接続案件一括検討プロセスの開始)

第120条の4 (略)

- 一 一般送配電事業者が、第120条の2 の規定による 申込みの受付後、当該申込みの対象となる送電系統について、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要と判断した場合
- 二 (略)
- 三 本機関から業務規程第75条第1項 の規定により 要請を受けた場合
- 四 一般送配電事業者が、第124条第2項に掲げる期間において、過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、連系等を行うことが見込まれる発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量を超過すると判断した場合
- 五 一般送配電事業者が、第124条第2項に掲げる期間において、発電設備等の休止又は廃止等の手続(第107条に規定する手続により最大受電電力が減少された場合を含む。以下「休廃止等手続」という。)の対象となる送電系統を対象とする第88条の規定による申込みの申込書類を受領した場合で、系統連系希望者間の情報取得の公平性の観点から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要と判断した場合

- 2 一般送配電事業者は、第120条の2 の規定による 申込みの受付後、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要ない旨を判断した場合 又は第1項第4号若しくは第5号の規定により電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合は、系統連系希望者に対し、その旨を通知するとともに必要な説明を行う。

(参考) 系統アクセスに関する規定の変更 (新旧対照表：送配電等業務指針) ③

【送配電等業務指針】 <変更前>

3 一般送配電事業者は、第1項各号に基づき電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合及び第2項に基づき同プロセスを開始しない場合は、本機関に対し、その旨及びその理由を報告する。

4 一般送配電事業者は、第1項第4号の場合は、第121条の2に準じて、必要事項を定め公表した上で募集対象となる送電系統への系統連系希望者の募集を省略し、第122条の3に基づく、接続検討の申込みに対する検討から実施することができる。

(電源接続案件一括検討プロセスの前提条件の策定等)

第121条の2 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスの開始にあたって、同プロセスの対象となる送電系統の増強の概要、募集対象エリア、電源接続のために必要となる送電系統に暫定的に確保する容量その他の同プロセスの前提条件について検討を行い、これを定める。

2 (略)

【送配電等業務指針】 <変更後>

3 一般送配電事業者は、第1項各号の規定により電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合及び第2項の規定により同プロセスを開始しない場合は、本機関に対し、その旨及びその理由を報告する。

(削る)

(電源接続案件一括検討プロセスの前提条件の策定等)

第121条の2 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスの開始にあたって、同プロセスの対象となる送電系統の増強の概要、募集対象エリア、電源接続のために必要となる送電系統に暫定的に確保する容量その他の同プロセスの前提条件について検討を行い、これを定める。ただし、第120条の4第1項第4号又は第5号に掲げる場合において、電源接続案件一括検討プロセスを開始するときは、同プロセスの対象となる送電系統の増強の概要についての検討を省略することができる。

2 (略)

(参考) 系統アクセスに関する規定の変更 (新旧対照表：送配電等業務指針) ④

【送配電等業務指針】 <変更前>

(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込み)

第123条 第122条の11の回答を受領した系統連系希望者は、回答内容を踏まえ、募集対象となる送電系統への連系等を希望する場合には、一般送配電事業者に対し、電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みを行わなければならない。

2 前項の申込みを行う系統連系希望者は、申込みに伴い、一般送配電事業者と工事費負担金の補償に関する契約を締結しなければならない。

(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付)

第123条の2 一般送配電事業者は、前条の電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。

2～4 (略)

(新設)

【送配電等業務指針】 <変更後>

(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込み)

第123条 第122条の11の回答 又は第123条の9の通知を受領した系統連系希望者は、回答内容を踏まえ、募集対象となる送電系統への連系等を希望する場合には、一般送配電事業者に対し、電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みを行わなければならない。

2 前項の 規定により 申込みを行う系統連系希望者は、申込みに伴い、一般送配電事業者と工事費負担金の補償に関する契約を締結しなければならない。 ただし、第123条の9の通知を受領した系統連系希望者が契約申込みを行う場合においては、その限りではない。

(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付)

第123条の2 一般送配電事業者は、前条の電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること 及び第123条の9の規定により電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略したときは、第88条の2に規定する保証金を要しない場合を除き、同条に規定する保証金が入金されていることを確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。

2～4 (略)

(電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部の省略)
第123条の9 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおける検討において増強工事が不要となった等の理由により、電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略しても系統連系希望者に不利益が生じず、かつ、系統連系希望者間の公平性を害しないと判断したときは、電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略することができる。この場合において、一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、その旨及び電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込手続の内容を書面にて通知し、必要な説明を行う。

【送配電等業務指針】 <変更前>

(リプレース案件の対象となる資本関係及び契約関係)

第124条 業務規程第90条第1項第2号に定めるリプレース対象事業者は、リプレース対象廃止計画を提出した発電事業者及び当該発電事業者と次の各号に掲げる資本関係又は契約関係を有する者とする。

二 資本関係を有する者 次のア及びイに掲げる者

ア 当該発電事業者の親子法人等

イ 当該発電事業者の関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条に定める者をいう。以下同じ。）並びに当該発電事業者の親子法人等の関連会社

二 契約関係を有する者 次のアからウに掲げる者

ア 当該発電事業者と新設発電設備等を共同で開発又は維持、運用する契約を締結し、又は、締結することを予定している電気供給事業者

イ 当該発電事業者と新設発電設備等から発電される電気を受給する契約（FIT法に基づく特定契約を除く。）を締結し、又は、締結することを予定している電気供給事業者

ウ この号ア及びイに掲げる電気供給事業者と前号に掲げる資本関係がある者

(新設)



【送配電等業務指針】 <変更後>

(電源廃止等により10万キロワット以上連系可能量が増加する場合の取扱い)

第124条 一般送配電事業者は、休廃止等手続により、連系可能量が10万キロワット以上増加することが確実に見込まれるときは、当該休廃止等手続により増加する連系可能量（以下「増加連系可能量」という。）及び増加する時期、並びに連系可能量が増加する送電系統を、系統情報ガイドラインに基づき、速やかに自身のウェブサイトにおいて公表する。

2 前項の規定にかかわらず、一般送配電事業者は、この章の規定の適用については前項の規定により公表した日より12か月が経過するまでの間は、休廃止等手続の対象となる発電設備等が休廃止等手続前における最大受電電力のまま連系され、稼働しているものとみなして取り扱う。ただし、休廃止等手続の対象となる送電系統を対象とする電源接続案件一括検討プロセスにおいてはこの限りではない。

(参考) 系統アクセスに関する規定の変更
(新旧対照表：送配電等業務指針) ⑥

【送配電等業務指針】 <変更前>

(リプレースに該当する可能性がある場合の報告)

第125条 (条文記載省略)

(リプレースの該当性判断のための確認)

第126条 (条文記載省略)

(リプレースに係る系統アクセス情報の報告)

第127条 (条文記載省略)

(リプレース案件系統連系募集プロセスへの応募)

第128条 (条文記載省略)

(リプレース案件系統連系募集プロセスにおける契約申込み)

第129条 (条文記載省略)

(廃止を伴う新設発電設備等の契約申込みの制限)

第130条 (条文記載省略)

(リプレース案件系統連系募集プロセスにおける廃止時期変更の制限)

第131条 (条文記載省略)

附則 (平成28年4月1日)

(リプレース案件系統連系募集プロセスの適用)

第5条 (条文記載省略)



【送配電等業務指針】 <変更後>

第125条 削除

第126条 削除

第127条 削除

第128条 削除

第129条 削除

第130条 削除

第131条 削除

附則 (平成28年4月1日)

第5条 削除

【送配電等業務指針】 <変更前>

(新設)



【送配電等業務指針】 <変更後>

附則(令和 年 月 日)

(リプレース案件系統連系募集プロセスに関する経過措置)
第2条 業務規程附則(令和 年 月 日)第3条第1項の規定により、本機関からリプレース該当性判断を行っている案件の通知を受けた一般送配電事業者たる会員は、当該通知を休廃止等手続とみなして、改正後の送配電等業務指針の規定を適用する。
2 この送配電等業務指針の施行の際現にリプレース案件系統募集プロセスを開始している案件については、改正後の送配電等業務指針の規定にかかわらず、なお従前の例による。

1. 新業務への対応に関する規定の変更（定款、業務規程）【スライド2～7】
 - 新業務への準備及び役員の定数に関する変更
2. 広域系統整備に関する規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド8～26】
 - 2-1. 広域系統整備計画策定及び届出に関する変更
 - 2-2. 広域系統整備交付金交付に関する変更
3. 系統アクセスに関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド27～41】
 - リプレース及び休廃止等する発電設備等の取り扱いに関する変更
4. 災害等復旧費用の相互扶助に関する規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド42～52】
 - 災害等復旧費用の相互扶助に関する変更

2019年の台風15号の影響をはじめ、昨今の災害の激甚化により、停電復旧に係る他電力からの応援の規模や期間が大規模・長期化してきている。

停電の早期解消のため、被害を受けた電気設備の仮復旧の実施や他電力からの電源車派遣が求められているものの、現状、災害復旧にかかった費用は、被災したエリアが負担することとなっているため、被災エリアには、設備復旧に係るコストに加えて他電力からの電源車派遣等のコスト負担が発生する。



電力事業者が停電を早期に解消するための対応を実施することを制度的に円滑化するため、災害を全国大の課題として捉えた災害等復旧費用の相互扶助制度を導入し、広域機関が被災したエリアの電力事業者に対し、災害等の復旧に係る費用の一部を交付する業務を行うことと整理された。（※1）

※1 「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」において、新たに、広域機関が実施できる業務として定められている。



広域機関が、被災したエリアの電力事業者に災害等復旧に係る費用の一部を交付するためには、

- ・ 災害等復旧費用の交付金（災害等扶助交付金（※2））に充てるための拠出金（災害等扶助拠出金（※3））に係るルールを整備することが必要
- ・ 災害等扶助交付金交付に係るルールを整備することが必要

※2 交付の対象事業者：一般送配電事業者、送電事業者

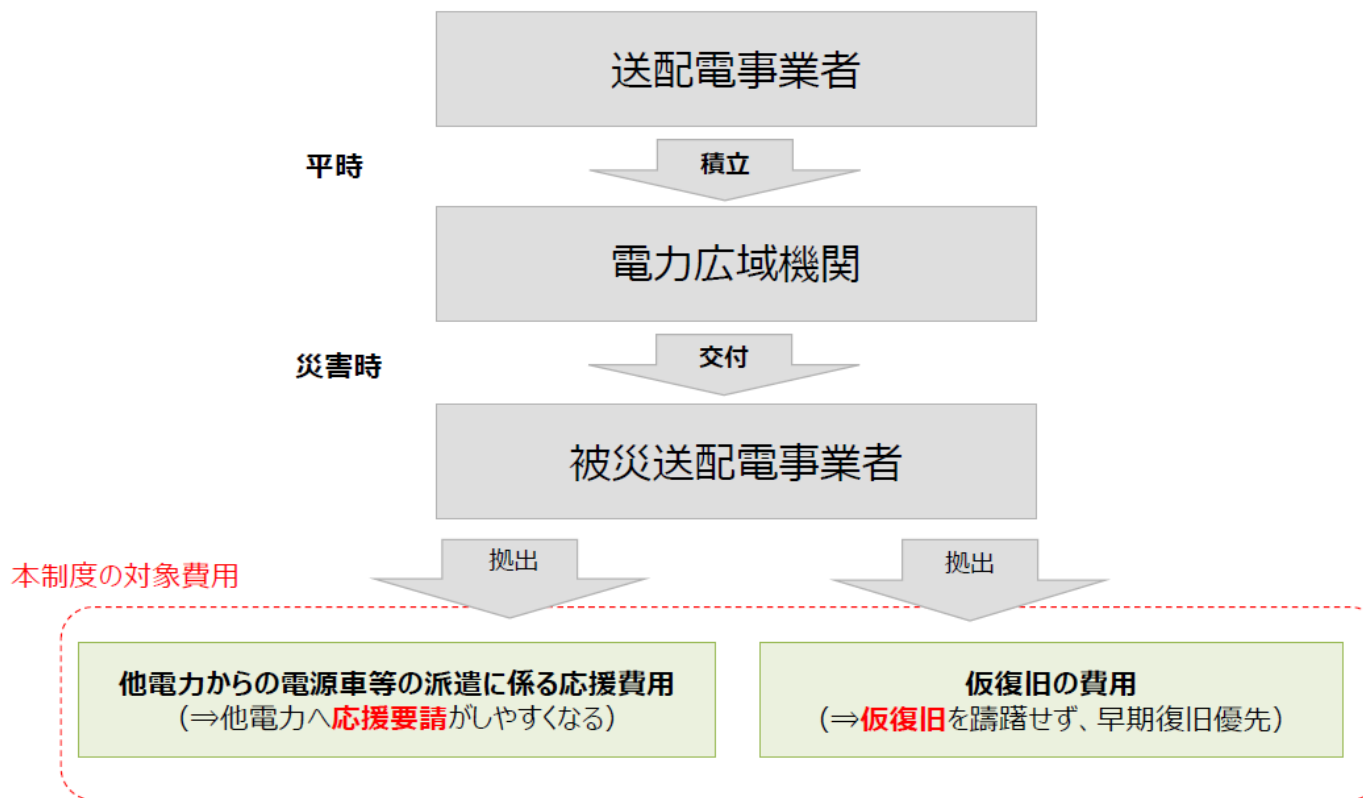
※3 拠出の対象事業者：一般送配電事業者

[変更内容]

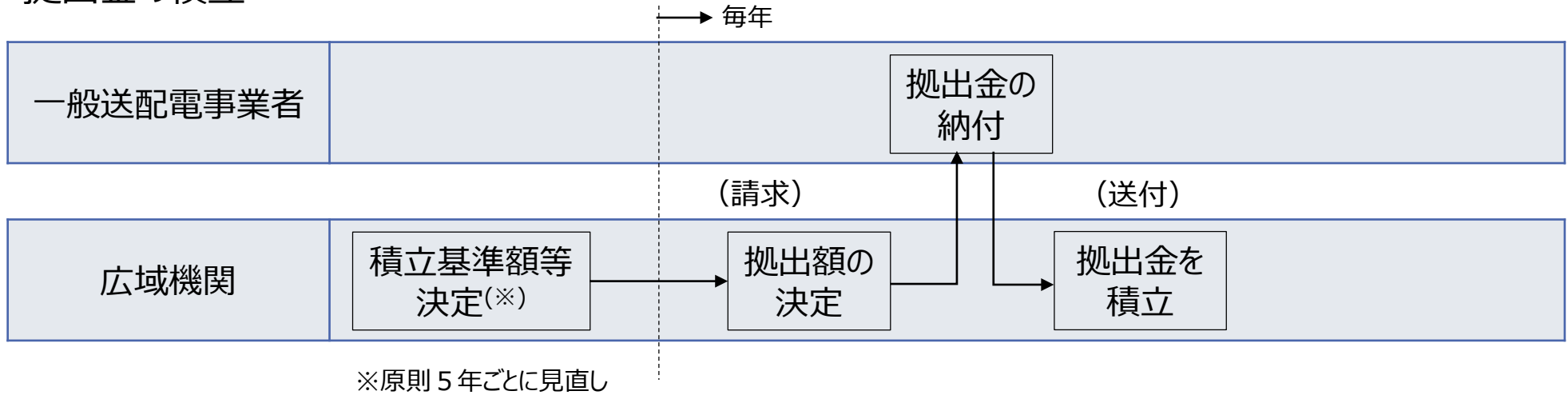
- 災害等扶助交付金に充てるための拠出金を一般送配電事業者に求めることができる旨規定
【定款第56条の3】<新設>
【定款第57条】<変更>
- 広域機関が、災害等扶助交付金を交付する業務を行う旨規定
【定款第5条第9号、第7条第2項第14号、第36条第5項第10号】<新設>
【業務規程第176条の7～第176条の15、附則第4条】<新設>
- 一般送配電事業者及び送電事業者は、災害等扶助交付金の交付を申請することができる旨規定
【送配電等業務指針第267条の6】<新設>

災害復旧費用の相互扶助

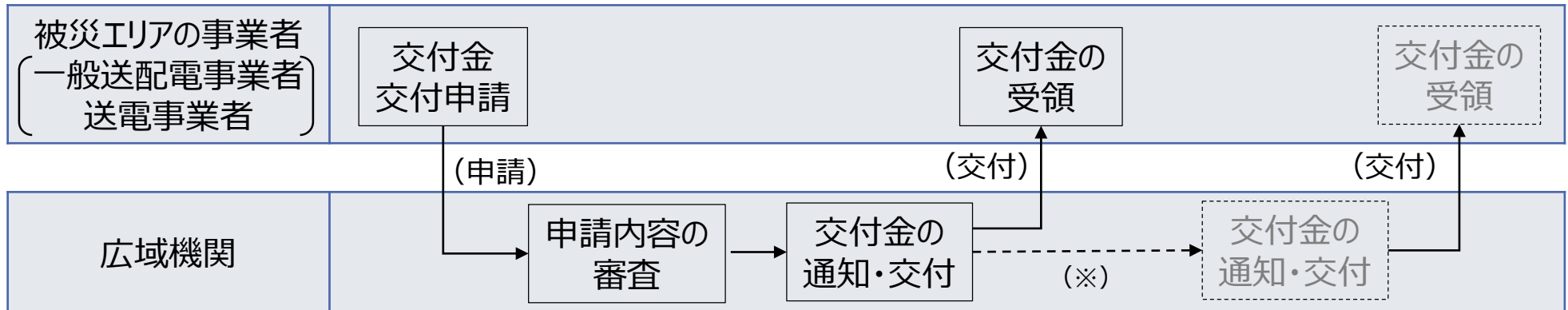
- 昨今の災害の激甚化を踏まえ、停電復旧に係る応援の規模・期間が大規模・長期化することに伴うコスト増加に対応するため、災害を全国大の課題として捉えた費用負担の制度（災害復旧費用の相互扶助）を創設。



拠出金の積立



交付金の交付



※ 積立金不足の場合、不足分については、次年度以降に交付

(参考) 災害等復旧費用の相互扶助に関する規定の変更
(新旧対照表：定款) ①

【定款】

<変更前>

(業務内容)
第5条 (略)
一～八 (略)
(新設)
九 (略)

(用語)
第7条 (略)
2 (略)
一～十三 (略)
(新設)

(理事会の構成・役割)
第36条 (略)
2～4 (略)
5 (略)
一～九 (略)
(新設)
十～十七 (略)

【定款】

<変更後>

(業務内容)
第5条 (略)
一～八 (略)
九 電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用の一部に充てるための交付金を交付すること。
十 (略)

(用語)
第7条 (略)
2 (略)
一～十三 (略)
十四 「災害等復旧費用の相互扶助」とは、法第28条の40第2項の規定により、電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用の一部に充てるための交付金を交付するための仕組みをいう。

(理事会の構成・役割)
第36条 (略)
2～4 (略)
5 (略)
一～九 (略)
十 災害等復旧費用の相互扶助に関する事項
十一～十八 (略)



(参考) 災害等復旧費用の相互扶助に関する規定の変更
(新旧対照表：定款) ②

【定款】

<変更前>

(新設)

(滞納者への対応)

第57条 本機関は、会員が、会費、特別会費、容量拠出金若しくは電源入札拠出金の滞納又はその不当な減額を行った場合、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表することができる。

【定款】

<変更後>

(災害等扶助拠出金)

第56条の3 本機関は、一般送配電事業者たる会員に対し、毎年度、電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用の一部に充てるための交付に係る拠出金（以下「災害等扶助拠出金」という。）を求めることができる。
2 災害等扶助拠出金の額、納入期限その他の災害等扶助拠出金の納入の方法に関する事項は、理事会の議決により定める。
3 一般送配電事業者たる会員は、第1項の規定による本機関の求めに応じ、指定された期限までに災害等扶助拠出金を納入しなければならない。

(滞納者への対応)

第57条 本機関は、会員が、会費、特別会費、容量拠出金、電源入札拠出金若しくは災害等扶助拠出金の滞納又はその不当な減額を行った場合、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表することができる。

【業務規程】

<変更前>

(新設)

【業務規程】

<変更後>

第3節 災害等復旧費用の相互扶助

(災害等復旧費用の交付業務)

第176条の7 本機関は、法第28条の40第2項の規定により、電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用の一部に充てるための交付金（以下「災害等扶助交付金」という。）を交付する業務を行う。

(毎事業年度の災害等扶助拠出金の総額と積立基準額の設定)

第176条の8 本機関は、毎年発生する蓋然性が高い通常規模の災害への対応分に加え、数年に一度発生する大規模な災害に対応するための積立分を考慮して毎事業年度の災害等扶助拠出金の総額を定める。

2 災害等扶助拠出金の過度な積み立てを回避するため、災害等扶助拠出金の積立額に基準（以下「積立基準額」という。）を定める。

3 前2項に規定する災害等扶助拠出金の総額及び積立基準額は、原則として5年ごとに見直す。ただし、大幅な積立不足が生じる場合など、見直しを行う必要が生じた場合には、この限りでない。

(災害等扶助拠出金の積立)

第176条の9 本機関は、災害等扶助交付金の交付に充てるため、毎年度、一般送配電事業者たる会員から拠出される災害等扶助拠出金を積み立てる。

2 前項の規定にかかわらず、前年度末の積立残高の金額が積立基準額を超える場合には、当該年度において、本機関は一般送配電事業者たる会員に対して災害等扶助拠出金の拠出を求めない。



【業務規程】

<変更前>

(新設)

【業務規程】

<変更後>

(災害等扶助交付金の交付対象者)

第176条の10 災害等扶助交付金の交付対象者は、一般送配電事業者及び送電事業者たる会員とする。

(災害等扶助交付金の交付対象災害等)

第176条の11 本機関は、災害等扶助交付金の交付対象となる災害その他の事由の具体的な基準について、第176条の15に規定する運用要領に定める。

(災害等扶助交付金の交付対象費用)

第176条の12 災害等扶助交付金は、停電を早期に解消するための仮復旧等に係る費用を交付対象費用とする。

2 本機関は、前項の災害等扶助交付金の交付対象費用の具体的な項目について、第176条の15に規定する運用要領に定める。

(災害等扶助交付金の金額の決定)

第176条の13 本機関は、交付対象者より災害等扶助交付金の申請があった場合には、第176条の15に規定する運用要領で定める基準により申請内容を精査する。

2 本機関は、前項の精査を踏まえ、交付対象費用と認められる金額から、1割の自己負担分を控除して災害等扶助交付金の金額を決定し、当該申請をした交付対象者に通知する。



【業務規程】	<変更前>	【業務規程】	<変更後>
(新設)		<p><u>(災害等扶助交付金の交付)</u> 第176条の14 本機関は、前条第2項の規定により通知した金額を当該申請をした交付対象者に交付する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、本機関は、ある事業年度に交付する災害等扶助交付金の金額が災害等扶助拠出金の積立残高を超える場合においては、当該超える金額は、翌事業年度以降に納付される災害等扶助拠出金をもって、翌事業年度以降に交付対象者に交付する。</p> <p><u>(災害等復旧費用の相互扶助に関する運用要領の策定)</u> 第176条の15 本機関は、災害等扶助交付金の交付対象となる災害その他の事由の具体的な基準及び交付対象費用の具体的な項目並びに災害等復旧費用の相互扶助の運用に関する手続、提出資料、その他円滑に運用するために必要となる事項を定めた運用要領を策定し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。</p>	
(新設)		附則(令和3年 月 日)	<p><u>(災害等扶助拠出金の算定)</u> 第4条 第176条の8第1項に規定する一般送配電事業者たる会員が拠出する災害等扶助拠出金の金額及び積立基準額は、令和7年度までの間、国から通知を受けた額を踏まえ算定する。</p>

【送配電等業務指針】

<変更前>

(新設)

【送配電等業務指針】

<変更後>

第3節 災害等復旧費用の相互扶助

(災害等扶助交付金の交付申請)

第267条の6 一般送配電事業者及び送電事業者たる会員は、本機関に対し、災害等扶助交付金の交付を申請することができる。